

# 第II章 世界の貿易ルール形成の動向

## 第1節 世界と日本のFTAの現状と展望

### (1) 世界のFTA概観

#### ■世界のFTA発効件数は290件

世界の自由貿易協定（FTA、発効済み）の件数は、2017年6月末現在、290件となっている（ジェットロ調べ、関税同盟を含む。資料「表16 世界のFTA一覧」を参照）。2016年も新たに10件のFTAが発効し、2003年以降、14年続けて2桁のFTAが新規に発効した（図表II-1）。

2016年は過去数年に比べると、主要国間での大型FTAの発効は少なかった（図表II-2）。件数で見ると最も多くのFTAを発効させたのはEUだったが、アフリカ諸国とのFTAは、2000年にアフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国とEUの間で結ばれたコトヌー協定に基づいたものであり、EUにとっては開発支援の意味合いが強い。その他の主要国を見ると、日本が6月にモンゴルと、韓国が7月にコロンビアとそれぞれFTAを発効させた。これらのFTAも、日韓両国で2015年に発効したFTA（日本オーストラリアFTAや中国・韓国FTAなど）と比べると、貿易規模は小さいものとどまった。

図表II-1 世界の地域・年代別FTA発効件数（2017年6月末現在）  
（単位：件）

	アジア 大洋州	米州	欧州	中東・ アフリカ	ロシア・ CIS	地域 横断	合計
1955～59年			1	1			2
60～64年		1	1	1			3
65～69年							0
70～74年		1	1			2	4
75～79年	2					1	3
80～84年	2	1					3
85～89年		3		1		2	6
90～94年	4	1	5	1	5	1	17
95～99年		7	3	9	14	6	39
2000～04年	9	7	5	8	2	18	49
2005～09年	20	8	5	4	2	38	77
2010年～	19	15	7		2	44	87
2010年	5	1	5			1	12
2011年	3	1				9	13
2012年		6	1		1	7	15
2013年	3	2				7	12
2014年	2	1				10	13
2015年	5	1	1		1	3	11
2016年	1	2				7	10
2017年		1					1
合計	56	44	28	25	25	112	290

〔資料〕WTO、各国政府・機関資料から作成

図表II-2 2016年以降に発効したFTA

地域	国・地域	発効年月
アジア大洋州	日本・モンゴル	2016年6月
米州	太平洋同盟	2016年5月
	コスタリカ・コロンビア	2016年8月
	ホンジュラス・ペルー	2017年1月
地域横断	メルコスール・南部アフリカ関税同盟（SACU）	2016年4月
	韓国・コロンビア	2016年7月
	EU・コートジボワール	2016年9月
	EU・南部アフリカ開発共同体（SADC）	2016年10月
	ベトナム・EEU	2016年10月
	トルコ・モルドバ	2016年11月
	EU・ガーナ	2016年12月

〔注〕①メルコスール・SACUは特惠貿易協定。

②各地域協定の加盟国は以下の通り。

太平洋同盟：メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ

メルコスール：ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ（ベネズエラ）

南部アフリカ関税同盟（SACU）：南アフリカ共和国、ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソト

南部アフリカ開発共同体（SADC）経済パートナーシップ諸国：アンゴラ、ボツワナ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド

ユーラシア経済連合（EEU）：ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギス

〔資料〕WTO、各国・地域政府・機関資料から作成

#### ■主要国・地域のFTAカバー率の伸びにも一服感

2016年の貿易統計を基にFTAカバー率（当該国の全貿易総額に占めるFTA発効相手国との貿易額の割合）を見ると、往復貿易額ベースでは、日本が22.5%、米国が39.1%、中国が29.3%、韓国が67.8%などとなり、前年から大きな変動はなかった。図表II-3を見ると、日本のFTAカバー率は主要国・地域の中では低い水準にある。要因の一つは、他国に比べて貿易額の大きな国とのFTAが少ないことである。例えば、韓国を見ると、FTA発効相手国のうち、最大である中国との貿易額は全体の23.4%であるのに対し、日本は、国別では最も貿易額が大きいタイとの貿易の割合でも3.8%にとどまっている。

米国、カナダ、メキシコのFTA発効相手国との貿易の割合を見ると、各国にとって、北米自由貿易協定（NAFTA）の重要度が極めて高い。メキシコとカナダの米国との貿易（往復）は、それぞれ全貿易額の63.4%、63.1%を占めており、米国市場との結び付きの強さが際立つ。

#### ■日本の署名済み・交渉中のFTA

2016年以降発効した日本のFTAはモンゴルのみにとどまり、日本のFTAカバー率は横ばいだった。FTAカバー率の底上げには、2017年7月に大枠合意に至った日EU経済連携協定（日EU・EPA）に加え、その他、日本

図表Ⅱ-3 主要国・地域のFTAカバー率 (2016年)

(単位：%)

	FTA カバー率			発効相手国・地域 (往復)					
	往復貿易	輸出	輸入	第1位		第2位		第3位	
日本	22.5	20.8	24.3	ASEAN	15.0	オーストラリア	3.6	メキシコ	1.3
米国	39.1	46.5	34.2	NAFTA	29.3	韓国	3.1	DR-CAFTA	1.4
カナダ	70.5	79.1	62.9	NAFTA	67.1	韓国	1.5	EFTA	0.9
メキシコ	79.7	93.4	66.5	NAFTA	66.0	EU	8.1	日本	2.8
チリ	93.1	92.2	94.2	中国	25.9	米国	15.8	EU	14.8
ブラジル	15.9	17.2	14.2	メルコスール	9.8	CAN	3.1	チリ	2.2
EU 貿易総額	74.7	75.5	73.9	EU	63.9	スイス	2.8	トルコ	1.5
域外貿易	30.2	32.6	27.7	スイス	7.6	トルコ	4.2	EEA	3.2
中国	29.3	22.4	38.8	ASEAN	12.1	韓国	7.0	台湾	4.9
韓国	67.8	70.7	64.3	中国	23.4	ASEAN	13.2	米国	12.2
ASEAN	58.8	55.6	62.2	ASEAN	22.8	中国	16.3	日本	8.9
シンガポール	78.1	73.7	80.5	ASEAN	24.1	中国	13.6	米国	9.5
マレーシア	63.0	62.3	63.7	ASEAN	27.1	中国	16.2	日本	8.1
ベトナム	56.3	44.8	67.8	中国	19.6	ASEAN	12.7	韓国	11.8
タイ	60.4	56.1	65.0	ASEAN	22.9	中国	16.1	日本	12.5
インドネシア	64.5	60.0	69.3	ASEAN	24.3	中国	17.0	日本	10.4
インド	18.7	20.1	17.6	ASEAN	10.5	韓国	2.5	日本	2.2
オーストラリア	68.2	70.1	66.2	中国	27.5	ASEAN	13.0	日本	10.8
ニュージーランド	52.9	53.7	52.2	中国	19.9	オーストラリア	14.9	ASEAN	11.6

〔注〕① FTA カバー率は、FTA 発効済み国・地域 (2017年6月末時点) との貿易が全体に占める比率。金額は2016年の貿易統計に基づく。

② 略語は、ドミニカ共和国・中米諸国とのFTA (DR-CAFTA)、アンデス共同体 (CAN)、欧州自由貿易連合 (EFTA)、欧州経済地域 (EEA)。

③ 中国は、香港 (8.1%) とマカオ (0.1%) を除く。

④ ASEANのFTAの中には未発効国もあるが、全ての加盟国の貿易額を加算。

⑤ カナダ、シンガポールは再輸出分を除いた輸出統計を採用。

〔資料〕各国政府資料、各国貿易統計、“DOTS (2017年6月8日版)” (IMF) から作成

の貿易額で上位を占める米国や中国、韓国などとのFTAが重要となる。以下では、日本の署名済み・交渉中のFTAの動向を、日本の貿易構造に照らしながら概観する。

日本の発効前のFTAの中で唯一署名済みである環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定は、2017年1月に米国が脱退を表明して以来、署名国間でさまざまな動きが見られる。日本、ニュージーランドおよびオーストラリアは、アジア・太平洋地域の新たな貿易ルール形成を重要視し、米国の脱退表明以降も、TPP発効に前向きである (日本は2016年12月、ニュージーランドは2017年5月に、それぞれTPPを国内批准済み)。中南米の署名国は、米州各国とは既存のFTAが存在するため、アジア市場へのアクセス拡大に興味を示していた。それに対し、TPPによって新規に米国とFTAを結ぶことになるはずであったベトナムとマレーシアは、同協定がもたらす米国市場へのアクセス改善に大きな関心を寄せていた。なお、ベトナムのフック首相は、2017年6月のジェットロ主催のイベントで、米国の参加を問わずTPPの推進について前向きなコメントをしている。

米国以外のTPP署名11カ国 (通称「TPP11」) は、2017年5月に行われた閣僚会合で、米国の同協定への復帰を促す方法を含め、「早期発効のための選択肢を評価するプ

ロセスを開始することに合意」した。同会合の声明では、2017年11月までに、この評価プロセスの各国での準備を完了することも盛り込まれた。

米国はTPPから脱退を表明したが、同国が日本にとって重要な貿易相手国であることは、日本の貿易構造を見ても明らかである (図表Ⅱ-4)。米国向け輸出は、日本の輸出総額の20.2%を占め、ほぼ日本の全FTA発効相手国への輸出の割合に相当する。日本の輸出品の中で最も輸出額が大きい輸送機器や一般機械の輸出では、米国向けがそれぞれ3割、2割以上を占める。米国のTPP離脱後、先行きが不透明な日米間の貿易枠組みだが、今後の議論の行方に、引き続き注目が集まる。

2013年4月に開始された日EU・EPAの交渉は2017年7月

6日、政治レベルでの大枠合意に達したと首脳間で宣言した。交渉当初より、日本が重要視していたのは自動車や電気機器などの工業製品の関税削減であった。一方、EUの日本に対する要望は、農林水産品の関税撤廃・削減のほか、医薬品やその関連製品、加工食品 (牛肉、豚肉、乳製品を含む) などの輸入品に日本が課す規制に加え、鉄道分野などでの調達に関する取り決めの緩和であった。大枠合意の際にEU側が発表した内容によると、EU側は品目数ベースで96%の関税を即時撤廃、最終的には99%の品目の関税を撤廃する。また、輸入額ベースでは、15年かけてほぼ全ての関税を撤廃することで日本側と合意した。特に、日本側が主張していた輸送機器については、最恵国待遇 (MFN) で10%の関税が課せられている乗用車の関税を段階的に引き下げ、同EPA発効から7年経過後に撤廃する。自動車部品についても即時から7年で関税撤廃する。一方、EUが重視する農林水産品について日本は、豚肉で現行の差額関税制度を維持するものの、10年間で段階的に関税を削減する。日本がEUからのワインに課す関税については、協定発効時に即時撤廃される。このほか、政府調達では、鉄道分野も含めて日EU双方が、WTO政府調達協定の約束を上回って互いに調達市場を開放する。

日EUは今後、交渉が残されている投資分野や規制協

図表II-4 日本の貿易構造とFTA（主要品目別、2016年）

(単位：%)

	世界 (100万ドル)	発効済み			TPP (署名済み)			交渉中						
		ASEAN	オーストラリア	EU (大枠合意)	米国	TPP11	その他交渉中							
							RCEP	中国	韓国	NZ				
輸出	輸送機器	161,013	16.1	8.3	4.2	48.0	33.8	14.2	12.4	29.9	21.6	7.1	0.9	0.8
	一般機械	124,010	20.2	14.9	1.2	32.3	22.2	10.2	13.5	48.0	45.0	18.8	7.9	0.2
	電気機器	98,252	21.1	17.8	0.4	27.0	15.1	11.9	10.2	50.9	49.7	24.1	6.4	0.0
	化学品	81,185	18.4	13.6	1.0	21.9	13.1	8.8	10.3	56.2	54.5	24.1	13.6	0.1
	鉄鋼製品	33,955	37.4	28.4	0.8	25.0	8.6	16.3	3.5	69.9	64.9	18.5	13.9	0.1
	輸出総額	645,052	20.8	14.8	2.2	33.0	20.2	12.8	11.4	47.1	43.5	17.7	7.2	0.3
輸入	鉱物性燃料	110,625	31.9	12.9	17.0	28.9	2.1	26.8	0.3	80.9	33.4	0.7	2.0	0.0
	機械機器	205,534	17.8	14.7	0.1	23.7	15.0	8.6	14.5	58.9	58.9	39.2	4.5	0.0
	化学品	75,473	20.5	13.8	0.5	25.0	16.1	8.9	31.7	39.3	38.7	17.3	5.3	0.3
	食料品類	59,311	27.4	14.5	6.1	40.8	20.0	20.8	13.3	41.5	40.6	13.6	3.2	2.1
	繊維製品	34,817	24.3	22.7	0.1	12.9	1.2	11.7	5.4	87.9	87.5	62.1	1.3	0.0
	輸入総額	607,728	24.3	15.2	5.0	27.1	11.1	16.0	12.3	60.4	51.3	25.8	4.1	0.4
往復貿易	1,252,781	22.5	15.0	3.6	30.1	15.8	14.3	11.9	53.5	47.3	21.6	5.7	0.4	

〔資料〕財務省貿易統計から作成

力などの交渉を進め、2017年末をめどに最終合意に到達して、2019年の早期に同EPAを発効させたい意向である。欧州委員会は、日EU・EPAの発効は、日本からEUへの輸出の29%増、EUから日本への輸出の34%増につながると見込む。

日本とEUがそれぞれ重点としていた分野やその主張は貿易構造にも裏打ちされる。日本からEUへの輸出では、一般機械と輸送機器の割合が比較的大きいことが分かる。こうした業種で競合することの多い韓国は、2011年7月にEUとのFTAを暫定発効（全面発効は2015年12月）させており、関税の撤廃・削減を既に進めている。日本がEUとの交渉において、これら品目の関税撤廃を訴えていたのは、EU市場において韓国製品に対する日本製品の競争環境の劣後を解消したかったためである。一方、EUからの輸入を見ると、医薬品などを含む化学品が全体の31.7%と突出して多く、EUの主張する規制緩和の影響は大きくなると思われる。食料品類も同13.3%と多く、日本側の関税撤廃・削減に伴い、今後、EUからの輸入にどのような変化が表れるかが注目される。

東アジア地域包括的経済連携（RCEP）はASEANと、そのFTAパートナー6カ国（日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド）を結ぶ広域経済圏を創設するFTAである。2013年5月に交渉が開始された同FTAは、ASEANが各国と結ぶ既存のFTAの関税譲許レベルをベースに、さらなる市場アクセスの拡大を目指すとともに、サービス、投資など幅広い分野を交渉範囲とする。2017年5月には第3回閣僚中間会合が開かれた。共同声明文では、経済技術協力と中小企業に関する二つの章の交渉が終了したことや、物品とサービス分野についても次の交渉段階に向け、「大きな前進があった」とされた。同声明文では、「開かれた地域主義への道

しるべ」として、RCEPの早期の交渉妥結を目指すことも確認された。

RCEPが発効すると、日本は、中国、韓国、ニュージーランドとの間に新規にFTAが発効することになる。これら3カ国との貿易額は、日本の輸出総額の25.2%、輸入総額の30.3%を占める。特に、15年連続で日本

の最大輸入相手国である中国との貿易の重要度は高い。中国は日本の繊維製品輸入の62.1%を占め、機械機器の輸入も同39.2%で最大の輸入元である。一方、日本から中国への輸出を見ても、電気機器と化学品の同国向け輸出は、それぞれ輸出全体の約4分の1を占め、これらの品目では中国が最大の輸出先であることが分かる。

そのほか、日本が交渉中のFTAとしては、日中韓FTAが、2013年3月の交渉開始以来、会合を重ねており、2017年4月には第12回交渉会合が開催された。また二国間FTAでは、トルコとの間で交渉が始まった2014年12月の第1回会合以降、年に1～2回程度で交渉を続けており、2017年1月に第6回会合が開催された。他方、コロンビアとのFTA交渉は2015年9月以降、開催されていない。

#### ■日本企業のFTA利用

ジェトロが行った「2016年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によると、輸出の際にFTAを利用している企業の割合は、発効相手国に輸出を行っている企業の45.1%だった。このうち、既に関税が無税などの理由でFTAの利用がない企業を母数から除くと、FTA利用企業の割合は49.9%に上る。大企業の利用率は57.1%であるのに対し、中小企業は40.6%と、企業規模で利用率に差が見られた。直接的な比較はできないものの、2015年度に行った同調査でも、大企業（52.2%）と中小企業の利用（33.2%）には大きな差が出ており、この傾向に変化は見られなかった。

輸入での利用はどうだろうか。財務省発表の輸入におけるFTA利用を見ると、日本のFTA全体の利用額は微減したものの、利用率は18.5%と、昨年から2.2ポイント増加した（図表II-5）。例年、利用が多いベトナム（35.7%）、タイ（28.9%）、インド（27.9%）などは、引き続き利用率の上位を占めた。特に、ベトナムは2014年

図表Ⅱ-5 日本の輸入におけるFTA利用状況

FTA相手国		FTA利用額（億円）			利用率（％）		
		2014年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年
ASEAN	タイ	6,247	6,889	6,328	27.2	27.9	28.9
	インドネシア	3,414	3,730	3,548	12.6	15.6	17.8
	シンガポール	474	463	361	5.7	4.8	4.5
	ベトナム	4,847	6,054	6,302	29.7	33.0	35.7
	マレーシア	2,998	2,961	2,573	9.7	11.4	13.7
	フィリピン	2,418	2,574	2,634	22.5	24.0	26.8
	ミャンマー	33	45	44	3.7	4.3	4.3
	カンボジア	105	132	100	12.9	11.2	7.6
	ラオス	9	12	17	7.7	10.6	13.7
	ブルネイ	1	0	1	0.0	0.0	0.0
	AJCEP	5,207	6,437	6,558	5.5	6.8	8.1
その他	インド	1,565	1,623	1,423	21.2	27.6	27.9
アジア	オーストラリア	-	2,848	3,012	-	6.8	9.1
大洋州	モンゴル	-	-	6	-	-	49.2
欧州	スイス	476	540	488	6.2	6.0	5.9
中 南 米	メキシコ	1,052	1,227	1,169	23.2	21.3	18.7
	ペルー	134	130	143	7.2	8.7	9.8
	チリ	1,851	1,734	1,570	21.5	23.9	26.6
合計		25,624	30,961	29,720	16.8	16.3	18.5

〔注〕①AJCEPの輸入総額は、未発効のインドネシアを除く。

②“World Tariff Profiles”（WTO）によると、日本の非農産品は、品目ベースで55.7%（2016年）、輸入額ベースで81.1%（2015年）が無税。

〔資料〕財務省貿易統計から作成

から利用率が6.0ポイント拡大し、FTAの利用額でもタイを追い上げる。輸入統計を基に、ASEAN日本FTA（AJCEP）と日本が結ぶ二国間FTAの利用率の違いを見ると、利用するFTAを選択可能な6カ国（ブルネイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイ、ベトナム）のうち、AJCEPの利用率が二国間FTAを上回ったのはベトナムのみであった。ベトナムからの輸入では、AJCEPの利用が81.2%、日本ベトナムFTAの利用が18.8%と大きな差があった。他の5カ国からの輸入を見ると、ブルネイ（100%）、フィリピン（97.0%）、タイ（96.5%）では、二国間FTAの利用が圧倒的に多い。シンガポール（67.4%）、マレーシア（66.5%）では、FTA利用のうち約3分の2が二国間FTAだった一方、2012年と比べると、二国間FTA利用の割合（シンガポール：81.2%、マレーシア：80.1%）は減少し、AJCEPの利用が増えていることが分かる。

輸出におけるFTAの利用率が分かるベトナムとマレーシアを見ても、この傾向は表れる。ベトナム税関の輸出統計によると、日本のベトナムからの輸入におけるFTA利用率は35.2%（51億6,000万ドル）で、このうちAJCEP利用率が79.4%、二国間FTAが20.6%だった。多少の誤差はあるものの、やはりAJCEPの利用が多かった。マレーシア税関によると、日本のマレーシアからの輸入におけるFTA利用率は17.9%（113億1,000万リンギット）で、このうちAJCEPの利用率が34.4%、二国間FTAが65.7%だった。こちらも、日本の輸入統計と同様

に、二国間FTAの利用が約3分の2を占め、AJCEPの利用を上回った。

FTAの活用事例を見ると、FTA利用の利点と課題が見えてくる。石川県で産業用機械の製造・販売をするA社は、海外子会社への輸出では全て、他社への販売でも要請があればFTAを利用している。商品の単価が大きいため、数%の関税削減でも、子会社とのやりとりでは節税効果が大きいという。他社への販売でのFTA利用でも、販売先のニーズに対応することで信頼を得て、その後の販売につなげる。東京都でプラスチック製品の製造・販売を手掛けるB社は、タイとマレーシアへの輸出でFTAを利用。輸入社側から依頼があれば利用しており、現地販売会社は、FTAの利用実績を販路拡大の際にアピールしているという。大阪府の手芸用品メーカーC社は、2017年1月に日本オーストラリアFTAの自己証明制度を利用して輸出を開始した。

一方で、共通する課題の一つが利用手続きの煩雑さと手間である。主な担当者が1人しかいない企業も少なく、特に初めてFTAを利用する際には、手続き面の負担が大きい。またA社では、証明書発給手数料支払いの手間を課題に挙げる。現状、発給手数料の後払いが認められるのは、月ごとの発給件数が一定水準に達する場合に限られ、該当しないA社の場合、発給の都度支払いに行かなければならない。輸出品目が多く単価が低い場合、原産地証明書の発行にかかる手間とコストを考慮し、FTAの利用そのものをあきらめる企業も見られた。原産地判定依頼の準備のためにサプライヤーからの書類が必要となるが、不慣れな取引先も存在するため、A社やC社は自社でフォーマットを作成し、書類の提出を依頼する手間もかかった。HSコードの解釈も、税関担当者によって異なることがあるため申請の際の見極めが難しい。B社、C社ともに、事前教示制度の利用を検討したが、販売先企業の理解が進んでいないこともあったという。このように、FTA利用の利点は確かにあるものの、制度面で改善が求められる点も見られた。

## （2）途上国間で進む地域経済統合の動き

前節の通り、2016年の世界のFTA発効では目立った動きが少なかった。先進国を中心に貿易制限的な姿勢を見せる国も見られる。そのような状況下、途上国間において、地域内での貿易の深化だけでなく、域外にも開いた経済圏の形成を目指す動きがある。以下では、主要な途上国間の特徴的な経済統合の動きを紹介する。

### ①東南アジア諸国連合（ASEAN）

ASEANは、1967年8月、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの外務相によって「バ

ンコク宣言」に基づいて設立された。その後1984年にブルネイが参加、1990年代にベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア（以下、CLMV）が加わり、現在の10カ国の体制に至る。2007年にはASEAN憲章を採択し、加盟国間の社会、文化、経済面での地域統合を進める。2017年8月に設立50周年を迎える。

2010年に発効したASEAN自由貿易地域の物品貿易に関する協定（ATIGA）に基づき、先行加盟6カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ）は既に99.65%の品目の関税を撤廃している。CLMVにおいても、98.86%の関税が0～5%に撤廃・削減されており、2018年までにさらなる削減が見込まれる。物品の原産性を特定する原産地証明についても、商工会議所など、国が認定した機関の証明書発給を受ける「第三者証明制度」に加え、一定の条件を満たす企業には自社での証明書発行を認める「認定事業者自己証明制度」の試験的導入を行うなど、域内貿易の障壁撤廃に努める。

サービス分野では、ASEANは、WTOにおけるサービス貿易に関する一般協定（GATS）の12分野155サブセクターをベースとした「ASEANのサービスに関する枠組み協定」（AFAS）に基づき、段階的に自由化交渉を行ってきた。加盟国は交渉ラウンドごとに自由化約束表（パッケージ）に署名し、署名から一定期間後にパッケージを発効する。特に、業務上の拠点の移動を伴うサービス貿易の自由化に注目が集まる。既に第8パッケージまでで、4優先分野（航空輸送、e-ASEAN〈情報通信やITサービス〉、保健医療、観光）については目標である70%の外資参入が自由化された。2017年6月末時点で最も新しく発効した第9パッケージでは、物流サービス分野で70%、その他の分野については50%の外資参入の容認に向けた交渉を行った。今まで九つのパッケージが発効したものの、サブセクターのうちの一部の自由化であっても、当該分野で目標が達成されたと認めるなど、自由化のレベルは一様ではない。そのため、例えば第9パッケージでは、建設分野では比較的高い水準の自由化が達成された一方で、運送サービスなどの分野については実質的な自由化度合いが低いなど、分野ごとの実態にばらつきが見られる。加盟国間でも、シンガポールやベトナムに比べ、インドネシアやフィリピンの自由化度は低い。現在交渉中の第10パッケージでは、4優先分野と物流サービス以外の分野について70%の外資参入の容認に向けて交渉を進める。

2007年のASEAN憲章で取り上げられた「ASEAN Centrality（ASEAN中心の原則）」は、ASEANが主体的に政治や経済分野などの交渉を行うという、対外交渉の

基本原則である。RCEPにおいても、その交渉原則の中で、ASEAN Centralityが確認された。RCEPの交渉内容は明らかでないが、CLMVへの関税撤廃・削減スケジュールの配慮など、ASEANが結ぶ他のFTAに見られる内容が盛り込まれる見込みである。このように、ASEANはアジアの主要国が参加するRCEP交渉でも、その中心性に重きを置いている。

## ②太平洋同盟

2011年に設立された太平洋同盟は、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルーの4カ国からなる中南米地域の貿易同盟である。4カ国合計の輸出額は中南米最大の経済国であるブラジルを大きく上回り、GDPでもブラジルに匹敵する。太平洋同盟にはオブザーバー制度があり、2017年6月末現在、日本含む50カ国がオブザーバーとして登録されている。全加盟国の同意があれば会議に参加できるほか、一定条件を満たせば正式な加盟候補オブザーバー国になる申請ができる。現在、コスタリカとパナマの2カ国が、加盟候補オブザーバー国の位置付けにある。また、2017年6月には、新たに準加盟国に関する指針を発表し、さらなる同盟の拡大・強化を図る。太平洋同盟の大きな目的は、①加盟国間の経済統合、②経済の競争力強化、③世界、特にアジア太平洋地域との政治、経済、貿易面での統合を目指すプラットフォームとなること、の三つである。

太平洋同盟の物品貿易における取り決めは、2016年5月に発効した「太平洋同盟枠組み協定の追加議定書」による。発効時に92%の品目の域内関税が即時撤廃された。残り8%の品目についても、2030年までに関税が撤廃される。太平洋同盟は、経済共同体としてカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールとFTA交渉を開始すると発表した。実現すれば、同同盟としては初の対外FTAとなる。

物品以外の取り組みでは、太平洋同盟は、2011年に加盟国の証券市場を統合し、ラテンアメリカ統合証券市場（MILA）を発足させた（メキシコは2014年に統合）。太平洋同盟によると、MILAの取引額は中南米最大であり、上場企業数もブラジル証券市場に次ぐ規模だという。MILAは、地域内外の証券投資をさらに促すために、今後、手続きの簡素化や加盟国間の金融関連政策、規制の統一などを目指す。太平洋同盟は、加盟国間の人の移動の自由化にも努める。メキシコは、2012年11月に、加盟国からの滞在者で、国内での給与支払いを伴わない者について、ビザを免除することを発表した。ペルーも2013年5月に、同様の条件で6カ月未満の滞在者についてビザを免除している。このほか、若年層の往来の自由化などについても、現在、交渉が行われている。

設立当初は、他の中南米諸国から批判的にみられた太平洋同盟だが、同地域のもう一つの経済共同体であるメルコスールと、近年急速に距離が縮まっている。アルゼンチンのマクリ大統領は、2016年6月の太平洋同盟サミットにオブザーバーとして参加し、メルコスールと太平洋同盟の関係強化について言及した。議長国であったチリのバチェレ大統領も、アルゼンチンの将来的な同盟への加盟について前向きであった。また、マクリ大統領とブラジルのテメル大統領は、2017年2月に、太平洋同盟を含めた他地域との経済連携の強化に合意した。2017年4月に開催された太平洋同盟とメルコスールの会議では、今後、共同作業を目指す分野について議論され、ロードマップが作成された。具体的には、原産地規則の累積に関する意見交換や、原産地証明書の電子化、地域でのシングルウィンドウの作成など物品貿易の円滑化を目指す協力が多かった。今後も、事務レベルで、二つの地域経済共同体の対話が続けられる。

### ③アフリカ経済共同体（AEC）

1994年に発効した「AEC設立のための条約」で、アフリカ諸国は、六つのステージを経て34年でAECを設立することに合意した(図表Ⅱ-6)。ステージ1の地域経済共同体の設立は既に完了している。2012年1月にアフリカ連合委員会より発表された「大陸内貿易促進」レポートによると、大陸内には八つの地域経済共同体が存在する。ステージ2では、各国が関税の引き上げや新たな非関税障壁を設けないこと、ステージ3では地域経済共同体間の自由貿易圏の設立を促す。

現在進行中のステージ3に該当する取り組みとして初めて署名に至ったのが、東南部アフリカ市場共同体(COMESA)、東アフリカ共同体(EAC)、南部アフリカ開発共同体(SADC)が加盟する3機関自由貿易圏(TFTA)である。三つの共同体に加盟する26カ国は2015年6月にTFTAの設立に署名した。加盟国は、60~85%の品目についてはTFTA発効時に関税撤廃、残りの品目については、今後、協議の上、撤廃あるいは削減を図る。非関税障壁についても、貿易円滑化や貿易救済措置など

に関する章があり、アフリカ諸国間での貿易振興に期待が寄せられる。サービス貿易やその他の分野(競争、知的財産など)についても、TFTAの発効から2年以内に合意することを目標とする。

TFTAは、同じくステージ3の過程で計画されている大陸自由貿易圏(CFTA)の設立に向けた大きな前進と捉えられる。アフリカ諸国は2017年中のCFTA設立を目指し、2015年6月に1回目の会合を開催した。同会合で、参加国は最恵国待遇や内国民待遇などに加え、発展レベルに応じたルール適用の柔軟性、コンセンサス方式による交渉などを確認した。TFTAの設立は当初の計画から遅れており、CFTAの2017年中の設立も難しいとの見方もある。しかし、アフリカ諸国は、TFTAの署名ならびにCFTAの交渉開始を前進と捉え、ステージ4以降に計画されている大陸関税同盟の設立やアフリカ共通通貨の導入などを経て、2028年のAEC設立に向けて、活動を続ける。

そのほか、特徴的な地域経済統合としては、2015年1月に発効したユーラシア経済連合(EEU)がある。以前より関税同盟に加盟していたロシア、ベラルーシ、カザフスタンを原加盟国として発効したEEUは、2017年6月末現在、アルメニアとキルギスに加わり、5カ国が加盟する。域内関税では原則として関税は賦課されない。しかし、実態では貿易に対する管理が強まるという負の側面が散見される。例えば、EUからの輸入品の再輸出がロシアに摘発され、税関の監視が強化された事例が報告されている。また、域外統一関税については、ロシアの関税率が大きく反映されており、カザフスタンなど、品目によっては以前の関税率より高く設定されている国もある。EEUは、域内貿易額が小さく、設立や加盟には経済的な目的以上に政治的な動機が強い。将来的には、ガスおよび原油・石油製品市場の統合や、統一されたマクロ経済政策の導入など高い目標を掲げるが、実現までには長い時間と労力がかかると予想される。

途上国で最大経済規模の中国は、習近平主席の提言の下、途上国だけでなく、先進国をも巻き込んだ広域経済構想である「一帯一路構想」(詳しくはColumnⅡ参照)を推進する。このように、世界の各地域で、特に途上国を中心とした地域経済統合の動きが広がっている。中南米やアフリカ大陸で見られたように、地域間での協力や統合を目指す動きも出てきている。先進国の中には、自由貿易を推進する動きに陰りが見られる国もある一方、途上国間でFTAや地域経済統合の動きが進展していることは、注目されるべき事象である。

図表Ⅱ-6 アフリカ経済共同体(AEC)設立までのロードマップ

ステージ	目標	目標年
ステージ1	地域経済共同体の設立	1999
ステージ2	段階的な関税撤廃・削減をとおした関税の統一	2007
ステージ3	地域経済共同体間でTFTAやCFTAなどを通じた自由貿易圏の締結	2017
ステージ4	自由貿易圏の推進と大陸関税同盟の設立	2019
ステージ5	関連政策の統一や人の自由な移動などを図るアフリカ共同市場の設立	2023
ステージ6	アフリカ中央銀行、金融連合を立ち上げ、共通通貨を導入し、AECを設立	2028

[資料]「アフリカ経済共同体設立のための条約」から作成

## 第2節 転換期を迎える世界の通商政策

### (1) 欧米での「内向き政策」支持拡大の背景

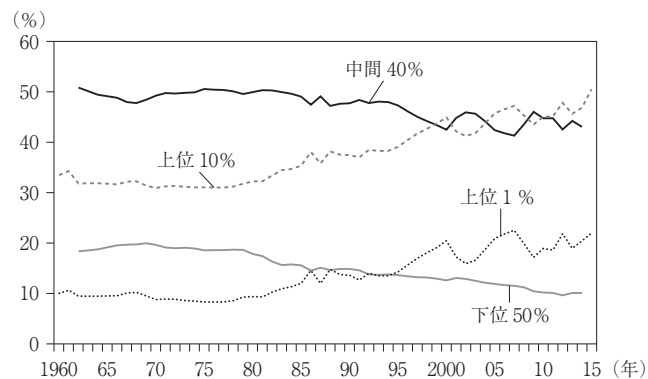
#### ■ 所得や雇用の格差拡大が背景

2016年6月、英国は国民投票でEU離脱を選択した。同年11月には、米国でトランプ共和党候補が大統領選に勝利、2017年1月に大統領に就任して以降、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定離脱や北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉、移民制限の強化などを打ち出している。そのほか、一部の欧州諸国での反EU、反移民を掲げる政党への支持拡大、オーストラリアやニュージーランドによる就労ビザ発給条件の厳格化(2017年4月)など、先進国の一部でこれまで進展してきたグローバル化に逆行するような内向きな政策への支持が拡大傾向にある。

英国や米国で、EU離脱またはトランプ候補を支持したのは主に低所得者層であった。自身の失業や低所得は、移民や輸入製品の流入といったグローバル化が原因だと分かりやすい主張が支持された。実際に、中国など途上国との輸入競争は各国の投票行動に影響を与えている。米国では、中国からの輸入競争、ドイツでは、中国と東欧からの輸入競争にさらされる地域ほど、より急進的な右派または左派候補(ドイツでは極右政党)への投票が増えるとの実証研究結果が得られている(注1)。

内向き政策への支持拡大の背景には、1980年代以降、先進国で所得や雇用の格差が拡大し続け、低所得者層の

図表II-7 米国の所得格差：総所得に占める各所得分位のシェアの推移



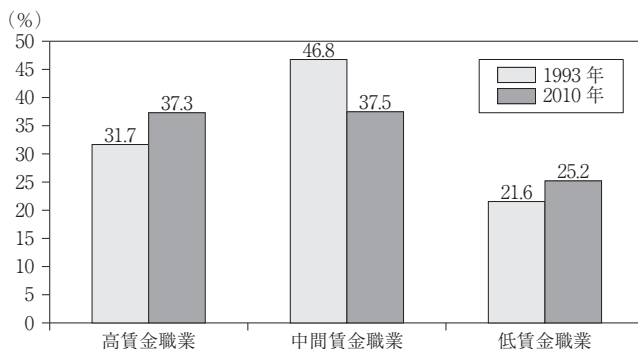
[注] ①中間40%は所得50~90分位。

②所得はfiscal income(所得税還付申告時の控除前所得)を使用。

[資料] World Wealth and Income Database (WID.world) から作成

(注1) Autor, Dorn, Hanson and Majlesi (2016) およびDippel, Gold, and Heblich (2016)。第2節(1)で引用する文献は全て、57ページの囲みを参照。

図表II-8 欧州16カ国の労働市場二極化：職業別雇用シェアの変化



[注] ①高賃金職業にはマネジャー、専門職、准専門職が、中間賃金職業には機械運転工、組立工、技能工、オフィス事務員、運転士などが、低賃金職業には販売員、鉱業・建設業・製造業・運輸業作業員、対個人サービス従事者、サービス単純作業従事者などが含まれる。

②欧州16カ国は、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。

③Autor and Dorn (2013) によれば、米国でも同じように高賃金・低賃金職業への雇用の二極化現象が見られる。

[資料] Goos, Manning, and Salomons (2014), Table 1から作成

不満が高まっていることがあるといわれる。米国や英国など特にアングロサクソン諸国では、上位1%や10%といった高所得層の所得シェアが急速に上昇する一方、下位50%や中間40%の所得シェアが低下した(図表II-7)。米国や欧州の労働市場は、高賃金職業と低賃金職業への二極化が進んでいる(図表II-8)。

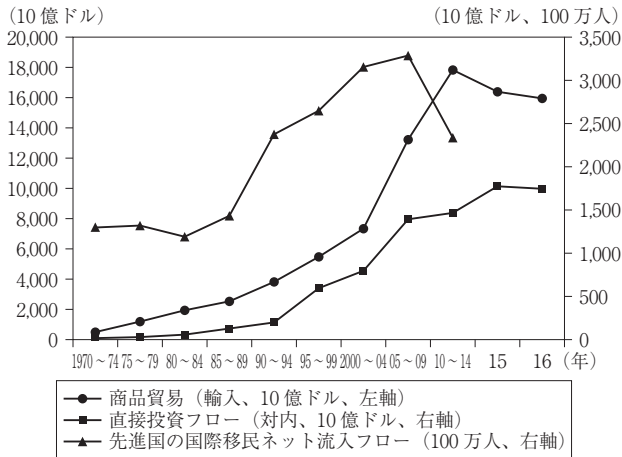
#### ■ 途上国からの輸入拡大が一部労働者に負の影響

グローバル化(国際的なモノ、カネ、ヒトの移動)は、特に1990年代から2000年代にかけて急速に進展した(図表II-9)。先進国では特に、モノやヒトの面で途上国との競争が強まった。先進国の輸入に占める途上国からのシェアは1990年に20.0%(うち中国は2.7%)であったのが、2015年には39.7%(うち中国は15.4%)にもなり、対途上国の貿易赤字も1990年の1,066億ドルから2015年には6,927億ドルへと拡大している(図表II-10)。先進国の国際移民(以下、移民(注2))受け入れ総数に占める途上国のシェアも、1990年の49.9%から2015年には60.7%へと拡大した(図表II-11)。

これら、グローバル化の進展(特に途上国からの輸入、対外直接投資・オフショアリング、移民受け入れ)が先進国の労働市場に与えた影響について、これまでの実証研究結果をまとめたのが図表II-12である。1980年代には貿易が先進国の労働市場に与える影響は軽

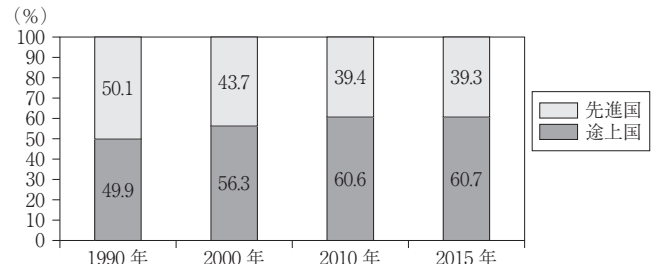
(注2) 国によって異なるが、外国生まれまたは外国籍の人口が移民人口としてカウントされる。難民も含まれる。

図表Ⅱ-9 グローバリゼーションの深化：世界貿易、直接投資、国際移民の推移



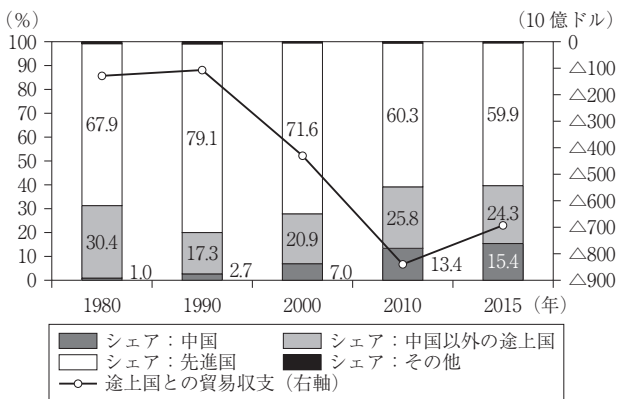
[注] ①2015年、2016年以外は年平均値。  
 ②先進国、途上国の定義は原資料に従う。先進国には主に、欧州諸国（東欧、ロシアCIS含む）、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本が含まれる。  
 ③国際移民のネット流入フローは、流入から流出を引いた値。  
 [資料] “IFS May 2017” (IMF), UNCTAD stat, “Trends in International Migrant Stock: Migrants by Destination and Origin” (United Nations database, POP/DB/MIG/Stock/Rev. 2015) から作成

図表Ⅱ-11 先進国の国際移民受け入れ総数に占める先進国・途上国のシェアの推移



[注] 先進国、途上国の定義は原資料に従う。先進国には主に、欧州諸国（東欧、ロシアCIS含む）、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本が含まれる。  
 [資料] “Trends in International Migrant Stock: Migrants by Destination and Origin” (United Nations database, POP/DB/MIG/Stock/Rev. 2015) から作成

図表Ⅱ-10 先進国の輸入に占める途上国のシェア・途上国との貿易収支の推移



[注] ①先進国、途上国の定義はDOTSに従う。その他は世界計から先進国と途上国の合計を引いた残差。  
 ②貿易収支は [輸出額 (FOB) - 輸入額 (CIF)] で算出。  
 [資料] “DOTS, February 2017” (IMF) から作成

図表Ⅱ-12 グローバリゼーションが先進国の労働市場に与える影響：実証研究結果のまとめ

グローバリゼーションの形態	影響の方向	影響詳細	根拠となる文献 (主に先行研究のサーベイ論文)
モノ (輸入)	負 (一部正も)	1980年代：賃金に与える影響は小さい。 1990年代以降：中国等途上国からの輸入が増加。それらの輸入との競争にさらされる地域、産業、職業ほど雇用や賃金に負の影響 (欧米についての研究)。低スキル、低賃金労働者ほど負の影響大。 ただし、日本では中国からの輸入増は製造業雇用 に正の影響。安価な中間財輸入で企業の生産コスト低下・収益増につながった可能性。	Autor, Dorn, and Hanson (2016), Taniguchi (2016), Fabinger, Shibuya, and Taniguchi (2017)
カネ (対外直接投資・オフショアリング)	正または影響なし	ほとんどの結果が、雇用に正の影響または負の影響なし	清田 (2015)、田中 (2015)、Navaretti and Venables (2004)
ヒト (移民受け入れ)	ほとんど影響なし	賃金や雇用に与える影響は非常に小さくゼロに近い	Kerr and Kerr (2011)

[資料] 表中の「根拠となる文献」および佐藤仁志・町北朋洋 (ジェトロ・アジア経済研究所研究員) 作成資料を参考に作成

微とみられていた。しかし、1990年代以降の中国など途上国からの輸入拡大に伴い、米国や欧州では、輸入競争にさらされる地域や労働者の雇用・賃金に負の影響が観察されている。特に輸入財と代替関係にあり転職が困難な、低スキル・低賃金労働者ほど負の影響を受ける傾向にある。例えば、米国では、1990～2007年の製造業雇用減少の1/4が中国からの輸入との競争で失われたとの推計結果がある (Autor, Dorn, and Hanson 2013)。一方、日本では中国からの輸入増加が労働市場に正の影響をもたらすとの研究がある (Taniguchi 2016)。日本の場合、中国から安価な中間財を多く輸入することで、企業の生産コストが低下、収益が向上し、雇用や賃金増につながった可能性がある (Fabinger, Shibuya, and Taniguchi 2017)。このように、途上国との貿易拡大が必ずしも負の影響をもたらすというわけではない。

対外直接投資・オフショアリングや移民受け入れについては、先進国の労働市場に対する負の影響がほとんど観察されていない。さらに、グローバリゼーションの進展とともに、先進国が途上国への輸出や外資の受け入れを拡大することで、雇用を創出している側面も無視できない。



## ■所得・雇用格差の主要因は技術進歩

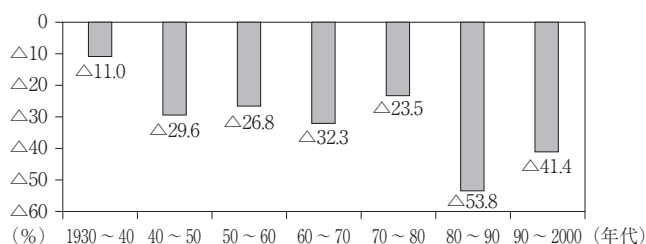
グローバル化の深化と同時進行しているのが、技術の急速な進歩である。特に、コンピューター技術の進歩は著しい。コンピューターの使用コストは1980年代以降急速に低下し、労働者をコンピューターで置き換えるメリットが増した(図表II-13)。

先進国の所得・雇用格差拡大の主要因は、グローバル化ではなく技術進歩であるというのが、経済学者の一般的見方である。例えば、Autor and Dorn (2013) や Goos, Manning, and Salomons (2014) は、計量分析結果に基づき、労働市場の二極化の主要因は、コンピューターの技術進歩が、主に中所得者層の職である定型的業務を奪ったためであり、オフショアリングが与えた影響は限定的だとしている。また、IMFは2017年4月の世界経済見通し(WEO)で、1993~2014年の労働分配率低下の要因を分析した。その結果、先進国の中間スキル労働者の分配率低下への寄与率は、技術進歩が75.2%、グローバル化が35.9%、スキル供給要因などがマイナス10.9%であり、グローバル化の寄与率は技術進歩の半分以下となった。なお、グローバル化の寄与率はさらに、グローバル・バリュー・チェーンへの参加度合い(寄与率31.4%)、金融グローバル化(対外資産・負債の対GDP比、同4.6%)、貿易開放度(輸出や輸入の対GDP比、統計的に有意な関係がないため同0%)に分けられる。

経済産業省が「平成29年版通商白書」で取り上げた、IMFの2007年10月のWEO、OECDの分析(OECD 2011)、経済産業省独自の分析を見ても、一貫して技術進歩は所得格差拡大の主要因の一つとなっている。ただ、グローバル化要因については結果が分かれる。貿易は所得格差と関係ない、または格差を縮小する傾向にある一方で、直接投資については格差を拡大する傾向にあるとの結果も一部に見られる。

また、製造業雇用の減少要因については、厳密な計量

図表II-13 コンピューターの使用コスト：年平均変化率の推移



[注] 年平均変化率は、コンピューターの処理能力100万単位当たりの実質コスト(2006年ドル価格)の、各年代の中央値の比較により算出。

[資料] William D. Nordhaus作成データ(Nordhaus (2007), Table 6 データの改定版)から作成

分析ではないものの、2000~10年の米国製造業の約560万人の雇用喪失のうち、貿易要因は13%程度で、残りはほとんど技術進歩などによる生産性上昇要因であるとの結果も発表されている(Hicks and Devaraj 2015)。

## ■グローバル化には利益あるが課題も

グローバル化は、全体としてみれば自国・外国の双方に便益をもたらす。貿易は、知識や技術の移転、生産要素のより効率的な配置を通じて企業の生産性を向上させ、より安価・多様な財の購入を通じて消費者(特に低所得者層)にメリットをもたらす。直接投資は、受け入れ国側に知識や技術の移転、雇用創出などのメリットをもたらす一方、投資母国でも海外子会社からの知識の吸収などを通じて母国企業の生産性が向上する効果があることが知られている(Navaretti and Venables 2004; 清田 2015)。移民については、受け入れ国は生産性向上や経済成長などのメリットを享受できる。送出国では、頭脳流出という問題がある一方、自国民の海外からの送金や知識の移転は送出国の経済成長にプラスに寄与する(IMFの世界経済見通し(WEO, 2016年11月)など参照)。

このように全体としては便益が増加する一方で、途上国からの輸入が先進国の、特に低賃金・低スキルの労働者の雇用・賃金に負の影響を与えるなど、グローバル化によって負の影響を被る労働者がいることには注意が必要である。IMFと世界銀行、WTOが共同で提言するように、これらの労働者に対しては、貿易を制限することで対処するのではなく、教育・訓練、補助金、労働移動・再就職を促進するような政策、マクロ経済政策などによって対処することが必要であろう(IMF, World Bank, and WTO 2017)。

貿易制限措置で対処した場合の影響については、OECDが2016年11月の経済見通し(Economic Outlook)でシミュレーションを行っている。それによると、欧州、米国、中国が全ての国・財について10%高い貿易コストを課した場合、世界のGDP、輸出入はそれぞれ1.4%、6%低下し、貿易制限措置を課す当事国ほどGDPや輸出入への負の影響が大きいという結果となった。貿易制限措置は自国の経済成長率を押し下げることで、低スキル・低賃金労働者の雇用や賃金にさらに悪影響を及ぼす可能性があることに注意が必要である。

### 【第2節(1)の引用文献】

清田 耕造 (2015) 『拡大する直接投資と日本企業』 NTT出版  
田中 鮎夢 (2015) 『新々貿易理論とは何か：企業の異質性と21世紀の国際経済』 ミネルヴァ書房

Autor, David H., and David Dorn (2013) "The Growth of Low-Skill Service Jobs and the Polarization of the US Labor Market." *American Economic Review*, 103(5) : 1553-1597.

Autor, David H., David Dorn, and Gordon H. Hanson (2013) "The China Syndrome : Local Labor Market Effects of Import Competition in the United States." *American Economic Review*, 103(6) : 2121-2168.

Autor, David H., David Dorn, and Gordon H. Hanson (2016) "The China Shock : Learning from Labor-Market Adjustment to Large Changes in Trade." *Annual Review of Economics*, 8 : 205-240.

Autor, David H., David Dorn, Gordon H. Hanson, and Kaveh Majlesi (2016) "Importing Political Polarization? The Electoral Consequences of Rising Trade Exposure." Unpublished paper, December 2016.

Dippel, Christian, Robert Gold, and Stephan Heblich (2016) "Globalization and Its (Dis-)Content : Trade Shocks and Voting Behavior." Unpublished paper, September 2016.

Fabinger, Michal, Yoko Shibuya, and Mina Taniguchi (2017) "International Influences on Japanese Supply Chains." RIETI Discussion Paper Series 17-E-022.

Goos, Maarten, Alan Manning, and Anna Salomons (2014) "Explaining Job Polarization : Routine-Biased Technological Change and Offshoring." *American Economic Review*, 104(8) : 2509-2526.

Hicks, Michael J., and Srikant Devaraj (2015) "The Myth and the Reality of Manufacturing in America." CBER, Ball State University.

IMF, World Bank, and WTO (2017) "Making Trade an Engine of Growth for All : The Case for Trade and for Policies to Facilitate Adjustment."

Kerr, Sari Pekkala, and William R. Kerr (2011) "Economic Impacts of Immigration : A Survey." *Finnish Economic Papers*, 24(1) : 1-32.

Navaretti, Giorgio Barba, and Anthony J. Venables (2004) *Multi-national Firms in the World Economy*. Princeton University Press.

Nordhaus, William D. (2007) "Two Centuries of Productivity Growth in Computing." *Journal of Economic History*, 67(1) : 128-159.

OECD (2011) *Divided We Stand : Why Inequality Keeps Rising*.

Taniguchi, Mina (2016) "The Effect of an Increase in Imports from China on Regional Labor Markets in Japan." Unpublished paper, January, 2016.

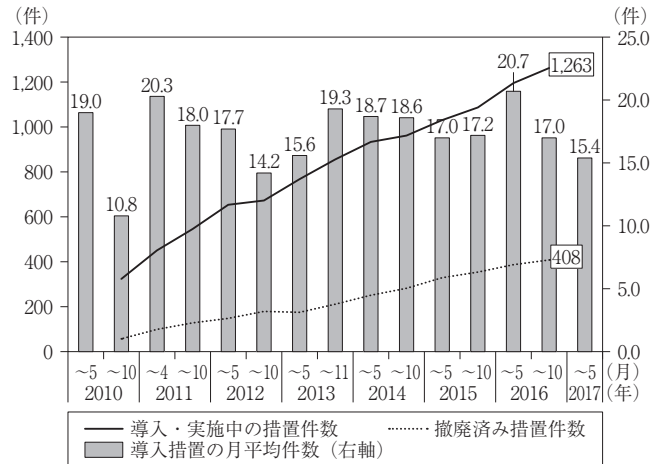
## (2) 貿易制限的措置拡大の懸念

### ■高い水準を維持する主要国の貿易制限的措置

2008年の米国発世界金融危機以後に導入された貿易制限的措置が累積し続けている。2008年10月からWTO、OECD、UNCTADが共同で貿易制限的措置の監視を開始して以降、2016年10月までにWTO加盟国間で導入された2,978の措置のうち、撤廃された措置は740件にとどまっている。データの連続性があるG20諸国ベースで見ても、同1,263の措置のうち、撤廃済みは408件にとどまる(図表Ⅱ-14)。

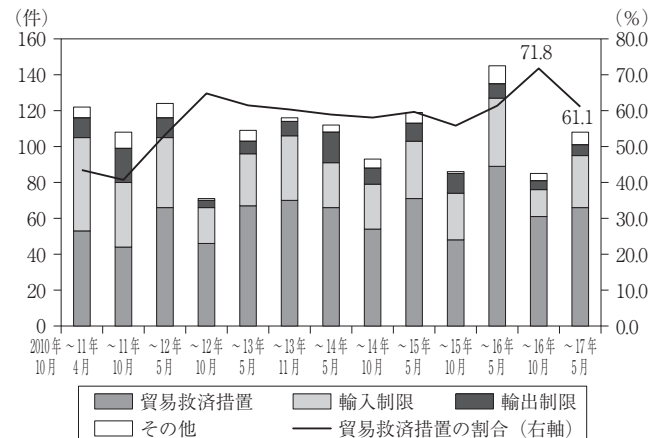
世界金融危機以降に導入された貿易制限的措置の月別件数推移をG20諸国ベースで見ると、金融危機直後の半年間(2008年10月~2009年3月)では月平均25件を記録するなど高水準にあったが、2010年にやや落ち着きを示した。WTOなどによるモニタリングや、G20などの国際会議の場でのスタンススタイル(現状の規制水準を上回らないこと)の約束などが一定の抑止力を発揮したと評されている。しかし、2011年以降は、G20全体でおおむ

図表Ⅱ-14 G20諸国が導入・撤廃した貿易制限的措置の累計



[注] ①2008年10月以降、導入された貿易制限的措置(輸入制限措置、輸出制限措置、貿易救済措置、その他)。  
 ②累計数の発表は2010年末以降、2016年10月まで。対象期間は、報告書発表の時期によって変動がある。  
 ③2017年6月の報告では、貿易救済措置は貿易制限的措置の区分から除外されたが、比較のため算出した。  
 [資料] WTO事務局資料から作成

図表Ⅱ-15 貿易制限的措置の内訳と貿易救済措置の割合



[注] ①貿易救済措置は、アンチダンピング措置、セーフガード措置、補助金相殺措置の合計。  
 ②対象期間は、報告書取りまとめの時期によって変動があり、一定ではない。  
 ③2017年6月の報告では、貿易救済措置は貿易制限的措置の区分から除外されたが、比較のため算出した。  
 [資料] WTO事務局資料から作成

ね月平均15~20件の措置が新規に発せられる高止まりの状態にあり、うち撤廃された措置は約25%にとどまる。継続的に効力を有する措置が増大する状況が続く。

中でも貿易救済措置が大きな割合を占める。輸入制限措置(輸入ライセンス制度、関税率引き上げなど)、輸出制限措置(輸出税、輸出数量規制など)、貿易救済措置、その他(ローカルコンテンツ〈現地調達〉要求など)に4区分した場合の貿易救済措置の割合は、2016年5~10月の期間には71.8%と高い水準に達した(図表Ⅱ-15)。WTOルールで制度化された、貿易制限的効果を有する措置として今後も貿易救済措置の多用が予想される。

WTO協定上、加盟国が国内産業に損害を発生させている場合に、所定の要件を満たせば実施が許容されている貿易救済措置には、①アンチダンピング措置、②セーフガード措置、③補助金相殺措置がある。

①アンチダンピング措置

最も高い頻度で活用されているのはアンチダンピング措置である。対象産品・調査相手国・企業を特定して、価格差を比較するという調査の手法と対象が明確であること、国内産業への損害が「実質的な損害またはその恐れ」で足り、調査当局の裁量が比較的大きいことなどが、「使いやすい措置」とされる要因に挙げられよう。

1995年のWTO発足以来、WTO事務局に通報されたアンチダンピング措置は3,316件（被発動国がWTO加盟国でない場合・期間も含む）に達する（図表II-16）。鉄鋼・金属分野（年ごとに全体の約2～4割）、化学品分野（同1～3割）を中心に、アンチダンピング措置が恒常的に多用され、発動件数は2015年に181件と、2003年以來の高水準に達した。発動国ではインド599件（全体の18%）、米国368件（11%）、被発動国では、中国840件（25%）、韓国229件（7%）が上位にある。中国からの輸入に対するアンチダンピング措置は過剰供給傾向を反映して高い水準を維持し、2015年は過去最高の61件に達した。

アンチダンピング調査は特定国を対象とし、調査当局の裁量の余地が大きいため、報復的な措置の応酬に発展しやすい。例えば中国アンチダンピング条例（第56条）

では「他国が中国の輸出産品に対して差別的なアンチダンピング措置を取った場合、実際の状況に基づき、中国も当該国に相応の措置を講ずることができる」と規定され、対抗措置の威嚇とも取り得る内容となっている。中国と米EUの間では2010年ごろから貿易救済措置を相互に発動する状況が顕著になっている。

米国商務省は2017年4月、韓国からの油井管（OCTG）輸入に対するアンチダンピング措置発動の最終決定を行った。2015年貿易特惠延長法の第504条を初めて適用して、当該市場において市場経済が機能していないとする「特定の市場状況」の存在を認定して、通常より高いアンチダンピング課税を課す算出方法を適用した。米商務省は「鉄・鉄製品の供給過剰が深刻な市場の歪曲を生じさせている」としており、今後も鉄鋼を主要原料とする産品が「特定の市場状況」にあると認定され、高いダンピング・マージンが課される可能性がある。

②セーフガード

2011～15年の5年間でのセーフガード調査件数は年平均18.8件と、1995～2010年の平均13.6件を大きく上回り、新興国を中心に活用が増加している。2016年10月末時点で発動中のセーフガード措置では、複数の措置を発動中の国は全て新興・途上国であった（図表II-17）。世界的な鉄鋼製品の供給過剰を背景に、2016年に調査の開始された11件のうち、10件が鉄鋼・金属分野であった。セーフガード措置は全世界からの輸入が対象になるため、貿易総量を抑制する効果がとりわけ大きい。

セーフガード措置は、事情の予見されなかった発展の結果として輸入が増加し、かつ国内産業への損害は、アンチダンピングと比較して重い「重大な損害またはその恐れ」があること、など発動要件が重層的であり、緊急措置、安全弁としての性格を持つ。WTOセーフガード委員会では、多くの加盟国が「セーフガード措置はアンチダンピングや補助金相殺措置と異なり、WTO協定違反行為を伴わない輸出に対する措置であり、その活用には特に慎重にならなければならない」とア

図表II-16 アンチダンピング措置発動／被発動主要国・地域（1995～2016年6月末累計）

輸出国 (被発動国)	アルゼンチン	オーストラリア	ブラジル	カナダ	中国	EU	インド	日本	メキシコ	南ア共和国	トルコ	米国	世界
アルゼンチン	—	0	5	0	0	1	0	0	1	0	0	6	22
オーストラリア	1	—	0	0	0	2	2	1	0	3	0	2	14
ブラジル	39	0	—	5	1	5	8	0	10	5	1	10	91
カナダ	1	1	2	—	2	0	3	0	2	0	1	7	22
中国	75	24	64	28	—	88	149	2	35	21	68	107	840
EU	0	0	5	0	21	—	46	0	1	0	0	0	82
インド	10	0	9	5	7	21	—	0	2	12	11	15	119
インドネシア	5	9	3	4	3	14	23	0	1	5	9	13	121
日本	5	8	2	3	32	8	26	—	2	1	0	23	140
韓国	12	20	12	11	27	13	45	1	2	16	7	21	229
メキシコ	3	0	7	3	1	3	4	0	—	0	0	17	46
ロシア	2	1	4	3	9	20	19	0	6	2	5	7	112
南ア共和国	6	2	6	3	0	4	9	1	0	—	0	9	47
台湾	12	9	11	6	14	12	47	1	3	6	10	22	187
タイ	5	13	9	3	5	19	32	0	0	4	11	10	139
トルコ	2	0	1	5	0	3	6	0	0	2	—	6	40
米国	7	6	23	11	35	9	30	0	23	6	4	—	175
世界	239	135	233	133	184	310	599	8	115	137	174	368	3,316

〔注〕①発動国は、累計件数が100件以上の国・地域および日本。被発動国は、累計件数が100件以上の国・地域と、その他発動国に列挙した国・地域。

②網掛けは発動件数上位の二国・地域間関係。

〔資料〕WTO事務局資料から作成

ンチダンピング措置に近似する鉄鋼分野での増加傾向に警鐘を鳴らした。

### ③補助金相殺措置

補助金相殺措置は米国（1995年以降の累計数の44%）、EU（16%）が多く発動、対象国は中国（31%）、インド（17%）と、特定国間に偏っている（図表Ⅱ-18）。WTO補助金相殺措置委員会で指摘された事項も、米国の措置や調査に対する新興・途上国からの懸念が中心であった。

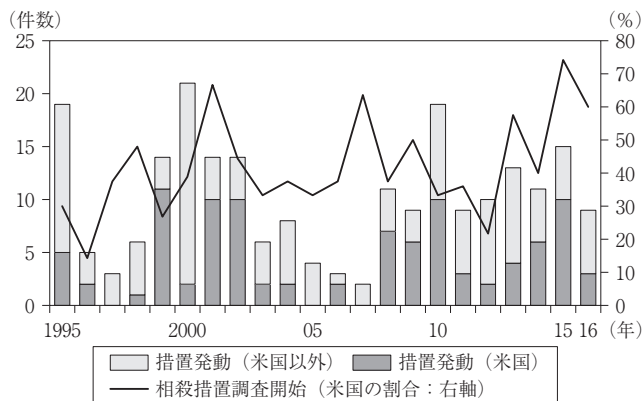
図表Ⅱ-17 主な発動中セーフガード措置

発動国	対象産品	本発動年	延長
インド	シームレス鋼管	2014年8月	
	脂肪アルコール	2014年8月	
	クエン酸ナトリウム	2014年9月	
	熱延鋼板製品	2016年3月	
	熱延鋼板製品	2016年11月	
インドネシア	綿糸	2011年6月	済み
	鉄・鉄鋼製ワイヤー	2012年11月	
	シームレス鋼管	2013年8月	
	鉄板・銅板	2014年7月	
	鉄の合金	2015年1月	
	コート紙・段ボール	2015年9月	
モロッコ	ワイヤーロッド・バー	2014年4月	済み
	冷延表面処理鋼板	2015年5月	
	ロール紙	2016年6月	
フィリピン	銅製アングル材	2009年8月	済み 済み
	特殊加工紙	2011年7月	
	新聞用印刷用紙	2015年5月	
タイ	ガラスブロック	2011年8月	済み
	熱延鋼板製品	2013年9月	
	非合金熱延鋼製品	2014年12月	
ウクライナ	シームレス鋼管	2008年10月	済み
	磁器製食器類	2014年5月	
	ポリウレタン加工品	2016年6月	
トルコ	ポリエチレンテレフタレート	2011年6月	
	壁紙	2015年6月	
ベトナム	植物性油	2013年9月	
	鋼製半製品	2016年8月	

〔注〕2016年10月時点（G20諸国は2017年5月時点）で2件以上のセーフガード措置を発動中の国。WTO通報ベース。

〔資料〕WTO事務局資料から作成

図表Ⅱ-18 補助金相殺措置件数および米国の占める割合



〔注〕①発動国の報告ベース。2016年は1～6月。

②相殺措置調査には通常、1年～1年半を要するため、一般に発動件数の傾向は、調査開始より後に表れる。

〔資料〕WTO事務局資料から作成

米国をはじめ先進国は鉄鋼製品など供給過剰の背景には新興国政府による支援が背景にあるとし、相殺措置の活用と並行して補助金自体の規律強化も主張する。例えば現状では、輸出補助金と国産品優先使用に基づく補助金の2類型に限られている禁止補助金の対象拡大が検討されている。

2017年5月のG7サミットでは、「保護主義と戦い」、同時に「不公正な貿易慣行に対して強固な姿勢を示す」ことが確認された。「保護主義」には、貿易制限的措置を中心とした国境措置の要素と、国内企業への補助金などの国内措置という二つの要素が含まれる。サミットでは、参加国の共通項として、過剰生産能力を助長する新興国の貿易歪曲的な補助金など国内措置に焦点が当てられた格好となった。しかし、貿易自由化の流れに逆行する国境措置強化の動きも警戒されるべき喫緊の問題である。

## （3）欧州の通商政策

### ■英国のEU離脱交渉の動向

英国は2017年3月29日、EU離脱の意向を正式に通知し、EU条約第50条に基づく、離脱協定を締結するための交渉プロセスが動き始めた。メイ首相は、EUのトウスク欧州理事会常任議長への離脱通知書簡において、「EUにおける単一市場の四つの自由が不可分であることを理解、尊重し」、将来のEUとの関係において単一市場（物・サービス・資本・人の自由移動）への参加を要望しないことに改めて言及した。EUからの離脱によって、英国がEUの各種規制・規則の影響下から外れる。単一市場のメリットを認識しつつも、国民投票結果を尊重し、政策における主権の回復を優先した結果となった。同年6月19日には第1回の交渉会合が開催された。

離脱の正式表明に伴って英国、EU双方が示したスタンスを比較すると（図表Ⅱ-19、20）、在英EU市民および在EU各国の英国市民の権利保全、ビジネスの安定性・透明性維持、平和維持のためのアイルランドと英国・北

図表Ⅱ-19 英国政府のEU離脱方針概要

12の原則	
1	法的安定性と透明性
2	英国法による支配
3	連合王国全体の強化
4	アイルランドとの関係維持
5	移民の管理
6	在英EU市民および在EU英国国民の権利保全
7	労働者の権利の保全
8	EU市場との自由な貿易の確保
9	EU域外国との新たな貿易協定の締結
10	科学技術・イノベーションの拠点としての優位性の維持
11	犯罪・テロとの戦いにおける協力
12	円滑で秩序ある離脱プロセスの実現

〔資料〕英国政府資料から作成

図表II-20 EU機関が示した英国との離脱交渉に対する方針概要

文書	主なポイント
欧州理事会 英国離脱交渉ガイドライン (2017年4月29日採択)	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国で就労・在学中のEU市民の権利保全</li> <li>企業活動の安定のための法的空白の回避</li> <li>英国がEU加盟国として順守すべき債務の完全な履行の確約</li> <li>アイルランドとの国境問題への柔軟な対応</li> </ul>
欧州議会 英国離脱に同意を与える場合の基本条件に関する決議 (2017年4月5日採択)	<ul style="list-style-type: none"> <li>離脱後の移行期間は3年を上限とするべき</li> <li>安全保障協力と通商条件は交換関係にない</li> <li>共同市場への特恵的なアクセスを否定</li> </ul>

〔資料〕欧州理事会資料、欧州議会資料から作成

図表II-21 英独伊の東欧諸国などからの移民受け入れ数累計 (2015年時点)

	英国		ドイツ		イタリア	
	移民数	2000年比	移民数	2000年比	移民数	2000年比
ポーランド	703,050	1097.8	1,930,136	187.8	118,641	174.9
ハンガリー	56,166	341.5	172,755	94.3	12,889	155.1
ルーマニア	89,402	1111.6	590,189	82.8	1,021,613	760.4
バルト三国	192,268	1768.7	92,272	138.7	10,228	536.1
トルコ(域外)	100,956	93.0	1,655,996	0.4	20,491	113.0

〔注〕バルト三国は、エストニア、ラトビア、リトアニアの合計数。

〔資料〕国連統計から作成

図表II-22 EU主要国の対内外直接投資残高に占めるEU比率

	対内直接投資残高(2015年)			対外直接投資残高(2015年)		
	EU域内	世界	EU比率	EU域内	世界	EU比率
EU	7,333,194	13,078,106	56.1	8,213,864	15,105,490	54.4
英国	587,471	1,294,795	45.4	611,955	1,433,450	42.7
ドイツ	526,950	722,826	72.9	738,188	1,264,059	58.4
フランス	422,774	606,370	69.7	637,230	1,101,103	57.9
スペイン	394,315	502,663	78.4	177,345	450,361	39.4
イタリア	274,577	309,620	88.7	281,043	429,228	65.5
オランダ	1,793,658	3,618,685	49.6	2,208,976	4,299,559	51.4
ルクセンブルク	1,383,523	3,005,207	46.0	1,914,562	3,517,234	54.4

〔資料〕EU統計局(ユーロスタット)から作成

アイルランドの特別な関係の確保といった原則では一致している。英国は、通知書簡の中で「最大の挑戦を優先すべき」として、離脱交渉と並行して英国とEU間の「大胆で野心的な自由貿易協定」の締結を優先事項として提案した。また、ポーランドなどからの移民の増加を背景に(図表II-21)、国民投票で争点となった移民問題で「新しい管理制度を構築する」方針を示し、①移民が英国社会において果たしてきた貢献を認識し、技能労働者や留学生の受け入れは継続、その上で②流入数を管理する新制度を構築するとしている。

これに対し、欧州理事会は離脱交渉ガイドラインで、英国のEU中期予算枠組みに対する負担金など、「EU加盟国として順守すべき債務の完全な履行の確約」を求めた上、その他EUが提示する離脱協定の条件について議

論の十分な進捗が担保された場合に限り、通商協定を含む次の段階に進むとする段階的アプローチを取る立場を明らかにし、英国の提案を拒否した。

英国のEU経済への依存度の高さ、経済規模の差を背景に、交渉は英国に不利との見方が多い。2017年6月英国議会総選挙では、メイ首相の保守党が過半数を割り込んだことで、国内での離脱条件に関する調整が一層困難な状況となった。英国の輸出に占める対EU比率は47.1%、輸入は50.2%、往復貿易額で49.0%(2016年)に達する。直接投資残高における対EU比率(2015年)では、英国は対内(45.4%)、対外(42.7%)ともにドイツやフランスなどと比べ相対的に低い(図表II-22)。

離脱交渉は複雑で困難となるのは必至である。双方が最優先課題に挙げる市民の権利保全という課題を見ても、雇用保険、医療保険、年金・社会保障といった広範なテーマで保障範囲や期間など法的判断が求められる。

離脱協定の交渉の期限は2019年3月30日午前0時。欧州理事会の全会一致の同意があれば延長は可能なものの、これまで延長の議論はなく同日時に英国はEU加盟国の地位を失う見込みである。EUは域内での批准手続きを考慮して、2018年秋の離脱協定合意を目指す。実質1年半の離脱協定交渉期間での細部の合意は不可能に近く、離脱後の移行期間の設定とその条件が焦点になる。

## ■ EU統合60年

欧州経済共同体(EEC)を設立したローマ条約調印60周年を記念して、2017年3月、欧州理事会は英国を除く27カ国で「ローマ宣言」を発表した。EUが「地域紛争、テロ、移民・難民問題、保護主義、社会的および経済的格差といった、かつてない挑戦<sup>たいじ</sup>に対峙する」中、「われわれは、必要な場合は、異なる速度と強度で、同じ方向に向かって共に行動する」と宣言した。

欧州債務危機、難民の大規模流入による混乱、英国の離脱問題と、数多くの困難な課題に直面してきた中で、超国家的な統合を推進してきたEUは、進むべき方向性<sup>せいせう</sup>の見直しを迫られている。

欧州統合はローマ条約からさかのぼることさらに6年余、長年の独仏間の敵対関係を克服し、不戦共同体を設立するという政治的目的から合意された欧州石炭鉄鋼共同体が出発点にある。ローマ条約ではさらに、経済的な繁栄を掲げ共同市場の設立を目指した。2017年「ローマ宣言」でも第1に「安全で安心できる欧州」、第2に「繁栄を享受する、持続可能な欧州」を追求することを確認した。つまり、欧州の平和を前提とした繁栄という設立理念は今なお揺るぎないものといえる。

1980年代に欧州統合に加盟した南欧諸国は独裁政権からの開放、1990年代、2000年代に加盟した北欧、東欧諸

国は旧ソ連の影響下からの開放と、それぞれ平和、安全の追求という統合の目的を共有していた（図表Ⅱ-23）。これに対し、英国のEU加盟は一貫して経済的利益を追求する目的からであった。そのため、英国は交渉により、経済通貨同盟だけでなく、国境管理、移民・難民、刑事・警察・司法協力、社会政策など多くのEU政策分野を選択的除外（オプト・アウト）する権利を獲得するなど、EUの中でも特異な立場にあった。

英国の離脱を機に、EU自体の存続を危ぶむ声もあるが、①もともとEUの中で英国は特異な地位にあることに加え、②主要国間では常に対立がありながらも、前進してきたEUというシステムの強靱さ、③主要国における反EU勢力の現在の支持層が限られていることなどから、いわゆる「離脱ドミノ」が発生するとは考えにくい。特に第2の点について、欧州統合において域内では、古くは1962年の共通農業政策導入から、1999年の単一通貨ユーロ導入、2009年のギリシャ財政危機に端を発した欧州債務危機への対応など、とりわけ中核国である独仏間でしばしば意見の相違があり、その都度対立してきたが、最後は妥協点を見いだしてきた。2017年5月にはマクロン仏大統領が就任直後に訪独し、メルケル首相とEUの連帯のための協調を確認し合っている。

## ■「欧州の将来」と主要国の統合に対する立ち位置

欧州委員会はローマ条約調印60周年を前に、「欧州の将

来に関する白書」を発表した。超国家的な統合の延長路線を継続するのか、加盟国の権限を尊重して超国家的統合の分野を限定するのか、あるいは一部加盟国が先行した形での統合（以下、多速度的統合）を進めるのかが問われている（図表Ⅱ-24）。

総論では、EU加盟国のうちドイツ、フランス、イタリア、スペインら西欧先進諸国は、先行統合の加速を認める立場である。ただし、多速度的統合の進め方については、EUの枠内で行うか、出入国管理に関するシェンゲン協定（1985年に署名、後に1999年、EU法体系に組み込まれた）のようにEU法体系枠外の多国間協定という手法を取るのか、明確ではない。2000年代以降に加盟した中・東欧諸国は、加盟国の権限を保持するとともに、多速度的統合はEU統一の特許保護の創設など従来のEU法の枠組みで認められた分野にとどめるべき、との立場をとっている。いずれにせよ、全加盟国で超国家的な統合を推進するという従来の路線の維持または拡張は、支持を得にくい状況にきている。

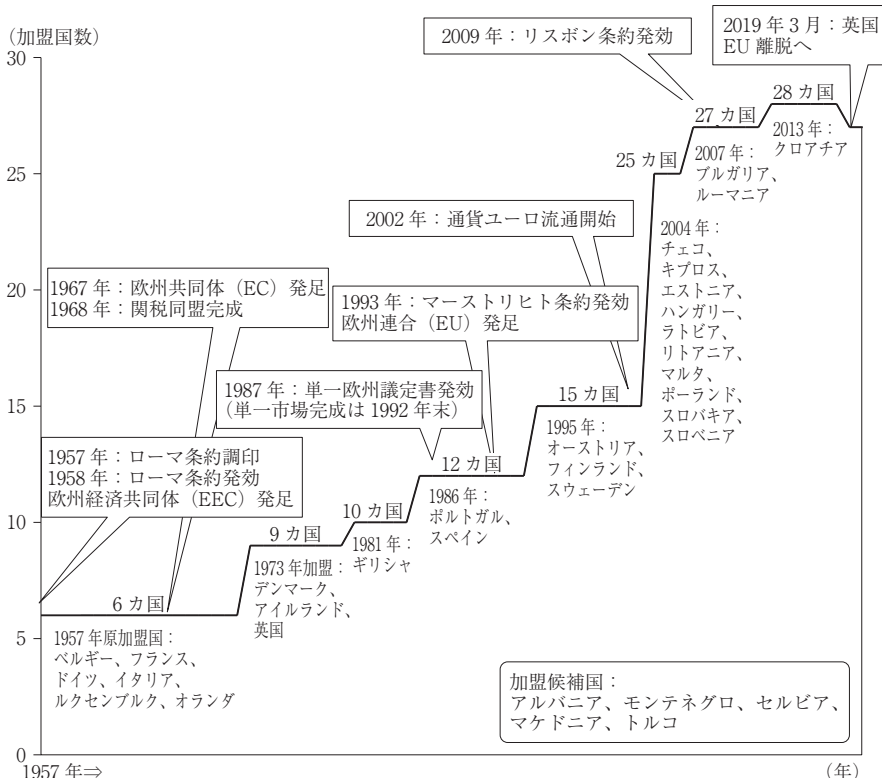
このような状況下、ドイツではメルケル首相が多速度的統合に言及しており、政治同盟を含む統合の深化を先行国で進めたい意向である。ただしドイツは、所得の低いユーロ参加国への財政移転に消極的であり、この点でフランスと異なる立場を取る。移民受け入れに反対する「ドイツのための選択肢（AfD）」の台頭があるとはいえ、

最大野党社会民主党のシュルツ党首は前欧州議会議長であり、国内は欧州統合支持派が多数を占める。

フランスのマクロン大統領はユーロ圏の財政政策強化、共通予算を含む財政同盟の実現を主張しており、多速度的統合を推進する。大統領選では国民戦線（FN）、左翼党の両極が反EUを掲げ支持を伸ばしたが、2017年6月の国民議会選挙では、マクロン大統領が立ち上げた「共和国前進」およびその支持派が議席過半数を大きく上回り、政策基盤を固めた。マクロン派の勝利は、フランスだけでなくEU域内での反EU層の台頭がひとまず頭打ちとなりつつある状況を象徴する結果と目されている。

イタリアでは債務危機で厳しい緊縮財政を迫ったEUに対する不信感が根強い。2016年12月には憲法改正の是非を問う国民投票が否決されて

図表Ⅱ-23 欧州統合の主要な歩みと加盟国数の推移



〔資料〕EUウェブサイトから作成

図表II-24 欧州委員会「2025年のEUのための五つのシナリオ」概要

		加盟国の権限重視	EUのメインシナリオ			超国家主義の拡張	
主な支持国：		(ビシェグラード・グループ)		(独仏伊西ら西欧ユーロ圏)			(強い支持はない)
分野・論点	シナリオ2	シナリオ4	シナリオ3	シナリオ1	シナリオ5		
	単一市場に限定	選択と集中	多速度的統合	現行の継続	全加盟国での統合加速		
単一市場と貿易	人およびサービスの自由移動には一定の制約	新産業領域の市場統合を強化	物品と資本の自由移動を強化	新しいタイプの自由貿易協定締結を推進	規制・規格の調和とその実施措置を一層強化		
経済通貨同盟 (EMU)	最小限にとどめる	ユーロ安定政策を実施	一部の加盟国では、税制の調和や社会保障協力を推進	ユーロ安定を図る施策を漸進的に実施	社会保障、税制の調和を含む経済財政政策の拡大		
シェンゲン協定、移民政策、安全・司法領域	域内国境管理の見直し	国境管理、難民庇護の統制強化	一部の加盟国では、警察・司法協力を深化	漸進的な共通化・協力の発展	国境管理、難民庇護の統制強化		
外交・安全保障政策	一部の外交政策は加盟国に委ねる	共通外交・安全保障政策全般を強化	一部の加盟国では、防衛協力を深化	EUとしての一貫性を確保	共通外交・安全保障政策全般を強化		
財政・予算	絞り込み、縮小	優先事項に資源を集中	必要な予算は実施国が追加的に負担	一部の制度を見直し	ユーロ圏安定のための金融支援枠組みを維持・強化		
EUの権限と意思決定	EUの権限は縮小	優先事項の選定で難航が予想される	EUの権限の範囲および意思決定プロセスは複雑化	現行の複雑な意思決定プロセスを維持	EUの権限を強化、加盟国の主権領域縮小		

[注] ①シナリオの番号は欧州委員会資料の順による。シナリオの方向性に基づいて並び替えた。

②概要に挙げたポイントは代表例であり、網羅的ではない。

③ビシェグラード・グループは、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキアの中・東欧4カ国。

[資料] 欧州委員会資料から作成

レンツイ首相が辞任し、遅くとも2018年5月までに実施される総選挙が今後の行方を左右する。国内では、反ユーロの大衆政党「五つ星運動」および反移民を掲げる「北部同盟」が支持を広げている。「五つ星運動」はユーロ離脱の国民投票実施を公約に掲げてきた。イタリアはEEC原加盟国の一つであり、また通貨ユーロは離脱を想定して設計されていないことから、イタリアの動向は英国以上にEU統合に与える潜在的インパクトは大きいものとみられている。

スペインは2015、16年と3%台の成長率を達成し好調な経済に支えられ、かつ政治環境でも2016年に第2次ラホイ民衆党政権が発足してから比較的日子が浅く、EUに対する支持は安定して高い。

多速度的統合に懐疑的な姿勢を明確にするのが、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキアの中・東欧4カ国の協力枠組み「ビシェグラード・グループ」である。2017年3月には、「EUの活動に対する信頼を構築するためには、全会一致の合意が欠かせない」との共同首脳声明を発表した。背景として、ポーランド、チェコ、ハンガリーは非ユーロ圏であり、多速度的統合が進んだ場合、EUの重要な政策がユーロ圏諸国で事実上決定されることを懸念している。また西側先進諸国への熟練労働者の国外流出の進行も、ビシェグラード・グループで西側主導の統合への抵抗感を強める要因となっている。

移民の問題は、域外からの流入と、域内での「東」か

ら「西」への労働者の移動という二つの異なる問題からなる。域外からの移民の受け入れに関しては、欧州委員会が2015年に決定した中東やアフリカから加盟国が受け入れる移民の分配をチェコ、ハンガリー、ポーランドが拒否している。2017年6月には欧州委員会が、これら3カ国の不作為に対する法的手続きに入ることを表明した。3カ国に対し、制裁金が課せられれば、これらの国々で不満が一層高まり、東西対立が激化する懸念がある。他方、域内の人の移動については、受け入れる側での反発だけでなく、中・東欧やバルト諸国からの技能労働者の流出も深刻化している。ただし、バルト三国は2010年代に相次いで通貨ユーロを導入しており、スロバキアを除き非ユーロ圏のビシェグラード・グループとは統合に対して温度差がある。例えば2017年7月からEUの議長国(半年交代)を務めるエストニアのカリユライド大統領はEUの東方拡大を「成功」と評価する。

## ■ EUの対外通商プロセス

2016年は、EUが第三国とFTAを締結する手続きの複雑さが表面化した年でもあった。2009年発効のリスボン条約体制下で合意されたEUのFTA(CIS諸国などとの連合協定および、特惠関係にある途上国との経済パートナーシップ協定などを除く包括的なFTA)では、合意した順にシンガポール、カナダ、ベトナムがあるが、EUカナダFTAが2017年2月に欧州議会の同意を得て、同年9月にEUが排他的権限を有する分野の暫定適用(加盟国

図表Ⅱ-25 リスボン条約下で合意されたEUの最近の主なFTA

	交渉開始	大筋合意	交渉完了 (協定案 合意)	協定文確定 (法的確認、 翻訳)	署名	欧州議会 批准	暫定適用 (EUの排他的権 限事項)	加盟国 批准	発効 (共有権 限事項)
EU・カナダ	2009年5月	2013年10月	2014年8月	2016年2月	2016年10月	2017年2月	2017年9月21日予定	-	-
EU・シンガポール	2010年3月	2012年12月	2014年10月	2015年5月	-	-	-	-	-
EU・ベトナム	2012年6月	2015年8月	2015年12月	-	-	-	-	-	-
日本・EU	2013年4月	2017年7月(注③)	-	-	-	-	-	-	-

〔注〕①リスボン条約下で大筋合意に至った拡大分野（投資・サービス・知的財産権）を含む包括的FTA。

②上記4FTA以外に、EUはFTAの要素を含む以下の協定を締結している。

- ・安定化・連合協定：東欧バルカン諸国
- ・連合協定：北アフリカ・地中海諸国、中米諸国、CIS諸国
- ・経済パートナーシップ協定：アフリカ・カリブ海・太平洋諸国、西部アフリカ、中部アフリカ、東南部アフリカ

③日EU・EPAは2017年7月6日に首脳間で、政治レベルでの大枠合意に達したことを宣言した。

〔資料〕欧州委員会資料から作成

の批准を待たずに欧州議会の批准で一部発効）に至る見通しがついたばかりである（図表Ⅱ-25）。

リスボン条約によるEU基本条約の改正では、EUの対外通商交渉権限が、直接投資、サービス、知的財産権の通商的側面に及ぶことが明記された。EUの権限拡大により、EUが締結するFTAの対象分野が広がると見込まれたが、EUと加盟国が権限を共有する通商分野（共有権限事項）と、EUが排他的権限を有する分野との区分が明確でなかったため、新規のFTA発効に至るまでのプロセスが見通しにくい状況が続いてきた。EU機能条約第207条では共通通商政策の原則を定めるが、同時に加盟国の権限が維持されることも明記する。そのため、妥結

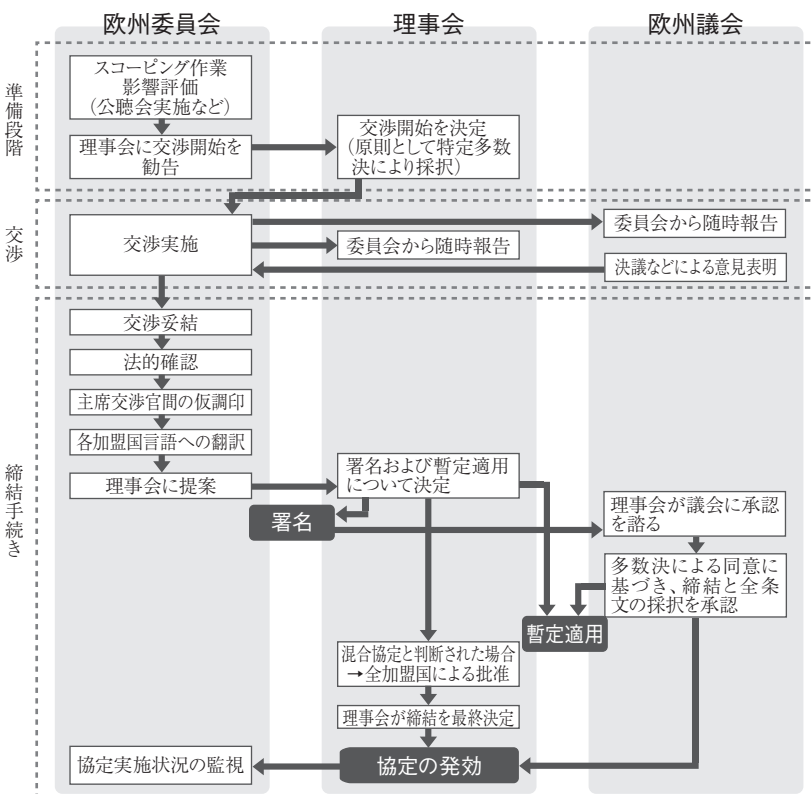
した協定の署名を欧州委員会が理事会に求める際に、EUの排他的権限にありEU諸機関の手続きのみで暫定適用できる、つまり効力を有する範囲と、発効にEU諸機関だけでなく各加盟国の立法機関による批准が求められる事項との境界が明確でないことが問題の背景にある。

2016年10月に署名されたEUカナダFTAの内容に関して欧州委員会は当初、EUの排他的権限内にあるとの立場を取ったが、加盟国の反発を受け、加盟国の権限領域については各国の国内手続きを要する「混合協定」の扱いとした。署名の段階では、連邦制を採るベルギーでワロン地域政府が同FTAの署名に反対して署名手続きの進行が一時危ぶまれた。一地方政府の判断によりFTAの

締結が妨げられる可能性が示されたことで、相手国にとっては協定の発効までの道のりの予見性が低い実態が露見し、EUの通商交渉機能のまひがささやかれた。EUカナダFTAでは、結果的に、リスボン条約発効後にはEUの排他的権限にあると考えられていた投資分野のうち、投資保護ルール、直接投資以外の投資自由化と投資裁判所制度は暫定適用の範囲から除外された。

欧州議会の権限強化も、今日のEUの対外通商政策の決定において見逃すことのできない要素である。EUでは欧州統合に関する決定が欧州委員会主導で進むことに対する「民主主義の欠如」がしばしば指摘され、それを克服すべく、基本条約改正のたび、欧州議会の権限が高められてきた。今日では、欧州議会の単純多数決による同意が得られなければ通商協定を締結することはできない（図表Ⅱ-26）。2012年7月の「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」否決に見られたように、EUの通商交渉の批准において欧

図表Ⅱ-26 通商交渉におけるEU主要機関の役割とフロー



〔注〕①理事会はEU閣僚理事会。

②欧州委員会貿易総局資料（2013年）を基に、必要な要素を加筆および修正した。

〔資料〕欧州委員会資料から作成



州議会は決定的な役割を持つに至っている。欧州議会の同意手続きを無視できないため、欧州委員会は通商交渉において、欧州議会の意向を強く意識せざるを得ない。米国とEU間のFTA (TTIP) 交渉でも欧州議会による、欧州委員会の交渉権限に関する勧告が、その後の交渉に影響力を及ぼしている。

2017年5月、EU司法裁判所は欧州委員会の要請に基づきEUシンガポールFTAにおけるEUの排他的権限の範囲に関する意見を示した(図表II-27)。意見では第1に、直接投資以外の投資およびそれに関する国家間の紛争解決ならびに調停手続き、第2に投資家対国家紛争解決制度は紛争の内容にかかわらず加盟国との共有権限事項に当たると判断された。EUカナダFTAの署名実現に際して欧州委員会が暫定適用対象とした範囲とおおむね一致する内容となった。裁判所意見に先立って2016年12月に公表されていたアヴォカジェネラル(法務官)意見では、投資以外にも、航空・海上・内陸運輸サービスおよびそれに関連する公共調達、知的財産権の非商業的側面、労働、環境など多方面の分野が共有権限事項に該当すると述べられていた。同意見に比べ、裁判所の判断で

は共有権限事項の範囲が大幅に限定されている。

裁判所意見によってEU諸機関の批准により暫定適用できるFTAの要素が確定し、加盟国の批准を要する事項との線引きが明確化されたと評価できる。EUとシンガポール、ベトナムの両FTAの暫定適用開始が近づくと共に、2017年7月に政治レベルでの大枠合意に達した日本のようにEUとFTA交渉を進めてきた相手国にとっては、FTAの大部分の要素の適用にはEU各加盟国の批准を待つ必要がないことが確認され、FTAの効果が早期に期待できる見通しが開けたといえる。

#### (4) 米国の通商政策

##### ■通商政策にはさまざまな当事者が関与

2017年1月に発足した米トランプ政権は、TPP離脱やNAFTA再交渉を含めた過去のFTA見直し、貿易赤字の要因分析の実施などを次々に発表し、有権者に公約実行を印象付けている(図表II-28)。米国通商代表部(USTR)が発表したトランプ政権の通商政策では、現行のWTOを中心とする世界の貿易システムに不満を表し、貿易救済措置や1974年通商法第301条などを厳格に執行する姿

勢を示している。貿易交渉では、貿易赤字の不均衡是正を主目的として二国間交渉へのシフトも明示するなど、従来の共和党政権とは異なる動きも目立つ。

ただ、こうした大統領令には法的拘束力がある一方、米国の通商システ

図表II-27 EUシンガポールFTAに関するEU司法裁判所意見

権限区分	裁判所意見(2017年5月)	(参考)アヴォカジェネラル意見(2016年12月)
EUの排他的権限事項 (EUのプロセスのみで暫定適用可)	共有権限事項を除く全ての分野	・物品貿易(関税、貿易救済措置、TBT/SPSなど) ・サービス(航空・海上・内陸運輸を除く) ・直接投資、直接投資に関するISDS ・公共調達(運輸サービスを除く) ・知的財産権(著作権の一部分などを除く) ・競争政策 ・国家間紛争解決(EUの排他的権限に係る紛争) ・持続可能な発展の商業的側面、海洋生物資源の保護
EUと加盟国の共有権限事項 (全加盟国の国内手続き完了後に発効)	・直接投資以外の投資 ・投資家対国家紛争解決手続き(ISDS) ・国家間紛争解決・調停(直接投資以外の投資紛争に限る)	・航空・海上・内陸運輸サービスおよび関連する公共調達 ・直接投資以外の投資、およびそのISDS ・知的財産権の非商業的側面 ・国家間紛争解決(共有権限事項に係る紛争) ・労働、社会保障、持続可能な発展の大部分

[注] アヴォカジェネラル意見は、EU司法裁判所の審理手続きの一部であり、裁判官の判断を拘束するものではないが、事実上の影響力を有する。

[資料] EU司法裁判所から作成

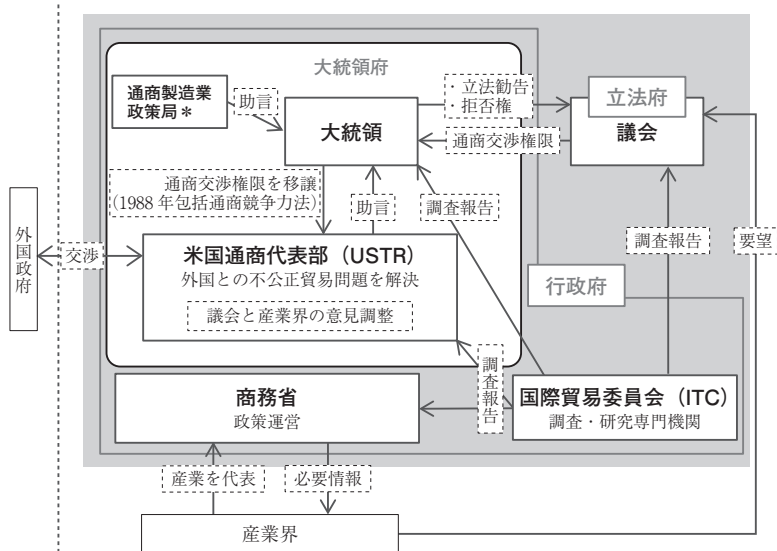
図表II-28 トランプ大統領による通商関連の大統領令・覚書(2017年)

署名日	タイトル	主な内容	
大統領令	3月31日	著しい貿易赤字に関する分析	貿易赤字の要因、相手国の障壁、米国経済への影響などを調査。
	3月31日	貿易救済措置と通商法の執行強化	アンチダンピング税と相殺関税の徴税、通商法違反に対する執行を強化するための計画策定。
	4月18日	米国製品購入および米国民雇用	バイアメリカン関連法の執行状況と貿易協定による影響を調査、H1-Bビザ含む移民制度見直し。
	4月29日	貿易協定の違反や悪用への対処	WTO、FTA、投資協定における相手国の協定違反や協定悪用状況を調査。
	4月29日	通商製造業政策局の設置	貿易赤字縮小や米国の製造業強化に関する政策につき、大統領に助言する組織を設置。
大統領覚書	1月23日	TPPからの離脱	協定から永久に離脱。二国間FTAを追求する。
	1月24日	米国のパイプライン建設	新規のパイプラインに米国製の素材、機材を使用する計画を策定。
	4月20日	鉄鋼輸入と国家安全保障への脅威	鉄鋼製品の輸入の米国の安全保障への影響を、1962年通商拡大法に基づき調査。
	4月27日	アルミニウム輸入と国家安全保障への脅威	アルミニウム輸入の米国の安全保障への影響を、1962年通商拡大法に基づき調査。

[注] 大統領令と大統領覚書には明示的な違いはないものの、慣例として、前者は広く国民全体に通知すべき事項を扱い、後者は日常的な決断や行政機関に対する通達の性質を持つ傾向がある。

[資料] 大統領府ホームページから作成

図表Ⅱ-29 米国の通商政策に関わる関係者・機関



〔注〕\*：トランプ政権で初めて設置。同政権で新設された国家通商会議（NTC）はこれに伴い廃止。  
 〔資料〕米国内閣歳入委員会編「米国通商関連法概説」（ジェトロ、2005年）などから作成

ム上大統領の権限には限界もあり、議会との調整は避けられない。米国憲法第1章第8条は、関税を賦課したり諸外国との通商を規制したりする権限を議会に与えている。つまり通商問題については本来、後述する通商関連法などを通して議会から権限を付与されない限り、大統領は通商政策を実施することができない。例えば、TPPからの離脱を表明した大統領覚書でも、「憲法と法律により大統領である私に付与された権限によって」との断り書きが記されている。大統領が授けられた範囲を超えて政策を実行したり、貿易協定を国内で執行したりする上では、国内法制度の新規立法や修正が必要な場合があり、その都度議会の同意が必要となる。トランプ政権下でも例外ではなく、新規貿易協定の締結といった通商政策の大幅な変更を大統領単独で行うことはできない。

さらに、議会における与党の割合や勢力によっても通商政策は左右される。共和党は基本的に自由貿易を信奉する一方、民主党は労働組合を支持基盤とすることから雇用維持の観点で貿易自由化に慎重であり、FTAなどでも労働や環境分野を重視する、というのが一般的な整理である。例えば共和党ブッシュ（子）政権下では、2006年の中間選挙で上下院とも多数党が民主党に転じて以降、政権は労働や環境に配慮した通商交渉を迫られた。ただ近年は、必ずしも共和党が自由貿易を志向するとは限らず、国民の間で自由貿易に対する疑念が強まる中で、政党による単純化はできなくなったと指摘される。

大統領や議会だけでなく、関連する官公庁、産業界、労働組合などの利益集団の相互作用によって通商政策は形成される。主に国際貿易委員会（ITC）が不公正貿易

の影響について調査を行い、それを大統領や議会に報告する。産業界からの要望を受けた議会では法案が作られ、大統領はその承認や否認を行う。そして表舞台の外国との通商交渉では、USTRが国内の意見を集約して主張する、という一連の流れがある（図表Ⅱ-29）。対外交渉において複数の機関が横並びで併存せずUSTRにもっぱら権限が所属すること、これによってUSTRに関する政策審議を議会の単独委員会で審議できる点が特徴的である。このように米国では、政策は大統領の意向のみならず、複数の当事者が複雑に関与し方向性が決定する。

### ■米国の通商政策の根底に「公正貿易」の徹底

米国は基本的に、他国が市場を開放した公正な競争条件を実現することを重視し、これまでも通商関連法に基づく一方的措置、

WTOも容認する貿易救済措置、WTOへの紛争提起など、さまざまな手法で相手国に公正な貿易（Fair Trade）を求めてきた。直接的に産業保護を打ち出すのではなく、米国にとっての「不公正」の是正を主目的とする。その観点では、トランプ大統領が掲げる「米国第一主義」や、発言の中で度々登場する「公正な貿易」は目新しいものではなく、米国が常に持ち続けていた概念である。

冷戦期の通商政策を振り返ると、米国は共産圏に対抗するため、GATTでは工業品の関税撤廃を中心とした多角的な自由化を進め、そこでは日本を含む新興国（当時）の発展にも目を配っていた。1960年代までは、米国の製造業が圧倒的な国際競争力を持っていたためである。ところが1970年代以降、日本や欧州が対米輸出を増加させると、米国の経済停滞も相まって国内の産業界や労働組合が反発し、諸外国との貿易摩擦が激化した。特に1985年の新通商政策で不公正貿易に対する強硬姿勢が打ち出されてから、米国の通商政策上の基本的立場としては、貿易赤字や競争力の低下が、外国の不公正な障壁に起因するとの整理がされるようになった。諸外国が米国市場への自由なアクセスを許容される一方、自らの市場は米国産業に対して不公正な障壁で保護し、先端技術やサービスなど米国の競争力の強い部門の輸出を抑制しているとの不公平感が背景にあった。これは、「同じ土俵での競争（Level Playing Field）」ではないため、米国は公正の名の下で、外国によるあらゆる「不公正」に対処し平等な競争を求める権利があるとの認識が強まったのである。

こうした認識を反映するのが、米国の通商関連法である（図表Ⅱ-30）。例えば1962年通商拡大法は、基本的に

図表II-30 米国の主な通商関連法

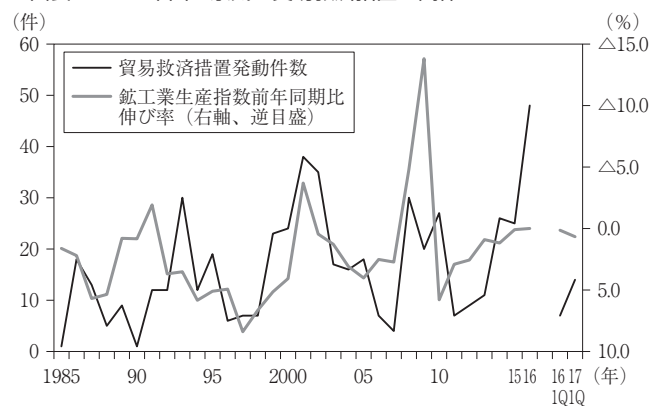
法令	米国が講じる措置	発動要件
1930年関税法：現在の米国の関税システムの基本となる法律。		
アンチダンピング、相殺関税	関税引き上げ	ダンピングや補助金を受けた品目の輸出が米国の国内産業に損害。
第337条	輸入禁止、不公正行為の差し止め	輸入における不公正な行為によって米国産業に損害が生じる場合。主に知的財産権侵害の分野で適用。
1962年通商拡大法：米国の輸出市場拡大と自由貿易推進を目指した法律。		
第232条	関税引き上げ、輸入数量制限	輸入が米国の安全保障を害する恐れがあると商務長官が認める場合。
1974年通商法：貿易赤字を反映し、「公正貿易」を重視。貿易促進権限を成文化。		
第122条	関税引き上げ、輸入数量制限	米国の巨額かつ深刻な貿易収支不均衡。
第201条（セーフガード）	関税引き上げ、輸入数量制限	対象品目の輸入急増が、国内産業に重大な損害を与える、またはその恐れがあるとITCが認める場合。
第301条	輸入禁止、不公正行為の差し止め	貿易協定違反、または不公正、不合理もしくは差別的で、米国との貿易を制限するといった外国の貿易慣行などをUSTRが認める場合。
1977年国際緊急経済権限法（IEEPA）	あらゆる形態の貿易を規制、外国資産の凍結	米国の安全保障、外交政策または経済に対する異例かつ尋常ではない脅威の存在。
1988年包括通商競争力法：米国産業の競争力回復のための措置を包括的に規定。		
第1302条（スーパー301条）	関税引き上げなど報復措置	貿易協定違反や貿易障壁などの不公正な貿易慣行。1974年通商法の第301条を強化したもの（2002年に失効）。
第1303条（スペシャル301条）	輸入禁止、不公正行為の差し止め	輸入における不公正な行為。知的財産権侵害の分野で適用。
2015年貿易円滑化および貿易執行法	為替操作国に対する相殺関税などの制裁	対象国の貿易黒字や継続的かつ一方的な為替介入。

〔資料〕米国商務省、米国下院歳入委員会、「不公正貿易報告書」（経済産業省）などから作成

は貿易自由化を目指していた。当時は、米国の高い国際競争力を最大限生かすために、自由貿易体制の維持強化が得策とされたためである。しかしその後米国産業の力が揺らぎ始めると、従来の自由貿易路線は調整を迫られ、1974年通商法、1979年通商協定法、1984年通商関税法はいずれも輸入制限色を強めた。さらに1988年包括通商競争力法では、米国産業の再生策として競争力向上の概念を打ち出しつつも、1974年通商法を強化したスーパー301条を導入し、一方的な制裁の発動を可能とした。スーパー301条自体は2002年に失効したものの、1930年以降の各通商関連法は、米国の対外措置の根拠法として現在も効力を持つ。

現トランプ政権も、こうした通商関連法に基づく措置を積極的に採用するとみられる。政権発足直後に大統領覚書で表明したTPP離脱は、もともと未発効の協定のため新たに得るものはない。また、NAFTA再交渉も難航するとの見方が多く、交渉の進捗次第ではあるが、一般国民が恩恵を享受するまでには時間がかかる可能性が高い。従って、早期に成果を出したいトランプ大統領としては、貿易救済措置の多用など、比較的容易な通商法の執行徹底を通じて相手国への圧力を強める可能性が高い。具体的には、アンチダンピングや相殺関税などの貿易救済措置、関税法第337条、スペシャル301条などの活用が想定される。実際に商務省は、業界からの申し立てがなくても自身の判断で不公正貿易案件に対して審査を行う意向を示している。2017年4月には、商務長官自身の要請により、鉄鋼とアルミニウムの輸入に対して、1962年通商拡大法第232条に基づく調査が始まった。調査実施自

図表II-31 米国の景気と貿易救済措置の関係



〔注〕貿易救済措置（アンチダンピング、相殺関税）件数は対象国数ベース。2017年5月末時点データ。

〔資料〕国際貿易委員会および連邦準備制度理事会から作成

体も2001年以来16年ぶりであるが、調査の結果米国の安全保障への脅威が認定され輸入是正措置が必要との判断に至れば、1986年の金属切削・成形機器に対する輸出自主規制要請以来の措置発動となる。

貿易救済措置件数の増減は、従来は米国の景気とかなり連動した動きを示していた。ところが、鉦工業生産指数と措置の発動件数は、2017年に入ってから異なる動きをしており、国内生産が好調であっても、貿易救済措置を使った輸入への対抗が強まる傾向にある（図表II-31）。とりわけターゲットになりやすい鉄鋼のように米国が保護したい産業では、米国に輸出を行う企業としては措置の調査・発動状況にますます留意する必要がある。2017年3月には、アンチダンピング税や補助金相殺関税の徴収を徹底するよう指示する大統領令が發布され、貿易救

濟措置を厳格に運用しようとする現政権の強い姿勢が示された。日本製品に関しても、5月に炭素合金鋼板、6月にコンクリート補強用の鉄筋に対するアンチダンピング発動が決定している。ピーターソン国際経済研究所の試算によると、トランプ政権下で貿易救済措置などの特殊関税の対象となり得る米国の輸入品の割合は、オバマ政権以前の3.8%から7.4%へと倍増する見通しである。日本からの輸入品に限ると、この割合は鉄鋼を中心に2.3%から4.9%へと拡大するという。

### ■貿易赤字国をターゲットにさまざまな手法で対抗

トランプ大統領は2017年3月に、日本や中国を含む、米国が貿易赤字を計上する国に関して、赤字となった要因や当該国が課す貿易障壁などを調査するよう指示する大統領令を發布した。7月上旬現在、商務省が作成した調査報告書を大統領府で審査中である。調査対象国にとっては今後の影響が懸念される事態ではあるが、米国は過去にも貿易赤字国を対象にさまざまな措置を講じてきた。

1980年代には対米貿易黒字の定着を受け、日米貿易摩擦が激化した。1986年版の『ジェトロ白書・貿易編』には、「従来からの個別商品分野から為替レート調整、日本の内需拡大や経済構造変革の要請など、対日要求がミクロからマクロの問題まで多様化かつエスカレートした」と記載がある。日本は、自動車、テレビ、半導体などの輸出自主規制や、日本市場での外国製半導体シェアに関する数値目標の設定などを迫られた。

日米貿易摩擦は1990年代の後半以降下火となった。その日本に代わって米国のターゲットとなったのが中国である。米中間には安全保障も含めさまざまな問題が存在するが、中でも貿易不均衡の問題は最も深刻な課題の一つである。中国のWTO加盟以降、米国の対中貿易赤字は急拡大し、2016年には米国の赤字全体の47.2%と半分近くを占めた（図表Ⅱ-32）。議会の対中姿勢も強硬で、貿易不均衡のほかにも、中国企業による米国企業の買収、知的財産権侵害、人民元の為替操作などさまざまな問題

が取り沙汰された。議会の不満は強硬な対中法案にも表れ、例えば2009年の通商執行法案でスーパー301条の復活が検討されたこともあった。

中国に公正貿易を迫る手段として、米国は米中合同商業貿易委員会（JCCT）や米中経済戦略対話（S&ED）などの対話枠組みとともに、通商関連法に基づく措置やWTO紛争解決手続きを最大限に活用し、流入する中国製品に対して防波堤を築いてきた。特に世界金融危機以降は中国製品に対する貿易救済措置の調査が増加し、今や全発動件数の約3割を対中案件が占める。しかもその手法も独特である。米国はアンチダンピング税算出の際に中国を非市場経済国（NME）として扱い（第二章第4節参照）、その根拠規定である中国WTO加盟議定書第15条(a)(ii)が2016年12月に失効して以降も、他国よりも高率の制裁関税を課している。また、2006年11月には、中国では市場経済が発達していないとの立場に立ちながら、補助金相殺関税もアンチダンピング税に上乘せして発動するようになった。以降、中国製品に対してはアンチダンピングと相殺関税の双方を発動する方式がスタンダードとなった。中国に対してはWTO紛争解決の利用も活発である。米国はWTO設立直後、毎年2桁を超える数の紛争を提起していたが、提訴件数自体は2001年以降例年5件以下にとどまり利用は減少している。一方で最近の提訴相手は中国に集中しており、2013～14年を除きほぼ毎年、中国を相手取った紛争案件が提起されている。

日本と中国を例に見れば、米国はその時々々の貿易赤字が深刻な相手国に対し、あらゆる手段で不公正正を名目とした輸入制限を行ってきた。今後も、政権によって濃淡はあろうが、その基本姿勢は維持される可能性が高いと考えられる。

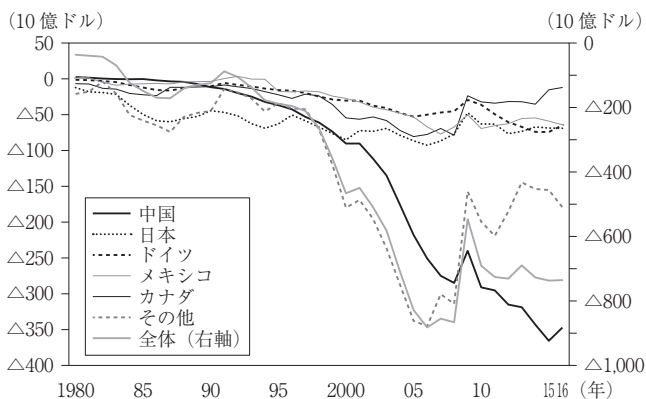
### ■FTAの目的と形態は時勢によって変化

貿易協定は米国にとって重要な外交政策のツールである。古くは第二次世界大戦後、米国は日本や欧州の経済発展を主眼に協定を結んだが、これには共産圏への対抗という意味合いもあった。米国の輸出増という明確な経済的目的を持つFTAが登場したのは1980年代であり、以降米国のFTA戦略には以下のような特徴がある。

1点目に、米国のFTAでは、時勢によって二国間か複数国間のどちらの形態を志向するのか、あるいは相手国の選定基準も異なってきた。また米国の場合、FTAの締結目的が主に輸出拡大などの経済的要因にあるのか、安全保障も含めた外交政策にあるのかが分かりやすい。

まず協定の形態について、1985年の新通商政策では、GATTの多国間主義とともに地域主義の採用を宣言し、FTAも貿易拡大のための選択肢であることを明示した。ただ、米国の貿易自由化の取り組みは、2000年代初頭ま

図表Ⅱ-32 米国の相手国別貿易赤字の推移



〔資料〕“DOTS, May 2017” (IMF) から作成

図表II-33 米国のFTA締結状況

(年/月)

大統領/ 通商代表	第40代 レーガン 〔共和〕 81-89年	第41代 ブッシュ(父) 〔共和〕 89-93年	第42代 クリントン 〔民主〕 93-01年	第43代 ブッシュ(子)〔共和〕		第44代 オバマ 〔民主〕 09-17年	第45代 トランプ 〔共和〕 17年-	
	I: ブロック II: ヤイター	ヒルズ	I: カンター II: パーシェ フスキー	I 期 01-05年	II 期 05-09年			
FTA				ゼーリック	・ポートマン ・シュワブ	・カーク ・フロマン	ライトハイザー	
貿易促進権限			94/04 失効	02/08 成立	07/07 失効	15/06 成立		
米州	米州自由貿易地域 (FTAA) ①			98/04 交渉	04/02 中断			
	NAFTA		91/06 交渉 92/12 署名	94/01 発効			17/08再交渉	
	チリ			00/12 交渉	03/06 署名 04/01 発効			
	CAFTA-DR				04/08 合意			
	中米5カ国				03/01 交渉 04/01 合意	06/03-09/01 順次発効		
	ドミニカ共 和国				04/01 交渉			
	パナマ				04/04 交渉	07/06 署名	12/10 発効	
	ペルー				04/05 交渉	06/04 署名	09/02 発効	
コロンビア				04/05 交渉	06/11 署名	12/05 発効		
中東 アフリカ	米国・中東自由貿易圏構想 (MEFTA) ②							
	イスラエル	84/01 交渉 85/04 署名 85/09 発効						
	ヨルダン			00/06 交渉	01/09 承認 01/12 発効			
	モロッコ				03/01 交渉 04/06 署名	06/01 発効		
	バーレーン				04/01 交渉 04/09 署名	06/08 発効		
	オマーン					05/03 交渉 06/01 署名 09/01 発効		
アジア 大洋州	米国・ASEAN経済連携構想 (EAI) ③							
	シンガポール			00/11 交渉	03/05 署名 04/01 発効			
	韓国					06/05 交渉 07/06 署名	12/03 発効	
	オーストラリア				03/03 交渉 04/05 署名 05/01 発効			
環太平洋パート ナーシップ(TPP)						10/03 交渉 16/02 署名	17/01 離脱	
欧州	EUとの包括的貿易 投資協定 (TTIP)							
							13/07 交渉	

〔注〕 ①合意時期未定(米州34カ国が交渉に参加)。  
 ②2003年5月に構想発表。  
 ③2002年10月に構想発表。2006年8月に貿易投資枠組み協定締結。  
 ④発効済みFTAを網掛け。交渉が中断したFTAは掲載せず。  
 〔資料〕 米国通商代表部 (USTR) 資料などから作成

WTOへの導入が主に途上国からの反発を受けたことなどがあるとみられる。しかしながら、ブッシュ(子)政権下で交渉された韓国とのFTA発効をもって、米国が交渉を続けていた貿易相手国との二国間FTAは一つの区切りを見た。その後のオバマ政権では、TPPを代表する複数国間との自由化を追求するアプローチが志向されたものの、トランプ政権で再び、貿易不均衡の是正を目的として二国間主義への転換が明確化した。

さらに、FTA相手国の選定基準も変容してきた。FTAがレーガン政権下で通商政策のツールとして登場した背景には、1970年代に米国が貿易赤字に転じ、協定に経済的利益を求める必要性が高まったことがある。米国にとって初のFTAとなるイスラエルとの協定は、同盟国支援という政治的側面もあったものの、当時同国とFTA交渉中であつたEECに対し経済的に不利になることを懸念して進められたとの見方もある。一方、ブッシュ(子)政権では、2001年の同時多発テロを機に米国のFTA

ではWTO新ラウンドの立ち上げ、APEC、米州自由貿易圏(FTAA)など複数国間のアプローチが主であり、二国間FTAは限定的であつた。その後の政権も、FTAを選択肢の一つに置く政策を引き継ぎ、これが1994年のNAFTAに結実した。

ところがクリントン政権末期には、選択的な二国間FTAが始まり、これがブッシュ(子)政権まで続く(図表II-33)。米国が多国間アプローチから距離を置いた背景には、ドーハ・ラウンド開始以降のWTOでの交渉停滞や、米国の関心事である非関税障壁に関する論点の

政策は転機を迎え、安全保障政策とFTAとの連携が強化された。例えば中東の間では、経済発展による貧困解消とテロの温床根絶の発想から、モロッコやバーレーンとのFTA交渉が進んだ。オーストラリアとのFTAも、イラク戦争支持への見返りであるとの見方が強い。同じ大洋州のニュージーランドとFTAを締結しなかったのは、同国のイラク戦争反対が背景にあると指摘される。政府説明責任局(GAO)によると、2002年ごろから米国の外交政策に対する支持の程度がFTA相手国の選択基準になるとともに、戦略的友好国や同盟国との貿易関係

構築に重きが置かれるようになった。

2点目に、米国のFTA政策で欠かせない視点が、政権が議会から取得する大統領貿易促進権限（TPA）である。TPAは、政権が外国と締結した貿易協定に対し、議会が個々の内容を修正することなく賛否のみ採決することを柱とする規定で、相手国としても米国政府を信頼して交渉に臨むことが可能となる。1974年通商法以来、ファストトラックとして大統領に付与されていたものが1994年に失効したが、2002年のTPA法可決で再度成立した。これにより、ブッシュ（子）政権のFTA交渉は目に見えて加速した。ただ、ヨルダンを除く全てのFTAで歴代大統領はTPAを取得してきたものの、公正貿易論の強まりに伴いその獲得が困難になりつつあることも事実である。現行のTPAも、下院の採決における賛成と反対の差10票という僅差で2015年6月に成立した。このTPAは2018年まで、延長が承認されれば2021年まで存続する。

また3点目に内容面では、米国が国際的なルールの確立手段としてFTAを位置付けていることも特徴的である。これはEUなどのFTAにも見られる側面であるが、米国のFTAでは特にクリントン政権以降、産業界や支持基盤の関心分野でWTOプラスの規定を盛り込み、相手国に順守させたいとの思惑が色濃く表れている。具体的には、知的財産分野でWTOよりも高い保護基準を求め、民主党の支持基盤である労働組合の意向を反映し、WTOでは規律の対象外である労働や環境に関する規定が設けられた。さらにWTOでの検討が見送られた投資分野に関しても、国家対投資家間の紛争解決手続き（ISDS）を多くのFTAに設置した。WTOに持ち込めなかった議論を、FTAを足掛かりに多国間へ拡大させる戦略が展開されてきた。今後もこの方針は維持されるとみられるが、目下最も水準が高いと評されるTPP型のルールを、二国間FTAでも広めていけるのか、不透明な側面もある。

図表Ⅱ-34 米国のFTA利用率（輸入）

（単位：％）

相手国・地域	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 1～4月
イスラエル	13.0	12.7	11.8	12.3	12.0
カナダ（NAFTA）	51.9	49.1	46.8	46.4	43.1
メキシコ（NAFTA）	51.6	54.7	55.8	55.6	56.1
ヨルダン	89.2	85.8	89.6	85.2	79.3
シンガポール	9.1	8.7	8.4	9.6	7.9
チリ	59.0	51.9	54.5	50.8	54.2
オーストラリア	36.8	42.6	46.1	37.5	37.4
モロッコ	19.1	24.3	25.4	18.5	18.6
ドミニカ共和国・中米諸国 （DR-CAFTA）	38.8	42.6	53.4	55.6	54.2
バーレーン	65.7	56.0	58.2	64.8	64.5
オマーン	56.9	62.4	66.0	73.4	59.7
ペルー	31.5	48.6	49.9	41.1	44.1
韓国	24.1	23.0	23.5	42.7	46.8
コロンビア	22.8	19.6	16.1	21.1	23.0
パナマ	7.6	8.1	11.8	14.2	14.6
合計	46.0	46.2	45.9	47.6	47.0

〔注〕協定の発効順。

〔資料〕米国国際貿易委員会データから作成

## ■韓国とのFTA利用が2016年に大幅増

ITCによると、米国の輸入におけるFTA利用率は、NAFTA、韓国、チリなど多くの相手国で4割を超え、FTAはよく利用されている（図表Ⅱ-34）。

特に2016年には、韓国とのFTA利用率が前年比で倍増近くとなる42.7%まで大幅に上昇し、2017年に入っても利用を伸ばしている。協定発効から4年間維持されていた乗用車への関税2.5%が2016年1月に撤廃されたことを受け、乗用車でのFTA利用が上乘せされた分が、協定の利用増全体の79.5%に寄与した。米国側の関税引き下げを利用して、韓国の製造拠点から米国市場へアクセスする動きは、日本企業の間でも見られる。ジェットロが実施した「2016年度 米国・カナダ進出日系企業実態調査」によれば、韓国からの輸入でFTAを利用している在米日系企業の割合は53.7%に上った。

## Column Ⅱ

### ●中国「一帯一路構想」の現状

「一帯一路構想」は、陸路を中心とする「シルクロード経済ベルト（一帯）」と海路を中心とする「21世紀海上シルクロード（一路）」により、中国西部から中央アジア、欧州まで（最近では米州を含む場合もあり、領域の定義は必ずしも固定的ではない）をつなげる広域における、中国の中長期的な対外経済・外交戦略である。2013年9月のアジア歴訪時に習近平国家主席が初めて提起してから約4年が経過しており、一帯一路構想の主な取り組みと進捗を確認し、ビジネスへの影響について検証したい。

一帯一路構想の具体的な政策は、2015年3月に、国家発展改革委員会が外交部、商務部と連名で発表した「シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動（略称「一帯一路構想」）」に基づく。構想を具現化する枠組みとして、五つの重点分野における連携（「五通」）が掲げられた。①政策、②インフラ建設、③貿易・投資、④資金、⑤国民間における連携である（表）。

それぞれの具体的な取り組みと進捗をみてみよう。

①政策の連携については、二国間の覚書（MOU）締

表 「一帯一路構想」の五つの重点分野における連携（「五通」）

重点分野	概要
1 政策面の連携	各国政府との交流メカニズムを確立、政治・経済政策の相互整合性を高める。
2 インフラ建設の連携	各国と共同で道路、鉄道、港、エネルギー輸送設備、IT通信設備を整備する。
3 貿易・投資における連携	貿易・投資の利便性向上、関連障壁の撤廃を目指し、沿線地域または沿線諸国とのFTAの締結を積極的に推進。また、中国企業の海外進出、海外産業パークの設立を促進する。
4 資金面の連携	沿線諸国と通貨スワップ協定・債券発行の協力事業を展開する。アジアインフラ投資銀行（AIIB）など国際金融機構の設立で、「一帯一路構想」の重大プロジェクトに金融支援を提供する。
5 国民間の連携	文化事業、医療など国民の福祉増進に関わる諸分野で政府・民間の交流・協力を強化する。

〔資料〕中国国家発展改革委員会、外交部、商務部資料から作成

結を中心に進められている。2016年末までに100余りの国家が一帯一路構想に対して支持・参画の意向を表明し、中国は39の国家・国際組織と46のMOUを締結した。このほか上海協力機構、中国・アフリカ協力フォーラムなどのバイ、マルチのプラットフォームを活用した対話、博覧会や国際会議、サミットの活用が挙げられる。

②インフラ連携については、武漢ーリヨン国際貨物鉄道が2016年4月に開通したほか、内陸の諸都市と欧州を結ぶ鉄道が次々と開通し、コンテナ貨物輸送が増加している。またインドネシア・ジャカルターバンドン間高速鉄道、モスクワーカザン高速鉄道、中国ーラオス鉄道、中国ータイ高速鉄道、マレーシア東部沿海鉄道の5本の鉄道建設の契約・協議を進めている。このほか港湾開発（パキスタン・グワダル港、スリランカ・コロンボ港、同ハンバントゥータ港、ギリシャ・ピレウス港）、橋梁（セルビア・ゼムノーポルカ橋、バングラデシュ・パドマ橋）、エネルギー輸送設備（ミャンマーの石油ガスパイプライン、サウジアラビアの石油精製工場、エジプトの送電線）などプロジェクトが進行中だ。

③貿易・投資の連携については、一帯一路構想の発表を契機にFTA交渉の動きが加速している。現在中国がFTAを締結している15カ国のうち、沿線国家は11カ国に上る。国務院は2015年12月に「FTA戦略を加速する若干の意見」を発表し、周辺諸国を基本に世界に向けたハイレベルのFTAネットワークを構築する方針を打ち出している。湾岸協力会議（GCC）、ノルウェー、日中韓、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、スリランカ、パキスタン、モルディブ、ジョージア（旧グルジア）とのFTA交渉の推進や、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）など貿易自由化の一層の深化を目指している。

包括的規制緩和の試験地として、自由貿易試験区政策も進められている。国務院は2013年に第1弾として上海市、2015年に第2弾として広東省、福建省、天津市に同試験区を開設し、2017年4月に第3弾として新た

に七つの試験区を開設した。その大半は中西部に位置し、一帯一路沿線国との貿易投資拡大も期待されている。

中国企業の海外進出時の工業団地として機能している海外経済貿易合作区は、2017年5月時点で沿線国に56カ所設けられた。

④資金面の連携については、さまざまな投融資の枠組みが設立された。アジアインフラ投資銀行（AIIB）が2015年12月に北京で設立され、2017年3月時点で70カ国・地域が参画している。2017年5月までに沿線国で九つのプロジェクトに17億ドルの融資を実施している。その原資となるシルクロード基金は2014年12月に北京で設立され、これまでの投資総額は40億ドルに達した。2016年11月には、中国政府の決定を受け、新たに中東欧（16カ国）と中国工商銀行を母体とする中国ー中・東欧金融ホールディングスが設立された。2014年から2016年12月28日まで、中国人民銀行は沿線の20カ国と通貨スワップ協定<sup>（注）</sup>を締結している。

⑤国民間の連携については、友好都市交流、留学生の積極的受け入れや政府奨学金枠の提供、教育機関の交流、観光客の往来活性化など、人文協力プロジェクトが多数行われている。

商務部の発表によると、2016年の中国と一帯一路沿線国との貿易額は前年比0.6%増の6兆3,000億元と中国の貿易総額の約4分の1を占め、貿易総額が6.8%減となる中、比較的堅調に推移した。一方で沿線国に対する直接投資額は2016年、145億3,000万ドルと、2015年の150億ドル（前年比20%増）から同2%減少している。中国の対外投資全体に占める割合も8.5%にとどまっている。また一帯一路関連請負プロジェクト契約額は1,260億と前年比36%増加し、中国全体の51.6%を占めた。2014年からの3年間で、中国と一帯一路沿線国家の貿易額は3兆ドルを超え、投資は累計500億ドルを超えた。

最近の動きとして、一帯一路国際協力ハイレベルフォーラムが2017年5月14、15日の2日間、北京で開催され、29カ国の首脳を含む130余りの国の代表団や70余りの国際機関などが参加した。シルクロード基金の1,000億元増額や、金融機関による3,000億元規模の人民元建て海外基金業務の拡大が発表された。14日の午後には「五通」および「シンクタンク交流」など六つの分科会が開催され、「政策の連携」に関する分科会では18の国と8の国際機関が関与する32のバイ、マルチ協力文書および企業協力プロジェクトについて署名が行われるなど、具体的な合意がなされた。

一帯一路構想は中長期的な対外戦略であり、マクロ統計や貿易、投資の推移にまだ大きな影響は見られていない。関連プロジェクトには構想発表以前から進められているものも数多く存在しており、新規プロジェクトの多

（注）各国の中央銀行が協定を結び、自国の通貨危機の際に、安定に必要な通貨を融通し合う仕組み。

くは始動し始めたばかりである。

1978年の改革開放、1980年代からの「引進來」（外資導入政策）、1999年以降の「走出去」（海外投資促進政策）など、中国はグローバル化と自由貿易により経済発展を遂げてきた。一帯一路構想は既に出現している対外投資の西方展開に向けた動きを戦略的に包含し、政府間協力などの枠組みを追加することで企業の投資を一層後押しするものと期待されている。

また一帯一路構想の基本理念は「共同发展」と「ウィンウィン（相互利益）」である。中国にとっては国内の過剰生産能力の解消、インフラ建設の対外投資、また潤沢な外貨準備高の運用や人民元建ての取引増加などが利益との見方がある。これらはインフラ整備の需要が高いにもかかわらず財政基盤が弱い新興国のニーズと合致する部分も多いと考えられる。一方で、新興国での事業に関してその採算を疑問視する声も聞かれる。急速なインフラ開発による環境への悪影響や、沿線地域に及ぼす地政学的なリスクに関する懸念も強い。世界や国内情勢は刻々と変化していくことから中長期的には市場の原理に

基づく柔軟な政策運営が求められよう。

日本を含む外資系企業の中には、徐々にではあるが一帯一路関連のプロジェクトの枠組みに関与する事例も見られる。既に日系物流企業が中国－欧州間貨物列車を利用した鉄道輸送サービスを開始している。カンボジア・シハヌークビル港経済特区では、中国企業、カンボジア企業のほか、日韓欧米など第三国企業の進出も見られる。一帯一路関連需要を見越した日系建機大手の中国中西部への投資拡大や、日本の高効率発電技術を強みとした発電プラントプロジェクトへの一部参画なども見られる。11カ所に拡大された中国国内の自由貿易試験区の活用も、一帯一路構想の流れをくむ。

沿線国の中で先進国・地域としては香港とシンガポールが積極的に一帯一路構想と連携する姿勢を見せており、特に香港政府は大陸との「スーパーコネクター」機能を打ち出しており、金融支援から関連プロジェクトへのアドバイザーなどの機能を整備し同構想に深く関与していく姿勢を示している。



## 第3節 貿易ルールから見た国際標準化の動向

### (1) 国際標準化への主要国・地域の対応

技術の高度化とともに今日、国際標準を獲得して財・サービスの国際展開を有利に進めようとする戦略的な取り組みが国・地域レベルの政策でも、企業ベースでも盛んになっている。今日の国際標準化の出発点となったのは1995年のWTO発足である(図表II-35)。

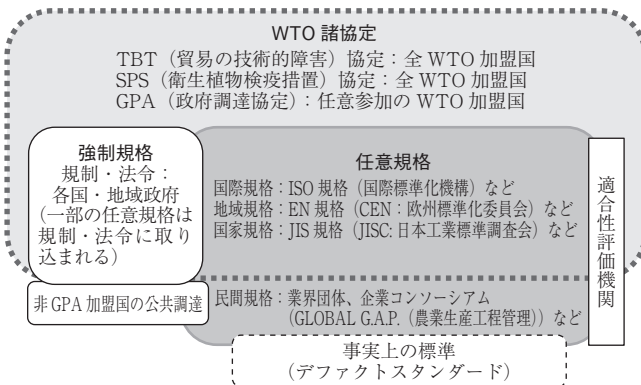
TBT(貿易の技術的障害)協定では、各国が国内で採用する規制・規格(注3)は、関連する国際規格が存在する場合、それを基礎として用いること、また同様にWTO

図表II-37 主要国・地域の国際標準化戦略の特徴

	特徴
EU	・欧州標準化機関(欧州標準化委員会(CEN)など)が国際標準化機関(国際標準化機構(ISO)など)と連携 ・EU指令を通じて域内の規制・規格を調和 ・欧州標準の域外国への普及に積極的
米国	・市場による事実上の標準を重視する伝統 ・約450の民間団体が分野別に規格を開発 ・WTO体制下では国際規格の活用も浸透 ・ハイテク分野で独自の規格化を政策的に推進
中国	・2001年WTO加盟後、標準化への対応強化 ・国家戦略として国主体での標準化を推進 ・近年、ISOなど国際標準化機関でのプレゼンス拡大
ASEAN	・AECで規制・規格の調和、相互承認を進める ・実態では規格の未整備、対応の遅れ目立つ ・各国の差異に留意し、緩やかな調和を目指す
日本	・2015年までに国際標準化機関でのプレゼンスを高める戦略目標をおおむね達成 ・新分野での規格策定を戦略的に推進

[資料] 各種機関、専門家へのヒアリング結果、セミナー報告から作成

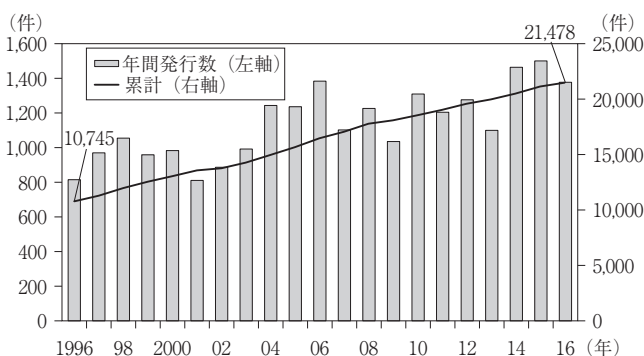
図表II-35 国際標準化分野のWTO諸協定と各種規制・規格の関係



[注] ①WTO諸協定は、国際標準化に関連する協定のみを挙げた。  
②強制規格は、輸入や販売などを行う上で、当該規格への適合が、法令上の義務となっているもの。  
③任意規格は原則、適合が義務化されていない規格を指すが、法令に取り込まれている場合もある。

[資料] 各種資料から作成

図表II-36 ISO発行国際規格件数推移



[注] ①発行規格にはISO国際規格のほか、技術報告書、技術仕様書などISO発行文書を含む。  
②発行数には、規格の更新を含み、効力を失う規格・文書もあるため、発行数と累計の増加分は一致しない。

[資料] ISO資料から作成

(注3) 本節では、「規制」とは強制規格または法令で定められた義務を指し、「規格」とは原則として任意規格を指す。

政府調達協定では、各種政府機関の入札において採用する技術仕様・基準も国際規格がある場合、それに基づくことが規定された。これによって国際標準化機構(ISO)や国際電気標準会議(IEC)などが発行する文書化された国際標準、すなわち国際規格を、企業や、公共調達を行う政府機関等が採用・取得するインセンティブが高まった。例えばISOは、2016年末時点で2万1,478件もの国際規格を発行・運営する。過去20年間でISO規格は1万件以上増加した(図表II-36)。

今日、国際規格はあらゆる産業分野に浸透している。国際規格の影響力増大を背景に、主要国・地域では特に2000年代以降、国際標準化を戦略的に政策に取り込む姿勢を示してきた(図表II-37)。

### ■主要国・地域の標準化戦略と動向

#### ①欧州

国際規格の発行と普及をリードしてきたのが欧州である。主要な国際標準化機関では、各国1代表の国家標準化機関が加盟し意思決定を行うため、国数の多い欧州諸国が伝統的に力を持ってきた。さらに欧州の場合、EU加盟国にスイス、ノルウェー、トルコなどを加えた国々から構成される三つの欧州標準化機関(欧州標準化委員会:CEN、欧州電気標準化委員会:CENELEC、欧州通信標準化協会:ETSI)が、主要国際標準化機関(ISO、IEC、国際電気通信連合:ITU)とそれぞれ密接に連携している。例えばCENはISO規格を「EN規格」として整合的に欧州内に取り込み、また新規の規格開発においてはISO、CENが協力する枠組みが確立されている。

欧州標準化機関は、EU域内の規格の調和において中心的な役割を果たしている。欧州レベルで発行された規格に合致しない国家規格は撤廃を求められる。英国規格協会(BSI)資料によれば、CENおよびCENELECが発

行した約2万の規格に対応して、EU加盟国が撤廃した国家規格は約16万に及ぶ。さらに欧州委員会が製品規格の調和を目的に制定した各種指令に基づく技術仕様の文書化も、欧州標準化機関の重要な役割である。欧州委員会が指令化した安全や健康などに関する基本事項を、欧州標準化機関が文書化・規格化してEU域内に普及させる手法は「ニューアプローチ」と呼ばれ、単一市場形成に必要な各種規格調和の効率的な実施に貢献してきた。

ニューアプローチを実施する指令に基づく電気製品、医療機器、玩具など25程度の分野では技術仕様を満たした製品をEUおよび欧州経済領域（EEA）やトルコ、スイスで販売する場合、適合性を示す表示（CEマーク）が義務付けられている。CEマークは、欧州で普及した結果、今日では他地域でも浸透しつつあり、日本企業がアジアや中東への輸出で輸入者からCEマークを求められるなどの例が報告されている。EUでは2004年ごろから域内市場統合だけでなく、欧州企業の域外市場への参入機会拡大と競争力強化を目的に、域内標準の「国際標準化」、域外国への積極的な普及を進めている。例えば韓国では、EU韓国FTAに規定する規制協力の一環で、EUの化学品規則REACHをモデルにした化学物質登録・評価法（通称K-REACH）を2015年から施行した。

なお、英国はEU離脱によりEU規則・指令等の影響下から離れる。BSIは「規格が公共政策や規制に関連する部分で影響力を失うことが、恐らく英国のEU離脱において最も負のインパクトが大きい点」であると指摘している。欧州標準化機関のメンバーシップはEU加盟とは直接連動していないことから、英国としては各欧州標準化機関の正規メンバーの地位を守ることで、ニューアプローチ指令の文書化など、欧州のルール形成における影響力を維持したい意向である。

## ②米国

米国は伝統的に私企業による市場競争を重視してきた。ASTM インターナショナル（米国材料試験協会）、ASME（米国機械学会）など、約450の民間規格団体が産業分野別に規格の開発に当たる。国家標準化機関である米国規格協会（ANSI）はそれ自体規格の開発は行わず、国内規格団体のうち約250団体の規格をANSI規格として認定するとともに団体間の調整を行う。

過去においては米国が、欧州の影響力が強い国際標準化機関と距離を置いた時期も1980年ごろまで見られたが、TBT協定発効を機に、米国でもISOをはじめとする国際標準化機関における活動が広がった。さらに2001年の中国WTO加盟に伴い、中国市場への円滑な参入には米国自身の国際標準化への適応が必要との認識が強まったと評されている。

米国では、ハイテク分野における規格化で独自の取り組みが目立つ。例えば標準技術国立研究所（NIST）は2015年12月、「サイバーセキュリティの国際標準化に関する戦略目標」を発表し、米国のサイバー技術の「国際標準化」を推進する方針を示した。安全保障分野はTBT協定でも例外的に規制が許容されており、今後も安全保障の切り口から技術の囲い込みを進めるとみられる。

## ③中国

中国はWTO加盟に伴い、国内法整備とともに国際標準化への対応を強化してきた。ISO会長を2015年から中国の鉄鋼業界出身の張曉剛氏が務めるなど、国際標準化機関におけるプレゼンスも高まっている。

国家戦略における標準化活動の位置付けが強化されたのは第12次5カ年計画（2011年～）であった。同計画では科学技術政策として「国家技術標準戦略を全面的に実施」「技術標準戦略と知的所有権戦略の結び付き重視」が掲げられていた。2016年からの第13次5カ年計画ではサービス（国際規格にリンクした生活関連サービス業規格体系を構築）、情報通信技術（インターネット関連の規格開発・普及を急速に進め、国際規格の制定における発言権を強める）など成長分野を中心に個別に標準化への言及がある。製造業に関しては2015年に国務院が発表した「メイド・イン・チャイナ（中国製造）2025」において標準化は「9の戦略的任務」の第1「製造業のイノベーション能力の向上」のポイントの一つに挙げられ、国が主体となって取り組むという面が強調されている。包括的な戦略を示した前5カ年計画の時期に比べ、戦略が具体化している点が特徴といえる。

## ④ASEAN

ASEANでは、2008年に策定した「AECブループリント」において「規格と適合性評価手続きに関する政策ガイドライン」の実施を通じた規制・規格の調和や相互承認協定締結などを掲げ、2015年末のASEAN経済共同体（AEC）発足までに一定の成果を挙げたと自己評価している。一方で、進出日系企業からは、規格の未整備、国際標準準拠への対応の遅れが目立つなどASEAN側の自己評価と実態との乖離が指摘されている。例えば、2005年発行のIEC国際規格に対応した家電省エネルギー法は、2014～16年ようやくASEAN主要国で施行されたばかりである。

AECの次のステップとして発表されたAECブループリント2025でも、規制・規格の差異がもたらす非関税障壁の側面が認識されている。物品貿易に関する記述では引き続き、各種規制の調和や相互承認を進めるとしている。さらに、新たに「良き規制慣行（GRP）」の実現がテーマに加わった。GRPは非拘束的なガイドラインなが

ら、各国の規制調和を進めるための緩やかな枠組みとして、WTO・TBT委員会でも注目されている。「規制が競争排他的あるいは目的に対し過度でなく、無差別に適用されること」などを目的に、GRP実現のための対話プロセスを制度化するとしている。GRP重視の背景には近年、各国が健康、安全、文化など正当な目的の下で規制を導入する権利を有する点が重視されていることがある。ASEANで規制の統一を目指すよりも、緩やかな調和を目指すという現実的な方針を取ったと考えられる。

### ■日本の国際標準化戦略

日本は「国際標準化戦略目標」（2006年）で「2015年までに欧米諸国に比肩する」ことを掲げ、①「国際標準（ISO/IECへの国際規格案）の提案件数倍増」、②「欧米並みの（ISO/IEC）国際幹事数」を数値目標に掲げた。国際幹事とは国際標準化機関の各専門委員会などの幹事であり、規格の立案策定において議長とともに影響力を持つ。①では2003～05年の86件に対し、2013～15年は165件、②では、2015年時点での幹事数で日本はドイツ（176）、米国（138）に次ぐ第3位の97で、フランス（96）、英国（88）を上回っており、同目標はおおむね達成された。

前目標の達成を受けて2014年5月、政府標準化官民戦略会議は「標準化官民戦略」を発表した。同戦略は大きく「官民の体制整備」「世界に通用する認証基盤の強化」「アジア諸国等との連携強化」という三つの柱から成り立っている。中核となる「官民の体制整備」の具体策としては、①新市場創出型の標準化制度の構築、②産業界における標準化戦略の強化、③中小企業の標準化・認証活動に対する支援強化、④標準化人材の育成強化を進める、という4点が挙げられている。官民戦略会議は2017年1月には「標準化人材育成アクションプラン」を発表し、産学官が共同で、幅広い人材層において標準化に対する理解を深める方針と、そのための体制整備を掲げた。

政府成長戦略「日本再興戦略2016」では、とりわけ鍵となる具体的施策の第1に挙げられた第4次産業革命を支える環境整備の一つとして「国際標準化推進体制の強化」が掲げられている。具体的には「自動走行、スマート工場、ロボット等の重点分野に関して」「我が国発の国際標準提案の量的・質的拡充を図る」としている。

具体的に挙げられた分野の一例としてロボット分野における国際標準化について紹介する。標準化官民戦略の2番目の柱「世界に通用する認証基盤の強化」では、九つの重点分野を列挙しており、その中に「生活支援ロボット」がある。2009～13年経済産業省「生活支援ロボット実証化プロジェクト」に基づき新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、日本品質保証機構（JQA）などが、生活支援ロボットの安全性試験および認証スキーム

図表II-38 日本の国際標準化戦略の課題

分野	論点	概要
規格	分野別戦略	「官民標準化戦略」では九つの戦略分野を設定するが、分野を絞ると扱える領域が限定される。例えばロボット分野では、戦略分野は「生活支援ロボット」であるが、ISOでは「生活支援ロボット」と「医療用ロボット」は別の委員会所管になる。
	他国との連携	国際規格の立案では、他国との協力・連携が不可欠となる。日本はアジア諸国等との連携を戦略に掲げるが、欧米、中国、オーストラリアもASEAN各国との標準化協力を進めている。標準化の利害関係は個別品目・標準ごとに異なり、国単位での仲間という構図は成立しない。
	国際規格の多様化	民間規格の影響力が高まるなど、国際規格の様式が多様化し、国際標準化機関での活動は標準化戦略の一部にすぎない。
認証	認証機関	現状では、欧米の認証機関が規模、実績ともに圧倒的であり、現状では、日本企業も多くの場合、海外向けの認証を欧米の認証機関に発注している。日本の認証機関があるが、世界的に見れば小規模。
	相互承認	国家間の相互承認協定の対象国・分野が限られており、輸出向け認証において十分活用されていない。代わって、民間機関間の相互承認枠組みを模索するが、難航する場合もある。

〔資料〕各種機関、専門家へのヒアリング結果から作成

を開発。並行してISO規格の審議を進め、2014年ISO13482が発行された。2017年3月現在、認証機関であるJQAによるISO13482の適合性認証実績は12件。同規格の普及はこれからとはいえ、日本の主要メーカーは輸出向けには、実績のある欧米の認証機関を利用して現地の認証を取得しているのが実態である。国際規格を取得しても、ビジネスとして成立させるには課題が多い。

日本の戦略の特徴として、国際標準化機関においてより積極的に活動することに主眼が置かれてきた面はある。今日では、次節で言及する国際規格の重層化や民間規格の台頭への対応などにより、標準化の問題がより多角的になっている点には留意が必要である。標準化の目的は日本企業のビジネス環境を整備することであり、標準化活動はそのためのツールにすぎない（図表II-38）。

もちろん日本もさまざまな新しい取り組みを進めている。例えば、従来鉦工業製品に対象が限られていた日本工業規格（JIS）を、サービス分野にも拡大する準備が進行中である。経済産業省は2017年5月、産業構造審議会にJIS法の対象分野をサービスなどへ拡大するべく基準認証小委員会を設置した。その他、同省は2017年3月、英国BSIとの間で、新産業分野の国際標準の共同開発および共同提案を推進する協力覚書を締結したと発表した。

## (2) 多様化する世界のルール形成の動き

### ■ 国際規格が直面する今日的課題

WTO協定（TBT協定および衛生植物検疫措置（SPS）協定、政府調達協定）では、各種規格の国際的調和を推進して、非関税貿易障壁を低減させるという目的を掲げた。とりわけTBT協定により、1990年代以降、各国規制・規格の国際規格への準拠が進み、一部の強制規格の国際的収斂が一定程度進んだと評価できる。例えば電気安全に関してはIEC規格に準拠した法整備が先進国だけでなく、途上国においても相当進んだ。また環境保全においても、実施手段や各種基準値においては国ごとの差があるとはいえ、気候変動対策や汚水処理などの対策ではISO規格が指標となってきた（図表Ⅱ-39）。

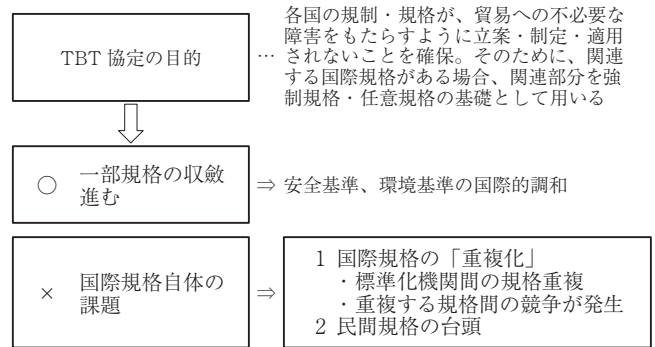
他方では国際規格への収斂とは逆行する今日的現象が複合的に現れている。第1に、国際規格の対象が、「モノ」から「サービス」そして「システム」へと広がる中、標準化機関間のすみ分けが困難になっていることが挙げられる。その結果、従来の領域区分を超えて、各機関が制定する規格の重複が発生している。また、これに関連して、競合する同一市場に複数の国際規格が併存する「規格間の国際競争」が発生している。国際規格への準拠を促すTBT協定の下では、国際規格の取得が市場シェアの拡大につながるという視点から、競合する企業がそれぞれ自社の技術や製品仕様の国際規格化を目指す傾向が見られた。国際標準化機関で重複を回避すべく一定の調整は行われるものの結果的に差異は解消されないまま、同種の製品に複数の国際規格が併存する事態が情報通信分野や電気自動車の充電規格の競合に見られたように、ハイテク産業を中心に発生している。国際規格間の競合は、規格の国際的収斂を通じた非関税貿易障壁の低減というTBT協定の目的には合致しない現象である。

第2に、民間の独自規格（通称プライベートスタンダード。以下、民間規格）が増加し、影響力が高まっていることが挙げられる。多様化する標準化活動の顕著な側面といえる。民間規格の認証取得が実質的に国際取引の参入条件となり、強制規格に近い性格を持つほどの影響力を獲得している場合もある。

### ■ 国際標準化機関間の重複現象

国際規格は、工業製品の寸法などモノ

図表Ⅱ-39 WTO・TBT協定の目的と達成度合い



〔資料〕WTO協定およびヒアリング結果から作成

の定義、製品・技術規格から始まり、産業の発展とともに対象領域が広がっていった。中でも、1990年代はISO9000シリーズ（品質マネジメント規格）、2000年代にはISO14000シリーズ（環境マネジメントシステム規格）が普及し、生産工程やシステムの国際規格化が加速した。

今日では、スマートシティーや、モノのインターネット（IoT）のように、社会システム全般に関わる国際規格の設計が増えている。国家や企業では、より広範な対象をカバーする国際標準を主導してビジネス機会を拡大するべく、システムの標準化に戦略的に取り組んでいる。こうした新しい分野では電気関連はIEC、通信技術なら

図表Ⅱ-40 各標準化機関で進むスマートシティーの標準化の例

標準化機関	主な所管委員会	対象・目的
ISO 国際標準化機構	TC268 持続可能な都市とコミュニティー	生活の質（QoL）、災害に強い街づくりなど、都市全体の機能を対象とする。
	TC268/SC1 スマートコミュニティーインフラ	都市の設備やサービスを支える基盤となる都市インフラの評価枠組みを整備。
IEC 国際電気標準会議	SEG1 スマートシティー TC57 電力システムマネジメントおよび情報交換、ほか	ビル、交通網、医療施設、工場などの都市施設への効率的な電力供給、スマートグリッドインターフェース規格の開発など。
ISO/IEC JTC1 ISO/IEC 合同専門委員会	WG11 スマートシティー	スマートシティーの基礎的な情報通信技術（ICT）規格の開発。ISO TC268と連携し、スマートシティーのICT関連指標を開発。
ITU-T 国際電気通信連合 電気通信標準化部門	SG20 スマートで持続可能な都市	スマートシティーにおけるモノのインターネット（IoT）技術の活用に関わる通信技術規格の開発。
CEN/CENELEC/ETSI 欧州標準化委員会/欧州電気標準化委員会/欧州通信標準化協会	SF-SSCC スマートで持続可能な都市とコミュニティーのセクターフォーラム	欧州各国の関心事項とニーズの集約、発信。 各国際標準化機関との連携。
BSI 英国規格協会	スマートシティー規格戦略グループ	用語の混乱による誤解を防止し、スマートシティーを確立するための意思決定のフレームワークを規定。
AENOR スペイン規格協会	CTN178	市民、企業、行政による情報通信技術の効果的かつ集中的な利用を促進し、経済の生産性と競争力の向上を図る。

〔注〕各機関が用いる用語は統一されていないが、日本で一般的に用いられている用語として「スマートシティー」を採用した。

〔資料〕ISO、IEC資料ほか、各機関作成資料から作成

ITUといった標準化機関間の役割分担が機能せず、各標準化機関が重複して規格化を進める傾向にある。

例えば、過密化による都市の社会問題への対処や災害に強い持続可能な都市づくりに関わるスマートシティーは、都市計画、電力・運輸などインフラ、環境技術など多様な領域にまたがり、国際規格が重層的に構築される主戦場の一つとなっている。スマートシティーの規格化は、各国際標準化機関のみならず主要国の国家標準化機関でも進行している(図表II-40)。標準化機関の間でも将来的な協力を見据えて、2016年以降「スマートシティー・フォーラム」を共催するなど情報交換に取り組んでいるが、当面、規格の重複化傾向は避けられない。

標準化機関では、開発した規格を採用するか否かは、企業や公的機関が判断することであり、重複よりも、必要な規格が存在しない状態を解消することが主要な課題と認識されている。他方WTOでは、国際規格の重複はTBT協定の目的を阻害するものとして問題視している。

■ ISOにおけるスマートシティーの国際規格化

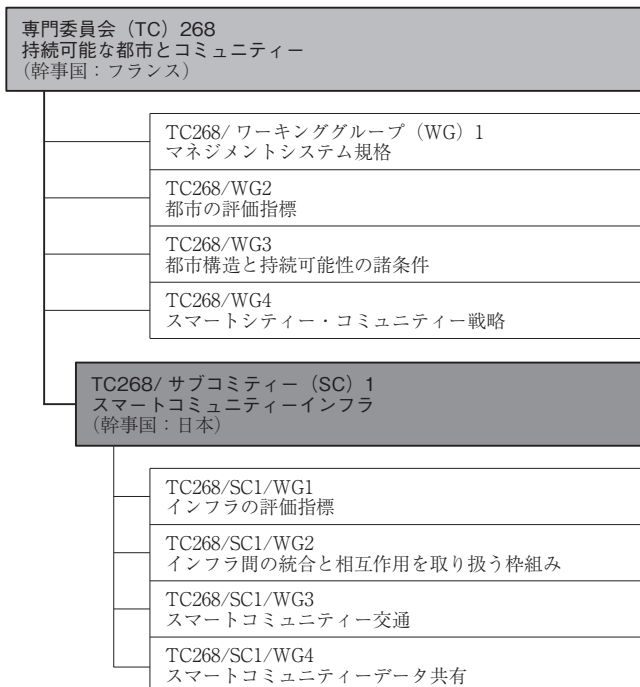
スマートシティーは、日本が積極的に国際規格の開発に携わっている分野の一つである。ISOにおけるスマートシティー規格開発では、日仏間の主導権争いの末、2012年にフランスが専門委員会(TC)の幹事国・議長を確保した。これに対し日本は同じ年、同TC下にスマートシティーを支えるインフラに特化したサブコミティー(SC)を設置し、これを主導する戦略を採った(図表II-41)。

上下水道システム、鉄道技術など交通インフラ、廃棄

物処理などの都市インフラ関連技術は、日本が優位性を発揮できる分野である。SC(TC268/SC1)を活用して日本は、その技術が適切に評価される環境をつくり、世界各国で都市インフラを導入する際の調達基準や手続きの共通化を図ることで、海外における都市インフラ調達に、日本企業が参入できる機会の拡大を図る。TC268本体は、「都市の持続可能性」や「生活の質」といった概念を定義し、2016年に中核規格となるマネジメントシステム規格(ISO37101)を発行した。他方、TC268/SC1では、スマートシティー(ISOでは「スマートコミュニティ」)インフラを評価するための枠組みづくりを進める。これまでのところ、基礎となる規格として、「スマートコミュニティインフラ」を定義し、全ての都市インフラの評価のための原則と要求事項を尺度化したISO/TS37151を発行した。「技術仕様書(TS)」はISO規格に比べ、コンセンサスの達成水準は低いものの、速いスピードで発行することができる。同TS規格を土台に、既にワーキンググループ(WG)として活動している都市交通をはじめとする個別インフラの指針作りなどを進めている(図表II-42)。2012年のサブコミティー立ち上げから5年、同委員会では成果の収穫期に入っている。

スマートシティーインフラの次なる展開として日本の国家標準化機関である日本工業標準調査会(JISC)は2016年11月、東京電力フュエル&パワーからの申請に基

図表II-41 ISOスマートシティー国際規格策定の主な体制



[資料] ISO資料(2017年6月末時点)およびヒアリング結果から作成

図表II-42 ISO発行スマートシティー国際規格の位置付け



[注] ①2017年6月末時点で発行済みの規格に、TC268/SC1で投票により承認され、2017年中に発行予定の規格(ヒアリング結果に基づく)を加えた。  
②TS(技術仕様書)は国際標準原案としての承認を得ずに発行された規格。TR(技術報告書)も同様に投票を経っていない技術文書。破線囲み。

[資料] ISO資料およびヒアリング結果から作成

づき、火力発電所の運営・保守に関するISO規格の策定に着手することを決定した。同社の申請は企業の規格立案を支援する経済産業省「新市場創造型標準化制度」の採択案件としては初めてのISO規格化を意図した案件である。当面の戦略としては、TC268/SC1下にエネルギー関連インフラを扱うWGを設置しての規格化を目指す。

さらに、近い将来には政府「科学技術基本計画」や「未来投資戦略2017」が掲げる「ソサエティー5.0」に関する国際規格化へと、スマートシティインフラの国際規格策定を進展させていくことも検討されている。

スマートシティをはじめ、新しい分野では各国が戦略的に社会設計に関わる国際規格立案に取り組んでいる。国際規格が増加し続ける中、規格の策定はゴールではなく、いかに社会において普及していくかが課題となる。

### ■プライベートスタンダード（民間規格）の台頭

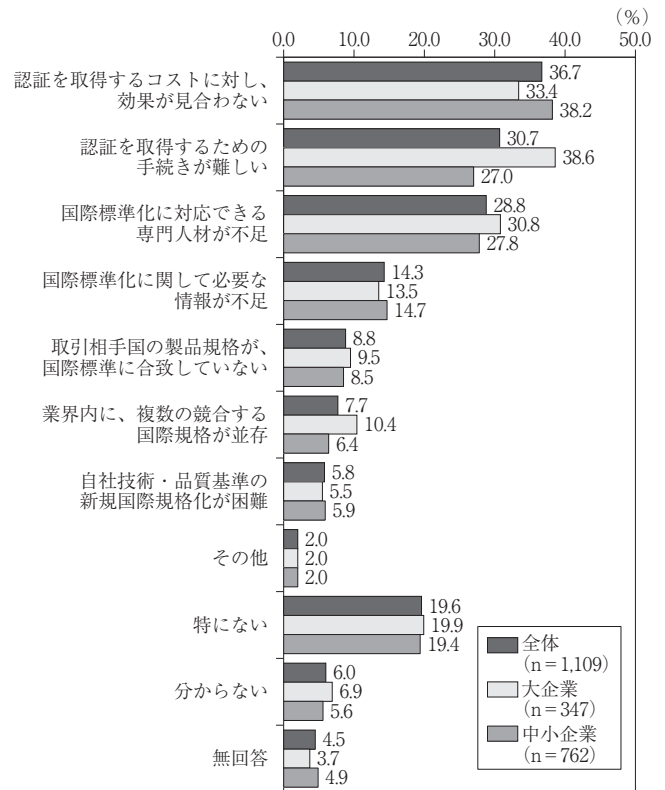
1990年代以降、民間企業・団体が独自に定める民間規格が急増している。農業生産工程管理に関するGLOBAL G.A.P.、英国小売りコンソーシアム（BRC）認証、森林管理協議会（FSC）認証、海洋管理協議会（MSC）認証など、食品・農産物を中心に約600件存在するとみられる。調達企業が力を持つ場合、当該基準を満たさない産品は貿易機会を失う。大手企業の製品基準は、1社だけでなく業界全体にも影響が波及する場合がある。民間規格そのものは国家規格・国際規格ではないため、貿易に影響が及んでもWTO・TBT協定の通報対象とならず、WTOで検討がしにくいことも課題である。影響力のある民間規格の運営団体は、国際規格の形成においても発言力を増している。例えば、ISOでの「木材・木製品の生産流通管理」国際規格策定では、FSCなどが、投票権を持たない「リエゾン」の立場で委員会に参加している。

貿易や流通の観点では問題が指摘される民間規格であるが、食品安全性、労働条件・環境保護など消費者の視点からは、むしろ望ましいとの見方も少なくない。ISOでも、民間規格の参画がISO規格の性能を高める場合もあるとして各民間規格との情報交換を奨励している。こうした現状を踏まえ、国連FAO（食糧農業機関）、UNEP（国連環境計画）などは「持続可能な標準に関するフォーラム（UNFSS）」を2013年に設置し、民間規格の情報集約を進めている。

### ■ジェトロのアンケート結果に見る国際標準化の課題

日本企業の国際標準化に関する取り組みについて、「2016年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」で実態把握を試みた。まず国際標準化に関して、人員の配置など何らかの対応を取っている企業は全回答企業の37.0%（1,109社）であった。業務内容は、「既存の国際規格の認証を取得」が80.7%と圧倒的に多い。認証

図表Ⅱ-43 国際標準化に関して何らかの対応を取っている企業の課題



〔注〕複数回答。母数は、「国際標準化を所管する人員がいる」「所管ではないが、実質的に対応している人員がいる」「業界団体などを通じて、国際標準化に関する活動を行っている」のいずれかの企業。重複を除く。

〔資料〕「2016年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

取得以外の活動では、「関連する国際標準の情報を収集」（39.0%）、「自社製品・規格の、事実上の標準化を図る」（19.0%）、「新規の国際規格化を図る」（11.0%）が続いた。

さらに国際標準化に関する課題を尋ねたところ、何らかの対応を取っている企業では「認証を取得するコストに対し、効果が見合わない」（36.7%）、「認証を取得するための手続きが難しい」（30.7%）、「国際標準化に対応できる専門人材が不足」（28.8%）が上位に挙げられた（図表Ⅱ-43）。本節で検討してきた「業界内に、複数の競合する国際規格が併存」する事態を課題に挙げた企業は、国際標準化に対応する企業全体の7.7%にとどまったが、大企業では1割を超えた（10.4%）。

「業界内に、複数の競合する国際規格が併存」の割合が高かった業種では、①化学（14.8%）、石油・石炭製品／プラスチック製品／ゴム製品（13.5%）、鉄鋼／非鉄金属／金属製品（12.8%）は強制規格の国・地域間の差異を念頭に置いた回答、②電気機械（12.1%）、情報通信機器／電子部品・デバイス（11.4%）は企業間の規格化競争、③自動車／自動車部品／その他輸送機器（10.8%）、飲食料品（8.0%）は民間規格の台頭、という課題がそれぞれ

背景にあると推察される。

### ■ 国際規格の多様化を見据えた日本の新しい動き

日本政府および日本企業の国際標準化に向けた取り組みでは、今までにない新しい動きも見られる。先述の経済産業省の制度を活用した発電所の運営・保守に関するISO化の取り組みもその一つである。同じくサービス分野では2017年2月、ヤマトホールディングス（以下、ヤマト）の依頼に基づき英国規格協会（BSI）が小口保冷配送サービスに関する公開仕様書（PAS）を発行した。PASは、投票プロセスではなく議論に参画する有識者間での合意形成に基づいて公表される文書で、速いスピードで標準化を進めたい場合に適した規格様式である。BSIのPASは開発期間が通常1年程度と、通常3～5年を要する国際規格に比べて短期での発行が可能である。また、PASは国家規格と同様、原案として国際標準化機関に提出することで通常のプロセスよりも短期間で国際規格化につなげることも可能である（通称ファストトラック）。BSIのPASをベースに食品安全やカーボンフットプリントなどの分野でISO国際規格化された実績もある。

ヤマトの主導したPAS1018は、保冷配送のうち、途中で荷物を積み替えるサービスにおける温度管理や荷物の取り扱いに関する要求事項を規定したもの。ヤマトをはじめ日本企業としてはPASの公開により今後、アジアなど海外市場で日本企業が保冷配送サービスを展開するために、各国の小口保冷配送サービスの健全な成長を促したいとの考えである。2017年5月にはアジアに展開するヤマトのグループ6社がPAS1018の認証を取得した。

BSIグループジャパンを通じた日本企業によるPAS規格の活用件数はこれまで1桁にとどまり、ヤマトの取り組みは日本では全く新しい発想に近いといえる。素早く公開しさらに、将来のISO化という展開が考えられる。その半面、PASにも弱みはある。PASは国際規格に比べると、国際的なコンセンサスを得ずに発行された文書である。PAS1018の場合、日本企業のほか、規格策定に参加した外国企業および機関は英国、台湾、中国のみある。今後の、同規格の各国・地域における普及が重要となる。ファストトラックを活用した将来的なISO化についても、確実に見込めるものではない。ISOでは、地域的な多様性の確保が規格策定の要件となっている。ISOの適切な委員会で、国際的なコンセンサスが得られるかにかかっているが、現状ISOには物流サービスに関する専門委員会は少なく、別の切り口が模索されている。

PAS1018発行直後に経済産業省とBSIは、サービス分野を含む新分野の国際標準の共同開発などを推進する協力覚書を締結した。ヤマトの案件が、日本として国際標

準化の手法を広げていく一つの契機となったといえる。

### （3）WTO・FTAにおける規制・規格の扱い

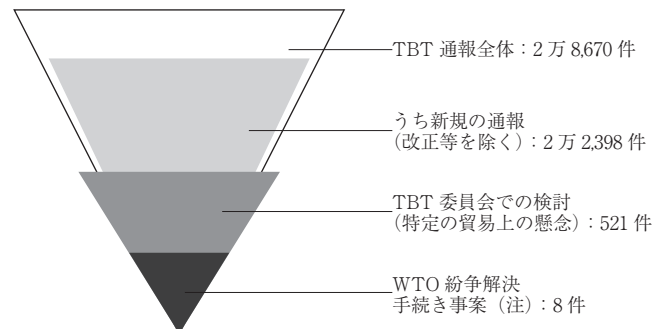
#### ■ WTOを通じた標準化の機能とその評価

製品規格がもたらす非関税障壁に対応する国際取り決めとしては、GATT東京ラウンドで、任意の加盟国間で貿易の技術的障害に関する「スタンダードコード（協定）」を締結している。これにより新規の国家規格は、原則として国際規格に基づくことが義務付けられた。WTO・TBT協定ではこの義務が新規だけでなく既存の規格にも適用された。TBT協定、SPS協定、政府調達協定の3協定により国内規格、公共調達の国際規格への適合化が進んだ。今日、国・企業レベルともに、国際標準化への対応が不可欠であるが、各国規格の国際規格対応はある程度一巡した結果、発効から20年以上経過したTBT協定の意義が薄れているとの指摘もある。

しかし、TBT協定には、各加盟国が強制規格の立案、制定、改正等を行う場合に、事務局への通報によって加盟国に公表する義務（TBT協定第2.9-2.11条、第5.6条など）があり、各国規制・規格の透明性向上に大きく貢献している。WTO発足以来、TBT通報は2万8,000件以上に達する。TBT通報のうち、WTOでは加盟国から「特定の貿易上の懸念（Specific Trade Concern：STC）」として指摘された措置について、通常年3回開催されるTBT委員会で議論し、必要な場合、措置導入国に是正を求めてきた。TBTに関してWTO紛争解決手続きを活用した事案が少ない要因の一つに、TBT通報プロセスが機能して紛争化を未然に防いでいることが挙げられる（図表II-44）。同様に、WTOのSPS委員会においても各国の措置の検討が定期的に行われている。各国の規制・規格情報を集約するWTOの日常的な活動は高く評価されるべきである。

TBT通報は2006年に1,000件を超え、2012年には2,000

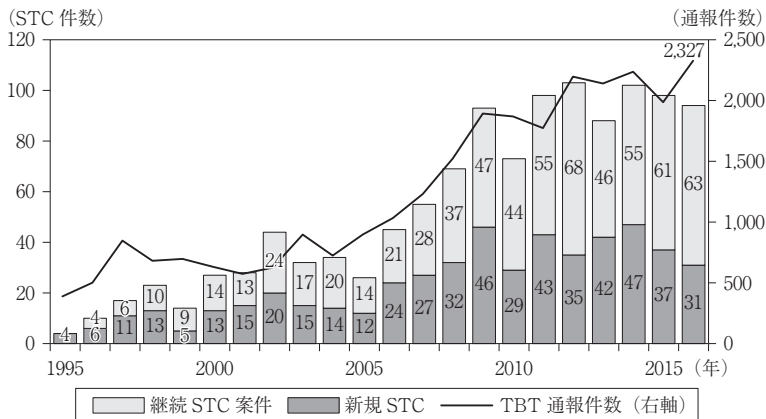
図表II-44 WTOに寄せられたTBT事案の全体像（1995～2016年）



〔注〕 TBT協定が主要な論点に挙げた事案。関連案件を含めると52件。

〔資料〕 WTOヒアリング結果およびWTOウェブサイト（TBT-IMS）から作成

図表Ⅱ-45 WTO・TBT通報案件と「特定の貿易上の懸念（STC）」件数の推移



〔注〕継続案件とは、WTO・TBT委員会において2回以上の会合で審理されたSTC案件。

〔資料〕WTO：TBT-IMSデータベースから作成

図表Ⅱ-46 TBT委員会で「特定の貿易上の懸念（STC）」に挙げられた措置の件数上位国（1995～2016年累計）

国・地域	件数	事例（年）
EU	98	化学品（REACH）規則（2003） 表示・包装（CLP）規則（2007）
中国	60	化粧品表示に関する行政令（2015） 強制認証（CCC）制度（2006）
米国	47	バイオテロ法（2003） リチウム電池輸送（2010）
韓国	32	食品産業促進法（2009）
インド	26	アルコール飲料の基準（2013）
ブラジル	23	たばこ製品の成分基準（2011）
インドネシア	21	食品表示規制（2013）
エクアドル	19	適合性評価の枠組みに関する決議（2013）
ロシア	18	アルコール飲料の安全規制（2012）
メキシコ	15	エネルギーの持続可能な利用のための表示法（2011）
コロンビア	13	商業用トラックのディーゼル排出ガス規制（2011）
日本	12	和牛に関する表示ガイドライン（2008）
カナダ	11	たばこ法改正（2009）
タイ	10	アルコール飲料の表示要件（2014）
アルゼンチン	8	アルコール飲料に関するメルコスール規制（2004）
台湾	8	遺伝子組み換え品表示（2015）
フランス	8	リサイクルに関する表示（2014）
計	521	

〔注〕事例は、懸念表明国の多い事案を中心に例示した。

〔資料〕WTO：TBT-IMSデータベースから作成

件を上回った（通報内容には貿易の円滑化に資する措置も含まれ、通報数の増加は必ずしも貿易障壁の高まりに比例するものではない）。TBT委員会で審理されるSTC案件は、新規・継続を合わせると年100件程度に上る（図表Ⅱ-45）。継続案件では、3～5回の委員会会合にわたって審理されている案件が25.9%、6回以上の会合が15.5%と、長期化する傾向にある。強制力を伴わないTBT委員会の機能には限界がある点是否めない。

STCに挙げられた措置の発動国・地域は、EU、中国、米国の順に多い（図表Ⅱ-46）。措置の内容（同一事案に複

数の場合を含む）では2016年末時点で、「追加情報、明確化の要請」（351回）、「不必要な貿易障壁である」（315回）、「透明性」（286回）の順に多い。

### ■ 二国間協定による標準化分野のルール化

規格や標準化の貿易上の問題はWTO以外にも、二国間協定でも扱われている。二国間の枠組みとしては、相互承認協定と、FTAの二つのアプローチがある。

相互承認協定は対象国間で、それぞれの国家規格そのもの、または国家規格への適合性評価結果を認め合う仕組みであり、FTAと同様に国家間条約である。ほとんどは締結国双方の規制・規格を維持したまま、貿易手続きを効率化

するという趣旨の適合性評価の相互承認である。TBT協定にも相互承認を推奨する規定があり、同協定の趣旨にも合致した制度といえる。通信設備の互換性や電気機器の安全性などの分野を対象にした協定が多い。特に2000年前後に多く締結され、WTOに通報された相互承認協定は150を数える。しかし、過去10年以上、ウクライナなど特定国を除いては新規の相互承認協定締結は低調である。欧州やCIS地域など近接する国家間では一定の機能を果たしているが、主要国間での利用実績は少ない。各国規制当局が受け入れに慎重であり、合意できる分野が限られていることが大きな要因である。

相互承認協定に代わって、現在はFTAのTBT章が、規制・規格の分野における協力や、相互承認の規定を扱う二国間協定の主流になっている。2015年から2017年上半期に発効したFTAでは22件中20件にTBTに関する章が含まれる。FTAに含まれるTBT章の規定は、①TBT協定の内容の再確認またはFTAの一部としての組み込み、②国際規格への調和の促進、③各国規制の同等性の尊重（可能な限り相手国の当該規制を自国の規制と同等に扱うこと）、④規格の透明性の確保、⑤適合性評価の相互受け入れ、などが中心的な内容となっている。各国FTAのTBT章には特徴があり、例えば米国は透明性の確保、EUは国際規格への調和を重視している。

FTAのTBT規定はTBT協定を土台にしつつ、WTO諸協定そのものの改正が容易でない中で、WTOルール的发展におおむね寄与しているとも評価できる。しかし、中にはWTO・TBT協定の内容と異なる規定も散見される。例えば環太平洋パートナーシップ（TPP）協定のTBT章は対象が中央政府機関の規格に限られ、TBT協定が対象とする地方政府機関や非政府機関は含まれない。さらにTPP協定ではTBT協定の主要な規定（強制規格に関する第2条、適合性評価手続きに関する第5条のほ



とんど)を協定に取り込んでいるが、TBT協定第2.6条(「強制規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため(中略)国際規格を適当な国際標準化機関が立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たす」)および第5.5条の適合性評価手続きに関する同様の規定は除外している。国際規格については「不必要な障害とならないことを確保するため、実行可能かつ適当な場合には相互に協力する」(TPP協定第8.5条第3項)とあり、条文上はTBT協定の義務の水準を満たしていないとみるのが妥当である。FTAのTBT規定が、TBT協定の適用関係を複雑化させる事態は避けられるべきであろう。

他方、TPPやEUカナダFTAなど最近のFTAではTBT章とは別に「規制協力」に関する章を設けている。拘束力のない努力規定が中心とはいえ、規制・規格の調和を後押しする試みとして、今後の進展が期待される。

#### (4) 国際標準化の現代的課題とWTOの役割

本節では、WTO発足以降の国際規格の影響力の高まりや、スマートシティーに代表される社会システムの高度化などを反映して、国際標準化への対応の必要性が各国で浸透してきた状況を確認した。同時に、国際規格の対象分野が複数の領域にまたがるようになり、国際標準化機関間での規格の重複や、規格間の競争が発生していることや、民間規格の台頭などにより、国際標準化とい

う課題の性質が多様化しているという側面も指摘した。

国際規格自体の数が増大した結果、「関連する国際規格が存在する場合はそれを当該規格の基礎に用いる」というTBT協定の原則は揺らいでいる。つまり、国際規格であっても、規制・規格の基礎として用いるのに「適切な規格と、必ずしも適切とはいえない規格とが併存する状況が生じている<sup>(注4)</sup>。ある国際規格が「適切」であるかどうかの基準は、当該規格が利用者に受け入れられるか否かに委ねられている。多様な国際規格が併存する今日、「市場が適切な国際規格を選ぶ時代」に入っている。国際規格を取得すること自体に過度な効果は期待できず、いかにその規格を普及するかが戦略として重要となる。

規制・規格は増加し、TBT通報も増加の一途にある。通報の増加自体は、技術の高度化を反映したものであり、WTOが「見える化」を進めた成果といえる。FTAの多くはTBT規定を含むとはいえ、二国間でTBTの問題を扱える範囲は限られており、WTOが主要な役割を担うことに変わりはない。民間規格の台頭を含む現代的な課題をWTOでより深く検討していくために、各国はこの分野におけるWTOの機能を一層重視すべきである。

(注4) TBT協定第2.4条和訳文では「関連する(relevant)国際規格」とあるが、TBT委員会が示した「国際規格6原則」(2000年)採択における議論(WTOヒアリングによる)、さらにECイワシ事件上級委員会判断(2002年)においてrelevantはpertinentと同義であるとしている点から、relevantの語には、「適切な」の意も含まれると考えられる。

## 第4節 多国間貿易ルール of 現状

### (1) WTOにおける最近の動き

#### ■新たな可能性と危うさの両面を示すWTO体制

WTOは2001年開始のドーハ・ラウンドの終着点が見えない中、ルール形成機能の低下が指摘されて久しい。しかしながら、ここ数年、着実に成果と前進が見られる(図表Ⅱ-47)。中でも2017年2月には貿易円滑化協定が発効に至った。全加盟国が参加する新協定の発効は、1995年のWTO発足後初となった。

また2017年1月には公衆衛生に関するTRIPS(知的所有権の貿易関連の側面)協定の改正が発効した。改正により、エイズウイルス(HIV)感染症やマラリアなどの治療薬が十分でない途上国に対して、法令等に基づき強制実施権(特許権者の許諾を得ない特許使用)を行使して製造された後発医薬品を合法的に輸出することが可能になった。同改正は2005年に採択され、10年以上を経てようやく発効に至ったもの。とはいえ、WTO協定改正の実現はWTO発足以来初であり、必要な批准数に達したのは、WTOに対する加盟国の関与の高まりを示すものと評価できる。

加盟国の政治的な意思の集結により貿易円滑化協定の合意に達した2013年バリ閣僚会議が、その後の進展の一つの契機となっている。同会議で、合意可能なテーマから成果を摘み取っていくアプローチが確立し、次のナイロビ閣僚会議(2015年)での、農業輸出補助金の禁止・撤廃合意へと結び付いた。ナイロビで途上国の最優先事項である農業分野で一定の成果が得られたことにより、

WTOで他分野に取り組みやすい土壌が整いつつある。

折しも、国際社会ではグローバル化の流れから取り残される層が発生していると指摘される中、WTOを通じた包摂的(inclusive)な多国間貿易ルールの意義と効果が再認識されている。代表的な変化としては電子商取引に関する議論がある。従来、ドーハ・ラウンドで設定した交渉議題から離れるべきではないとして、WTOで新しい貿易課題を扱うことに消極的であった途上国の中からも、電子商取引に関する多国間ルール形成の必要性を指摘する声が上がっている。

さらに新しい動きとして、2017年に入り投資円滑化のルール化に向けた提案が途上国から相次いで提出された。WTOにおいて投資ルールは、ドーハ・ラウンド初期に貿易円滑化とともに交渉議題の候補に挙げたものの、途上国の賛同が得られず交渉立ち上げが見送られた経緯がある。その投資のルール形成が、途上国から円滑化という切り口で新たに提案された。貿易円滑化協定が良き前例となり、投資、またサービスの円滑化へと議論が広がっている。

2期目の任期に入るWTOアゼベド事務局長は2017年5月の訪日に際しジェトロで講演を行い、貿易ルール形成について、「世界で複数の貿易ルールが併存するのは望ましい状態ではない。WTOで最近、電子商取引や、投資およびサービスの円滑化といったテーマについて提案が出されるようになったのは、各国が貿易ルールは本質的には多国間で達成されるべきであると認識しているためである」と述べ、WTOの意義を強調した。

このように多国間貿易体制の可能性を示すポジティブなサインがある半面、WTOがこれまで以上に困難な局面に立たされているという面もある。要因の一つは、意思決定方式の問題、もう一つは米国新政権の動向である。

2017年5月のWTO一般理事会では、投資円滑化について非公式な対話を進めるとの提案に対しインドが、「WTOの目的の範囲に含まれない」として全体会合の場で明確な反対の意思を示した。WTOの意思決定は投票を行わず、積極的な反対の意思が示されなければ全会一致と見なすコンセンサス方式を採用している。合意形成の最終段階ではなく、非公式な検討を進めるという初期段階の局面で「拒否権」が発動された事態に、WTO全加盟国での決定を1加盟国が容易にブロックできるといふ、機構の意思決定の脆弱性が露見した形となった。

また、米国新政権がWTO体制を必ずしも重視しない姿勢を示していることも、今後多国間貿易体制を揺るがしかねないリスク要因である。2017年3月に米通商代表部が発表した2017年通商アジェンダでは、米国に不利なWTO紛争解決判断を受け入れない立場を強調した。さ

図表Ⅱ-47 最近のWTO多国間貿易交渉および複数国間(ブルリ)交渉の成果と動向

分野		最近の成果と動向
成果	農業	・農業輸出補助金の禁止・撤廃(2015年) ・後発開発途上国(LDC)の綿花輸出への無税無枠供与(2015年)
	物品市場アクセス	・情報技術協定(ITA)関税撤廃拡大(2015年)
	政府調達	・改正協定発効(2014年)、新規加盟交渉に弾み
	貿易円滑化	・貿易円滑化協定発効(2017年)
進行中の議題	知的財産権	・医薬品アクセスに関するTRIPS協定改正(2017年)
	サービス	・有志国による新サービス貿易協定交渉(2013年～)
	ルール	・漁業補助金ルールの交渉が本格化(2016年～)
	環境	・環境関連製品の関税撤廃交渉(2014年～)
	新しい分野、最近議論が活発化する分野	・電子商取引のルール化に向けた議論(2016年～) ・投資円滑化のルール化に向けた議論(2017年～) ・小規模・零細企業が裨益する貿易の在り方(2017年～)

[注] 新サービス貿易協定交渉はWTOの枠外での取り組み。

[資料] WTO資料から作成

らに同年4月29日にはトランプ大統領が、「米国の利益に全体として反する貿易協定等（WTO協定を含む）は再交渉または停止」すべく効果の検証を行うとの大統領令を発出した。同10月までに結果を発表する。米国の姿勢によってはWTO体制の求心力低下が懸念される。

■新しい交渉分野が始動

不安要因を抱えつつも、2017年12月の第11回閣僚会議（ブエノスアイレス）でバリ、ナイロビに続く成果を挙げべく、有望分野で検討が進められている。

○ルール分野（漁業補助金）

ドーハ・ラウンドの議題では、ルール分野の中で、漁業補助金に関する規律強化が合意可能なテーマの一つと目されている。過剰漁獲能力と乱獲につながる漁業補助金の、2020年までの禁止を掲げた国連の「持続可能な発展目標（SDG）」第14.6項に呼応して、合意可能な論点の集約を進めている。商業漁船の改良や建造など過剰漁獲能力増強につながる補助金や、違法・無報告・無規制な漁業（IUU漁業）への補助金禁止についてはおおむね一致が見られる。アルゼンチンらは、貿易円滑化協定が採用した途上国の協定義務の履行方式を、漁業補助金ルールにも用いることを提案した。すなわち、途上国自身が、①取り決めの発効時に履行する義務、②一定の猶予期間の後に履行する義務、③能力構築支援を必要とする義務、を申告し、履行能力に応じて協定上の義務を履行する仕組みである。貿易円滑化協定が、途上国が新たな貿易上の義務を受け入れやすくなる土台を築き、他の分野に拡張していった好例といえるであろう。

同じくルールの分野では、米国、EUなどが、近年問題となっている、素材産業などにおける過剰供給能力の創出や増強につながる補助金や、国有企業に対する規律を強めるべきとの提案を行っている。その他、中国は、国内当局によるアンチダンピング措置の見直し手続きが機能せず、実質的に措置が自動継続されているなどの点を挙げ、ルール強化を主張している。

数あるルール分野の論点の中で、漁業補助金を優先事項として扱うことに消極的な国々も散見されるが、国連SDGの達成という共通目標を実現し、WTOの場で見える成果を着実に達成していく

ための協力を惜しむべきではない。

○電子商取引

電子商取引に関して第11回閣僚会議で、交渉の立ち上げなど何らか踏み込んだ合意が得られるかどうか論点となっている。WTOの場で電子商取引に関して議論する根拠となっている加盟国間の合意文書は、1998年第2回閣僚会議の宣言文書に基づいて採択された作業計画にまでさかのぼる。（第III章第1節（2）参照）

2015年のナイロビ閣僚会議では、一般理事会に対し作業計画の進捗確認を行うよう指示した。これに基づき2016年12月の一般理事会で議長が現状認識と課題を示したほか、「発展のための電子商取引の友グループ」をはじめ途上国、先進国を問わず多くの提案が提出されている（図表II-48）。

その他の議題としては、中小・零細企業が貿易自由化の恩恵を受けられる貿易環境の整備が提案されている。

図表II-48 電子商取引に関するWTOと新サービス貿易協定（TiSA）交渉での主な論点

	文書・主体	概要
WTO	1998年作業計画	<b>物品貿易理事会</b> ・市場アクセス上の論点整理（関税、関税評価など） ・電子商取引に関する規格 <b>サービス貿易理事会</b> ・サービス分野で扱うべき範囲の整理（サービスモード上の分類を含む） <b>知的所有権の貿易関連の側面（TRIPS）理事会</b> ・著作権や商標の保護およびその執行 ・新しい技術へのアクセス <b>貿易と開発委員会</b> ・電子商取引の途上国、とりわけ中小企業への影響 ・途上国企業の参入における課題
	ナイロビ閣僚宣言に基づく一般理事会レビュー	・加盟国の多くは1998年作業計画に基づく作業の継続を希望 ・「発展のための電子商取引の友グループ」の活動を認識 ・第11回閣僚会議に向けた進展を望む加盟国がある一方で、ドーハ・アジェンダを優先すべきとの意見もある ・WTOにおける交渉の開始はコンセンサスによって決定
	発展のための電子商取引の友グループ*	・途上国、中小零細企業が参加しやすい枠組みの整備により、デジタル貿易における格差を是正すべき ・1998年作業計画の範囲は限定されており、第11回閣僚会議において、WTOにおいて取り組むべき電子商取引の課題、交渉範囲を明確化する
	南アフリカ共和国、インドネシア、ベトナムなどのグループ	・電子商取引における貿易円滑化 ・途上国・先進国間の電子商取引インフラ格差の是正 ・決済手段へのアクセス機会の改善 ・オンラインセキュリティの向上
	中国	・越境電子商取引を円滑化する健全な貿易政策環境の構築 ・越境電子商取引に関する規制枠組みの透明性向上 ・越境電子商取引のインフラ、技術的要件の改善
	日本	・2016年7月の電子商取引特別会合では、電子的送信に関する関税不賦課、事業実施のための国境を越えるデータ移送の許可、サーバーなどの現地化要求やソースコードの開示要求禁止などを提案
TiSA	電子商取引に関する付属書（案）	・ネットワークアクセスの確保 ・関税不賦課 ・電子認証・電子署名 ・オンライン上の消費者保護、スパムメール対策 ・ソースコード要求の禁止 ・越境データ移送における個人情報の保護 などの要素を検討

[注] \*は、アルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、ケニア、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、スリランカ、ウルグアイの10カ国。

[資料] WTO、欧州委員会、各種報道から作成

図表Ⅱ-49 多国間・複数国間交渉に対する主要国・地域の立場概要

	ドーハ・ラウンド	新しい分野	プल्ली交渉
米国	新しいアプローチが必要	WTOでの議論に固執せず	従来は積極的に関与
EU	新しいアプローチが必要	積極的に提案	積極的に関与
日本	新しいアプローチが必要	電子商取引ルールを提案	積極的に関与
中国	原則、従来の枠組み維持	積極的に提案 論点間のバランスを主張	環境物品協定交渉に参加
インド、南アフリカ共和国	従来の枠組み維持	反対	不参加
アルゼンチン、ブラジル	原則、従来の枠組み維持	積極的に提案	不参加
ロシア	原則、従来の枠組み維持	投資円滑化ルールを提案	不参加
後発開発途上国 (LDC)	従来の枠組み維持	原則として反対	不参加

〔資料〕各種通商専門誌から作成

新しい議題へのWTOの場での取り組みに対して、主要国の立ち位置は一致していない。ドーハ・ラウンドや、次に取り上げる任意参加の複数国間（プल्ली）交渉に対する立場を含め、多様な立場があることを考慮しつつ（図表Ⅱ-49）、合意可能な分野から多国間ルール形成を進めていく必要がある。

■ 2016年中の合意を逃した複数国間（プल्ली）交渉

進行中の代表的なプल्ली交渉としては、環境物品協定交渉と、新サービス貿易協定（TiSA）交渉がある。

WTOでは2014年以降、環境対策に必要な物品や環境負荷の低い物品の関税を撤廃する交渉を、日本、米国、中国など有志の18WTO加盟国・地域が進めてきた。有志のWTO加盟国が交渉し、合意した関税撤廃約束を最恵国待遇原則に基づき全てのWTO加盟国に適用する方式は、情報技術協定（ITA、2015年に品目拡大に合意）で成功しており、同協定に続く成果が期待されたが、対象品目で合意が得られず、目標とした2016年中の合意達成はならなかった。

TiSA交渉は、23カ国・地域が参加する大型の複数国間サービスFTA交渉である。2013年に交渉開始し、WTOのサービス協定（GATS）での約束を上回る高い水準の自由化約束に加え、電子商取引に関する合意や透明性の向上など、サービスに関するルールや、国家間紛争解決制度を備えた協定を目指す。2016年末時点で21回の交渉会合を実施したが、合意には至っていない。米国がFTA交渉は二国間をベースに行う方針

図表Ⅱ-50 主な複数国間（プल्ली）交渉の概要

	環境物品協定 (EGA)	新サービス貿易協定 (TiSA)
概要	太陽光パネル、風力発電タービン、環境計測器など約260品目の関税を撤廃	①一般規定、②運輸、金融などサービス分野別自由化約束、③透明性、電子商取引など17の付属書から構成される協定（サービス分野のFTA）。
交渉開始	2014年7月	2013年3月
参加国数	18カ国・地域	23カ国・地域
主要メンバー	日本、米国、EU、中国など	日本、米国、EUなど
対象国・地域が世界計に占める割合	対象品目の貿易額の約80%	世界のサービス貿易額の約70%
WTOの枠内外	WTO枠内	WTO枠外
適用対象	全WTO加盟国に適用	参加国のみに適用
交渉の現状	目標とした2016年中の合意を逃す	2016年11月に第21回交渉会合
懸念事項・課題	・中国が対象品目の選定で独自の主張を維持 ・米国新政権の環境政策	・米国新政権が二国間の通商交渉中心の姿勢を示す ・途上国の参加が少ない

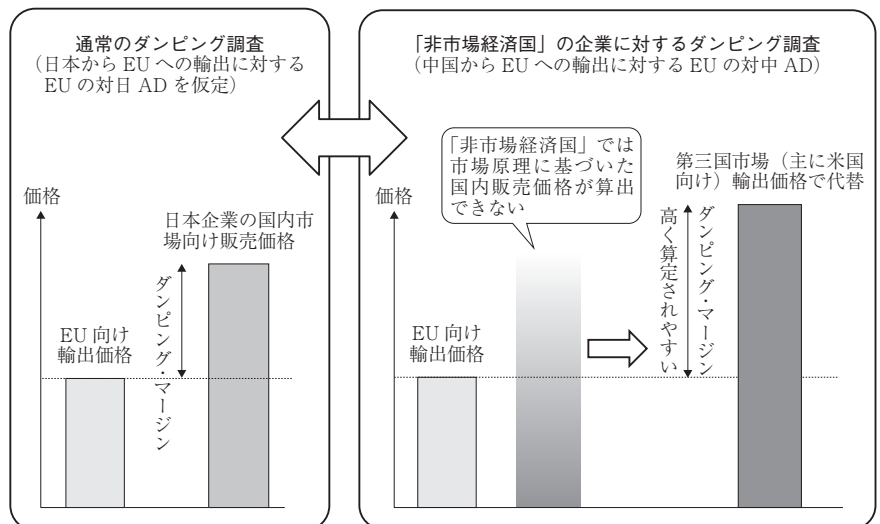
〔資料〕WTO、欧州委員会、各種報道から作成

を示していることもあり、TiSA交渉の行方は現状、不透明になっている（図表Ⅱ-50）。

■ 中国の「市場経済国」問題

中国が2001年WTOに加盟して15年が経過し、対中アンチダンピング調査に中国では市場経済の条件が整っていないという前提で通常と異なる調査方法（図表Ⅱ-51）を認めた、中国WTO加盟議定書第15条（a）（ii）が2016年12月11日、失効した。既に、①中国とFTAを締結（韓国、スイス、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN諸国など）、②個別に合意（ブラジル、アルゼンチンなど。ブラジルは政治的合意にとどまり、2016年末時点で法令は未改正）、③

図表Ⅱ-51 「非市場経済国」に対するアンチダンピング（AD）調査概念図



〔資料〕各種資料から作成

図表II-52 日米EUの対中アンチダンピング規定

	根拠法令	個別国名の明記	「市場経済」「非市場経済国」の認定要件
米国	1930年関税法第1677条(18)	なし	①通貨の兌換可能性 ②労使間の自由な交渉に基づく賃金の決定 ③外国投資の自由 ④生産の諸要素に対する政府の管理 ⑤資源配分や価格に対する政府の関与 ⑥その他、行政当局が適当と認める要素
EU	規則2016/1036第2条7項	現行法：あり	中国を含む15カ国を非市場経済国と設定し、アンチダンピング調査の対象となっている当該企業の当該産品について、生産者の決定が市場原理に基づいて行われている、などの諸条件を満たさない限り、構成価格を適用。
		改正案：なし	著しい歪曲（significant distortion）が存在する場合は、構成価格を適用。著しい歪曲の決定には、とりわけ以下の要素を含む： ①企業に対する国家のコントロール ②価格や費用の決定に対する国家の影響 ③国内企業を優遇する公共政策 ④公的な資金援助の得られやすさ
日本	不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン7.(6)	あり	中国およびベトナムを原産地とする特定貨物の生産および販売について市場経済の条件が浸透している事実（価格などの決定に対する政府の重大な介入がない事実など5要件を例示）が明確に示されない限り構成価格を適用。

〔注〕EU規則は2017年6月現在改正手続き中。

〔資料〕各国・地域法令から作成

自主的な、あるいは中国との二国間投資協定締結に連動した供与（ケニア、アルジェリアなど一部のアフリカ諸国）、など多数のWTO加盟国が、同条項の失効を待たずして、中国を「市場経済国」認定している。他方、米国、EU、日本、カナダ、メキシコ、インドなどは、同条項失効後も、従前のアンチダンピング調査手法を維持、または実質的に維持できるような法改正を行っている。

中国は、WTO加盟満15年が経過した翌日（2016年12月12日）、米国とEUの対中アンチダンピング調査手法についてWTO紛争解決機関に協議要請を行い、そのうち対EUでは2017年4月、WTO紛争解決小委員会（パネル）が設置された（対米国は同6月末現在、協議段階のまま）。EUは従来のアンチダンピング規則では中国の国名を明示して、通常と異なる調査手法を規定していたが、「政府の介入によって製品価格に著しい<sup>わいさよく</sup>歪曲が生じている場合」に同手法を採るとして、国の指定を行わない規定内容への規則改正を進めているところであった（図表II-52）。中国としては、アンチダンピング措置への影響のみならず政治的観点からも引き続き市場経済国認定を求めていくとみられる。

## （2）貿易円滑化協定の特徴と影響

### ■2017年2月にWTO貿易円滑化協定が発効

WTOの貿易円滑化協定が2017年2月に発効した。協定は、2013年12月にバリで開催された第9回閣僚会議で、WTO設立以来全加盟国が初めて合意した新たな多国間ルールである。協定に基づく貿易手続きの簡素化や透明性

の向上が実現すれば、貿易にかかる各種コストや所要時間の削減につながり、中小企業も含めた全ての当事者の貿易への参入を後押しすると期待される。

2014年11月のWTO一般理事会で正式な文書が採択された後、わずか11日後には香港が批准した。日本もその後2015年6月に、シンガポール、米国、モーリシャス、マレーシアに次ぐ6番目の批准国・地域となった。協定の発効には、全加盟国の3分の2に当たる110カ国の批准が必要とされていたところ、着々と批准が進み、2017年2月のルワンダ、オマーン、チャド、ヨルダンの批准をもって発効に至った。同年7月現在の批准国・地域は121に上る。このスピード感は、例えば2006年の発効まで7年も要した改正京都規約（世界税関機構で採択された、税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）のような、他の多国間条約と比し

ても相当に速いと評価される。背景には、後述するように途上国の履行に相当の柔軟性を持たせたことや、停滞気味であったWTOの立法機能を復活させたいという全加盟国による強い共通認識があったと考えられる。

協定の主な内容をまとめたのが図表II-53である。従来GATTで触れられていた貿易円滑化に関連する条項を具体化したことと、途上国に対する特別措置を明示的に盛り込んだ点が大きな特徴である。

協定は全3節、24条から構成され、実質的なルールに当たるのが第1節である。ここでは、各国が実施すべき貿易円滑化措置を定める。既存のルールとの関連では、主にGATT第5条（通過の自由）、第8条（輸入および輸出に関する手数料および手続き）、第10条（貿易規則の公表および施行）に定められた規定につき、通関業務の短縮化や効率化のための措置を具体化した。企業の貿易実務に資する条項として例えば、輸出入に関する情報の入手が容易となること（第1条）、関税分類などについて事前に税関の回答を得られる事前教示制度の導入（第3条）、貨物引き取りに要する時間の確定と公表、認定事業者に対する手続きの軽減、急送貨物の迅速な処理（ともに第7条）、通関手続きのシングルウィンドウ化（第10条第4項）などが挙げられる。

第2節は、「途上国および後発開発途上国（LDC）に対する特別かつ異なる待遇の規定」である。途上国を明示的に区別した節の設置は、WTOの他の協定には見られない。先進国は第1節の即時履行を求められる一方、途上国やLDCは、第1節の各条項をいつ履行するのか、あるいは履

図表Ⅱ-53 貿易円滑化協定の主な内容

条 項		内 容
<b>第1節 各国が実施すべき貿易円滑化措置</b>		
第1条	情報の公表および入手可能性	税関手続きに関する情報の速やかな公表、インターネットによる情報公開の推奨、照会所の設置。
第3条	事前教示	法的に有効な事前教示制度の導入、事前教示のための手順の公表など。
第4条	異議の申し立てまたは審査請求のための手続き	税関の決定に関して異議申し立て、または審査の請求を可能とするなど。
第7条	物品の引き取りおよび通関	迅速な通関手続きを目指す制度導入を推奨：貨物到着前の通関、引き取りに要する時間の公表、認定事業者の優遇、急送貨物の迅速な処理など。
第10条	輸入、輸出および通過に関連する手続き	通関手続きの煩雑さや必要書類の量を軽減する制度導入を推奨：国際標準への調和、シングルウィンドウ化、特定通関業者の使用強制の禁止など。
第11条	通過の自由	原則、手数料などに関する規律、通過に関する手続き、保税運送制度など。

**第2節 途上国および後発開発途上国（LDC）に対する特別かつ異なる待遇の規定**

第14条	規定の区分	区分A：途上国は協定発効と同時に、LDCは発効後1年以内に義務の履行を開始する条項。
		区分B：途上国が協定発効と同時に（LDCは発効後1年以内に）定め、さらにその後1年以内に履行開始の確定日を通知する条項。
		区分C：協定発効後、他国や国際機関の援助・支援を必要とする条項。途上国は、必要情報を提供した上で発効後2年半（LDCは5年半）以内に履行開始の確定日を通知する。
第17条	早期警報制度（区分B・Cの規定を実施する期日の延長）	区分BおよびCの条項において、事前に通知した日に履行が困難な際に、施行延期を申請できる制度。
第19条	区分Bと区分Cとの間の移動	区分BおよびCとして選択した条項を両区分間で変更できる。
第20条	紛争解決に関する規則および手続きに関する了解の適用のための猶予期間	区分によって定められた期間、途上国は紛争解決の対象国とならない。

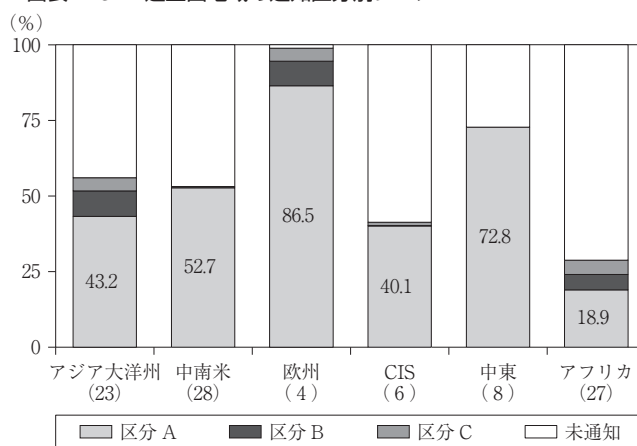
**第3節 制度上の措置および最終規定**

〔資料〕WTO貿易円滑化協定から作成

行日をいつまでにWTOに通知すべきかを、第14条に基づき自らA～Cの区分に分類する。例えば、ある途上国が、第1条第1項はすぐ履行できそうのためA区分、同第2項は国内制度整備に時間を要するためB区分などと、条項ごとにそれぞれ区分を設定する形である。

各地域の区分別通知状況は図表Ⅱ-54の通りである。アジア大洋州では23加盟国・地域合わせて43.2%、中南米では28カ国・地域で52.7%の条項がA区分として通知された。比較的高所得の国・地域の中には、メキシコや台湾のように、全ての条項をA区分として通知するメンバーもいる。C区分としての通知は全体としては少ないが、アフリカ諸国で4.7%と比較的比率が高い。特にシングルウィンドウ化(第10条第4項)や貨物引き取り所要時間の確定と公表(第7条第6項)ではC区分としての通知が多い。こうした条項の履

図表Ⅱ-54 途上国地域の通知区分別シェア



〔注〕①かっこ内は国・地域数。

②2017年7月現在。

〔資料〕TFAデータベース（WTO）から作成

行がそれだけ困難であり、他国からの支援が必要であることを意味する。インドネシアやアフリカの一部の国ははまだ9割以上の項目で区分を通知していないものの、2018年2月ごろまでには全加盟国がカテゴリ通報を完了する予定である。

協定の第2節では、区分の定義のほかにも、途上国やLDCが通知した履行開始日の延長を一定条件下で認める規定(第17条)や、区分の変更を許容する規定(第19条)が盛り込まれた。さらに第20条は、途上国やLDCが一定期間紛争解決の対象とならないことを定めている。紛争を提訴される懸念なく、各国は自国に合ったスケジュールで制度改善を進められる。一方協定は、条項の履行期限を設けておらず、貿易円滑化委員会が承認すれば期限は延期できる。従って、途上国やLDCによる履行状況を確認するには、WTOの貿易円滑化協定データベースを通して最新の情報に留意しておく必要がある。

**■事前教示制度や認定事業者優遇が実務にプラスへ**

貿易円滑化協定が完全に履行されれば、貿易にかかるコストを加盟国全体で14.3%軽減できると、WTOは見積もる。所要日数も輸出では2日間、輸入では1.5日間それぞれ短縮される見込みである。世界銀行の推計によると、輸出通関に要する時間とコストは図表Ⅱ-55の通りである。特に途上国では輸出に要する時間やコストが高く出ているところ、例えば書類の電子化などが進めば、手続きが簡便になるとみられる。

企業の貿易実務に対しては、協定全体を通じてプラスの効果が及ぶとみられるが、中でも影響が大きいものを二つ紹介したい。一つが事前教示制度の導入義務付け(第3条)である。税関や担当者による関税分類の違いが貿易実務上の障壁となるケースは、途上国での事案を中心にジェトロにもよく報告される。第3条の大部分をB区

図表II-55 輸出の所要時間とコスト

	通関に要する時間	書類準備に要する時間	通関コスト(ドル)
OECD	12	3	150
米国	2	2	175
英国	24	4	280
ドイツ	36	1	345
日本	23	2	265
東アジア・大洋州	57	73	402
中国	26	21	522
タイ	51	11	223
インドネシア	53	61	254
マレーシア	48	10	321
南アジア	59	78	376
インド	106	38	413
中南米	64	56	527
メキシコ	20	8	400
ブラジル	49	18	959
中東・北アフリカ	64	77	460

[注] 地域分類は世界銀行の定義による。

[資料] “Doing Business 2017” (世界銀行) から作成

分と通知したインドやナイジェリアなど、C区分と通知したパキスタンやモザンビークなども含め、いずれ制度が導入されることが協定で確約された。事前教示制度により、あらかじめ税関の回答を入手することができ、かつその回答の効力が一定期間持続する意義は大きい。

2点目に、手続きの円滑化が見込める分野として、認定事業者(AEO)制度が参考となる。貿易円滑化協定第7条第7項が、一定の要件を満たした企業への税関手続き上の優遇制度を設けるよう、つまりAEOに準ずる制度を導入するよう義務付けたためである。世界税関機構が2005年に設立したAEO制度は、貨物のセキュリティ管理や法令順守の基準を満たす企業に対し、税関手続きの優遇制度を設けるものである。具体的には、申告項目や書類審査・検査の軽減、保税地域以外の場所にある貨物の輸出申告を可能にする、といった優遇措置が設けられる。世界税関機構によると、2016年時点で69カ国・地域がAEO制度を採用している。日本も2006年に制度を導入し、2017年6月現在637の事業者がAEOとして認定済みである。近年は、通関業者の認定件数が増加する傾向にある。

AEOの認定基準は国によって異なるため、国同士で互いのAEOを承認するのが相互承認(MRA)である。例えば、日本のAEO認定企業は、MRA相手国でも通関手続きなどで優遇を受けられる。2017年7月時点で世界には約50のMRAがあり、日本は米国とEUとを含む八つのMRAを締結済みである。貿易円滑化協定の履行によりAEO制度やそれと近似する制度が世界的に普及し、さらにMRAを通じて国家間の制度調和や相互承認が増えれば、認定事業者にとっては貿易へのハードルがさらに下がるであろう。

そのほかにも、異議申し立て手続きの確立(第4条)や貨物到着前の手続きの実施(第7条第1項)なども、日本企業が相手国との貿易を行う上での予見可能性を高めるルールであるといえる。

途上国やLDC自身の裁量に任せて制度導入・改善を促す貿易円滑化協定は、完全実施まではある程度の期間を要する見通しである。しかし、世界全体の貿易円滑化水準を底上げする意義は大きい。個別の条項を見れば、貿易実務に資するルールも幅広く採用されており、企業の貿易拡大や中小企業の貿易への参入にもつながると期待される。

### (3) 多国間ルール形成と自由貿易体制

#### ■ その他の多国間ルール形成

多国間貿易体制はWTO以外にも、アジア太平洋経済協力(APEC)、経済協力開発機構(OECD)、G20、国際通貨基金(IMF)、国連貿易開発会議(UNCTAD)といった多国間枠組みや、E15(後述)のような新しい取り組みなど、さまざまな角度から支えられてきた。これらの枠組みは必ずしも拘束力を伴わないながらも、新しい課題の検討、情報収集および分析、首脳級などハイレベルな会議での協調の呼び掛けなどを通じて有益な貢献を果たしている。

APECは非拘束的な枠組みながら、幅広い経済分野にわたりアジア太平洋諸国の協調を促す仕組みとして一定の機能を果たしてきた。例えば過去にAPECが主導した議題では、2012年のAPECサミットで合意した環境物品の関税引き下げ対象リストが、WTOにおける環境物品交渉のベースとなっている。2016年11月の首脳会合(ペルー)では、自由貿易に対して懐疑的な風潮が高まる中で、多国間貿易体制への支持を強調し、貿易円滑化協定の早期発効を促した。2017年の議長国ベトナムは、「デジタル時代における零細・中小企業の競争力・イノベーションの強化」をテーマの一つに掲げ、電子商取引を通じた経済発展を後押しする取り組みを進めている。

OECDは貿易投資、税制、コーポレートガバナンス(企業統治)、贈賄・汚職など幅広い経済分野を扱い、特に国際的な資本移動や投資の自由化を実現するための規範形成に大きく貢献してきた。1990年代には、結果的に成果には結び付かなかったものの、法的拘束力のある国際投資協定の交渉がOECDをベースに行われたように、APECと比較すると強制力を伴う成果も追求してきた。GATT・WTOとの連携の歴史も長く、特にGATT時代にはOECD事務局を活用した事前調整や、貿易投資に関する分析が多国間貿易体制の重要な役割を担っていた。タックスヘイブン(租税回避地)の有害な租税優遇措置

(金融・サービスなどの活動から生じる所得に対して無税もしくは著しく低い税率で課税、透明性を欠く制度の運用など)への対応にも取り組んできた。2012年からは「税源浸食と利益移転 (BEPS)」プロジェクトを進め、2015年に15の行動計画を盛り込んだ最終報告書を公表。①有害税制への対抗、②租税条約の乱用 (treaty shopping) の防止、③移転価格の文書化 (多国籍企業情報の報告制度)、④効果的な紛争解決のための相互協議手続きなどが盛り込まれた。同プロジェクトには、OECD加盟国にとどまらず幅広い国・地域が参加している。

G20は財務相・中銀総裁会合としては1999年以降、首脳会合は世界金融危機直後の2008年11月に初めて開催された。2016年9月のG20サミット (中国：杭州) では世界経済の包摂的な成長に加え、発展と成長の推進役としての社会のデジタル化が初めて議題に挙がった。2017年はドイツが議長国を務め、世界経済の成長、貿易、環境、移民といった課題に取り組む。汚職防止や有害な租税競争への対応などではOECDと協働している。

IMFは国際通貨制度の安定性確保のための金融支援、技術支援だけでなく、世界経済の課題に対して国連、世界銀行、OECDなどとの連携を進める。とりわけ近年は、WTOなどを含めた国際機関が協調してグローバルな課題に対する提言が目立つ。

UNCTADは途上国の貿易投資環境整備を支援する国連機関であるだけでなく、直接投資や、近年では電子商取引の国際動向に関する情報の集約・分析など、グローバル経済の健全な発展を支える役割を果たしている。

E15とは貿易と持続的な発展のための国際センター

(ICTSD) と世界経済フォーラムが呼び掛けて2011年に立ち上げたイニシアチブである。貿易、投資などの専門家が、気候変動、競争政策、規制協力、デジタルエコノミー、FTAなど現代的課題を扱い、世界経済の持続可能な発展のための戦略的提言を行う。

## ■自由貿易体制の重要性

グローバリゼーションは所得や雇用格差の主要因ではないものの、輸入品との競争によって、負の影響を受ける層から貿易自由化や経済統合の加速に対する不安が示されるようになった。2016年は先進国での選挙や国民投票という形で、その不安が顕著に表れた年であった。超国家的なEU統合、またFTAの中でも高度な内容に合意した環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定が困難な局面を迎える中、各地域ではそれぞれ独自の在り方で貿易自由化、経済統合を模索する動きが目立つようになった。

貿易制限的措置を多用して国内産品を保護する傾向も強まっている。貿易制限的措置は当該産品に限って、輸入による国産品への損害を一時的に緩和する対症療法にはなるとしても、マクロ的には措置実施国のGDPや輸出入に負の効果を及ぼし、ひいては世界経済の成長に悪影響をもたらす。

グローバル経済から取り残される層が生じることを防ぐべく、貿易自由化には包摂性が求められる。WTOを中心とした多国間貿易体制はその要となる。各国は包摂的で自由な貿易の実現に向けてWTOや、他の経済、貿易に関わる多国間の協力枠組みを通じたルール形成を一層重視していくべきである。